

121.8-Ta54-2ウ



1200701117561

121.8
TA54
2



始



121.8
TA54
2



文學博士 高須芳次郎著

藤田東湖選集

讀書新報社出版部



976
255

序

皇道發揚の聲につれ、會て幕末に皇道振興に全力を注いだ東湖の詩文を研究しやうとする人々が近來頗る増加した。

どんな文章とどんな詩とが東湖の特色をよく代表してゐるか。さうした標準のもとに、考慮を加へて茲に『東湖選集』を編んだわけである。惟ふに、東湖の詩文は、いづれも思想の根柢を皇道に置き、政教一新に努力して正氣を鼓舞する意想によつてすべてが書かれてゐる。

そこに在來の漢學者流とはちがつて、支那臭に囚はれず獨創的に皇道の意義を明快に示し、國民道徳建設について、日本哲學の創造について頗る思索、推究につとめたところが多い。その經綸に至つては常陸帶その他において東湖の卓越した所以を明かにし、讀めば讀むほどいよ／＼滋味が出てくる。

皇道について深い關心を抱く人々は本書によつて十分に啓發せらるゝことを信ずる。

昭和十七年秋

高須芳次郎

藤田東湖選集

目次

一 思想篇

第一章 回天詩史

一、回天詩史解題……………三

二、回天詩史……………六

第二章 常陸帶

一、常陸帶解題……………七〇

二、常陸帶……………七四

三、常陸帶(目錄)……………八〇

四、常陸帶(上卷)……………八二

五、常陸帶(下卷)……………一三二

第三章 弘道館記述義

一、弘道館記述義解題……………一九〇
 二、弘道館記述義……………一九三

二 生活篇

一、日記解題……………二七三
 二、日記……………二七六
 三、己丑史局日記……………二七九
 四、庚寅日記……………二八〇
 五、丁酉日記……………二八二
 六、戊戌手記……………二八七
 七、辛丑日錄……………二九〇
 八、癸卯日錄……………二九二

九、甲辰日錄……………三〇〇
 一〇、續回天詩史料(嘉永六年日記)……………三〇〇
 一一、甲寅日曆(安政元年)……………三〇六
 一二、安政乙卯日曆(安政二年)……………三〇七

三 詩篇

一、正氣の歌及び日本史詩解題……………三三五
 二、正氣の歌……………三三六
 三、日本史詩……………三三五

藤田東湖年譜

一
思
想
篇

第一章 回天詩史

一、回天詩史解題

江戸時代における自傳文學として、新井白石の『折焚く柴の記』がある。國文で書いた名作の一つであるが、之に對し、漢文で書いた自傳として、藤田東湖が三十九歳の時に執筆した『回天詩史』がある。「回天」の二字は國勢を挽回する意味、詩史は、詩篇を品題として、その内容を年代を追うて説明するの意味で、つまり、東湖が烈公の幽囚に連座、辛苦を重ねた末水戸の國勢を挽回するに至つた事柄を敘述したものである。

白石の自傳にくらべて、更に波瀾に富み、變化に富み、文章また雄健、痛切で、無限の感慨を宿してゐる。讀んで、東湖の前半生から後半生の一半を知ることが出来ると同時に、名文としても、『折焚く柴の記』以上に深い感銘を讀者に與へねば措かない迫力にみちてゐる。

當時東湖は弘化元年、烈公の幽囚を耳にしたとき、深く幕府の不當處置を憤り、自刃して、

烈公の冤罪を明かにしやうと考へたのである。それは烈公の政治上の積極進歩主義と幕府の消極保守主義との正面衝突に基づくのを残念に思つたからだ。東湖が「三たび死を決して死せず」といつた中には、この時の決死の心持をも加へてゐるわけである。

それから「五たび間地を乞うて間を得ず」といつたことも、東湖が職務上、忠誠であるところに原因し、種々苦心を重ねたのである。さうした人生の歩みにつき、東湖は回顧し反省し、結局「苟も大義を明かにして人心を正しうせば、皇道爰ぞ興起せざるを患へん」といふ一個の信念に到達した。

そこに東湖が思索と體驗から得た尊い結論がある。武においては、支那の名將、嫪姚、定遠にゆづるまいとして望を達せず、また文學においては、第二の左丘明、司馬遷たることを企て、成功せずとも、それはやむを得ぬ。然し大義に殉じ、皇道を明かにする一片の赤誠は十分にあると東湖は言ふのである。

かく幽囚裡の生活において、東湖が半生を顧みて、その失敗と奮闘とを思ひ出しつゝ之を正直に告白し、未來の光明と希望とを期待したところに、『回天詩史』の持つ獨得な人生味がある。即ちそれは、どうしても、告白しないでをられないで、告白したのであつて、文中、自己を語るよりも、烈公のために辨じたところが寧ろ多いかに思はれる。それは、東湖の忠

誠にもとづくのであつて、始終全心を烈公に捧げ、且つ全日本のために一身を投げ出して盡さうとする彼の眞骨頭を見るのである。

二、回天詩史

述懷有序

余の罪を獲て屏居するや、偶々「三決死矣而不死」の句を得たり。既にして又其の韻に就きて「二十五回渡刀水」の句を賡す。一句を得る毎に往事を追懷し、感慨四集、乃ち其の句に就きて事實を左に録す。此の如きもの連日にして遂に八韻十四句を成し、其の録も亦十一篇となれり。其の敘事或は類に觸れて之を長じ、或は物に託して之を發す。固より悶を遣り鬱を泄すの餘に出づと雖も、亦以て世變を觀るべきなり。因つて命けて詩史と云ふ。其の冠するに回天の二字を以てするは、蓋し竊に微意の存するものあり。然れども、言、頗る忌諱に觸れ、事亦機密多し。敢て諸人を他人に示すにあらず、聊か子孫に遺すと云ふのみ。

三決死矣而不死。

二十五回渡刀水。

五乞間地不得間。

三十九年七處徙。

邦家隆替非偶然。

人生得失豈徒爾。

自驚塵垢盈皮膚。

猶餘忠義填骨髓。

稟姚定遠不可期。

丘明馬遷空自企。

苟明大義正人心。

皇道爰息不興起。

斯心奮發誓神明。

古人云斃而後已。

——三たび死を決して死せず、二十五回刀水(利根川)を渡る、五たび間地を乞うて間を得ず、三十九年七處に徙る、邦家の隆替偶然にあらず、人生の得失豈に徒爾ならんや、自ら驚く塵垢の皮膚に盈つるを、猶ほ余す忠義の骨髓を填むるを、稟姚定遠明すべからず、丘明馬遷空しく自ら企つ苟も大義を明かにして人心を正しうせば、皇道爰ぞ興起せざるを患へん。

三決死矣而不死

彪頭鈍にして罪を幕府に獲、禁錮默處す。因つて徐に従前の事を憶へば、死を決して死せざるもの此に至るまで凡そ三たび(十九歳、二十四歳、三十九歳の時)あり。文政甲申の歳(文政七年)彪年十九なりき。會々英吉利の夷船屢々東海に出沒し、遂に輕舸を下して常北の大津村に來る。村人捕へて以て之を告ぐ。大津村は元老中山氏の采地に係る。本藩騎士の中山氏に屬するものを發して急に赴かしめ、又隊長及び歩卒を發し、監察(目付)行人(從者)等を副へて之に備ふ。幕府に聞ゆ。幕府は代官古山善吉・通譯吉雄忠次郎等をして事の由を按驗せしむ。當時輿論皆謂へらく、幕府必ず舊典(鎖國の禁制)を修め、夷船を焼き、夷人を戮して以て威を海外に耀かさんと。古山等の至る

に及び、詰問甚だ寛かに、待つに漂泊して陸に投じたる例を以てす。

我が先子(父幽谷)之を聞き、ひそかに彪に謂ひて曰く、頻年、醜虜邊海を窺察し、時に或は大砲を鳴らして我が人民を震驚す。その傲慢無禮之を何とか謂はん。而して世を擧つて姑息無事を喜ぶ。吾恐れらくは、その或は之を放還するの策に出で以て一日の安を苟もすることを。果して然らば、堂々たる神州に一の具眼人なきなり。吾甚だ之を愧づ。汝速かに大津に赴き、ひそかに動靜を伺ひ、若し放還の議の決するを審かにせば、直に夷人の舎に入り、臂力を掉ひ、夷虜を擧にし、然る後從容官に就いて裁斷を請ふべし。一時の權宜に出づると雖も、少しく神州の正氣(東湖は正氣を解し、道義の積る處、忠孝の發する處とした)を伸ばすに庶からん。吾不幸にして女子多く、唯汝一男有るのみ、汝にして死せば吾が祀絶えん。是れ吾と汝との命の窮まる時なり。汝顧慮することなかれと。彪慨然として曰く、謹んで命を奉ずと。義氣色に見ゆ。先子泫然として曰く、眞に吾が見なりと。因つて速かに行装を辨す。適々伯舅(母かたのをぢ)丹子正來る。先子因つて杯杓を命じ、陰に彪に餞するの意を寓す。酒未だ酣ならず、俄に飛使あり大津より來る。曰く、古山等夷奴を詰問せしに、その陸に上りしは薪水を乞ふ爲にして、他意ありしにあらすと。薪水及び米穀果物を給してその巨艦に歸るを許せり。時に風波頗る悪しく、巨艦の何れの方位に在るを審にせず、夷奴以て意とせず、欣然として二輕舸に乗りて去り、その行く所を知らずと。一座恍然

(氣ぬけの體)たりき。是れ彪が死を決して死せざる其の一なり。

文政己丑の歲(文政十二年 彪年二十四。哀公(水戸家の八代目徳川齊修)疾病あり、人心恟々たり。初め武公、早く恭穆夫人(徳川治紀夫人)を喪ふ、故に適嗣あらず。庶公子四人あり。榮之允君といひ、昶之介君といひ、敬三郎君(後の烈公)といひ、銓之允君といふ。榮之允君立つて世子となる、即ち哀公なり。昶之介君は高松侯に養はれ、銓之允君は宍戸侯に養はる。獨り敬三郎君留て藩邸に在り。蓋し武公の志なり。此の時に當り大將軍(文恭公)子姓振々として、尾州、紀州の二藩より旁ら越前家に至るまで、國主城主の苟も嫡嗣なき者は、皆幕府の公子を降して嗣となす。其の國老有志等或は迎合して旨を希ふ。その甚しきは庶子庶弟の有無を問はざるなり。我が先子常に之を慨き、志を齎らして歿せり。是に至りて飛語あり、萬一公の病諱むべからざることあらば、清水侯を請うて以て嗣となさんと。侯も亦大將軍の庶子なり。一國愕然たり。夫れ東照宮の尾・紀・水の三藩を建てたる所以は、其の血胤を廣め共に幕府を補翼して宗社を磐石の安に保たんとしてなり。不幸にして臺徳(秀忠)大猷(家光)二公及び尾敬公(徳川義直)の胤既に見るべからず。則ち東照公の統は、僅かに紀南龍公(頼宣)と我が威公との胤に係れり。萬一又不幸にして威公の統を失はば、南龍公の胤を奉じて嗣となすは固よりなり。今面のあたり敬三郎君の在るあり。有司若し清水侯を奉ぜば、將に敬三郎君を何れの地に措かんとす。是に於て、日夜首をあげて江邸の報を

俟つ。

十月朔日、彪例により彰考館に登り、執政参政に陪し、諸生を試み經を講ず。適、江戸邸の親友根本仲徳の書を獲たり。曰く、青山子世(延子)偏嗣の定まらざるを憂へ、執政榊原淡州(淡路守)に詣り、責むるに大義を以てす。淡州晒うて曰く、子何ぞ事理に通ぜざるの甚だしき。幕府と三藩とは均しく是れ東照宮の胤なり、萬一諱むべからざることあらば、幕府の公子を奉じて統を繼ぐ、何の不可か之あらんと。子世怫然として出で去ると。又曰く、邸中事を用ふる者、日夜閣老沼津侯(水野出羽守)の第に出入し、事情測られず。もし山野邊にして江戸邸に在らしめば、有司の姦謀を破るに足らんと。言辭甚だ激切なり。是れ彪及び杉山士元に寄せたる書なり。彪謂へらく此れ國家の大事、志士命を受け國に報ずるの秋なりと、直ちに山野邊氏に詣り、竊に仲徳の書を示し、且曰く事急なり。夫子何んぞ士元と謀らざると。士元は大夫の信する所なり。大夫之を領づく。彪家に歸り、先子(關谷)を寢に祭り、且告ぐるに實を以てし、南上して急に赴くことを策す、不吉なり。彪、策を投じて曰く、吉を見て行き不吉を見て止まるは尋常の人事のみ。大事に至つては固より吉凶をもて其の節を變すべきにあらず。今既に死を決すれば不吉既に兆す、又何んぞ策せんと。神主に謝し、急に書を裁し、二三同志の士と梅巷の宅に會す。川瀬教徳・會澤安・吉成信貞・飛田勝・鈴木宜尊の諸子往々來り集まる。士元は山野邊氏宅に在り。亦彪の慮に往來し

て南上の策を議す。蓋し乞はずして境を出づる者は、國に刑典あり、故に其の議紛紜として決せず。川瀬教徳決斷に長ず。慨然として曰く、吾輩をして幸に死せず境を出づるの罪を蒙らしめば、社稷の福孰か之より大ならんと。議遂に決す。時に山野邊氏の父義質、亞卿(家老)を以て國政を執る。實を以て告ぐれば發するを得ず。陽に公の病を靜神社(祭神は手力雄神)に禱るとなし、夜に乘じ馬に跨りて出づ。途梅巷を過ぐ、川瀬・會澤・杉山・吉成及び彪、裳を褰げて俱に出づ。時既に五更。長岡驛に至れば吉成後る。蓋し歸りて監察戸田忠敏を激するなり。戸田固沈深にして義氣あり、袂を振るひ俱に途に上るといふ。

彪等三日の夕江戸に抵る。皆謂へらく、執政有司既に與に責むるに足らず、倚頼すべき所は唯守山侯あるのみと。是の夜山野邊氏は小石川邸に詣り、公の病狀を候す。彪等四人は吹上第に至り、守山侯(松平頼慎、水戸の分家)に調を請ふ。侯蓋し之を難む。其の臣遍塚九二八、周旋尤も力む。侯遂に四人を燕室に延いて之を見る。四人具さに飛語紛紜として事情測られざる狀を陳べ、因つて敬三郎君を立てて世子となさんことを請ふ。侯謙遜持重して肯て果斷の言をなさず。徐に曰く、本宗(本家)の大事なり、寡人敢へて力を竭くさざらんや。然れどもその成否の如きは寡人の豫め言ふべき所にあらずと。辭意懇懇、慰諭具さに至る。四人感激して退く。然るに猶ひそかにその自任の厚からざるを憾みとす。夜既に三更を過ぎ、逆旅に就くに由なし。乃ち劍客齋藤彌九郎

の飯田町の宅に投ず。彌九郎は彪と士元とに舊あり。且驚き且喜び、延いて擊劍場に入れ、鹽鼓の粥を供す、四人腹を鼓して寝に就く。

四日黎明俱に小石川邸に入り、監察今村某の門をたゞき、請はずして南上したる所以の状を達し、仲徳の舎に會す。初め岡井翁(岡井蓮亭)なる者あり。哀公の備嗣なきを憂へ、屢々公に諷して敬三郎君を立つるを請ふ。公諾す。而して其の異母弟なるを以て、其の所生の相軋りて隙を生ずるを慮り、未だ決せず。親ら其の由を裁して翁に賜ふ。翁病みて將に死なんとするに及び、仲徳を以て大事を託するに足るとなし、ひそかに仲徳に公の書を示して曰く、吾は老病交、至り豚兒は幼稚なり。備嗣の議、子それ吾が志を紹げと。仲徳感激して許諾す。是に至りて仲徳日夜憂苦す。下僚に在りと雖も身を以て自ら任じ、至誠人を動かす。桑原信毅・吉田令世・岡崎正忠・高須榮清・吉村彰常の諸子、往々訪はる。皆江戸有志の士なり。適々吉成も亦來る。忠義慷慨、議論奮發す。又立原氏(立原翠軒の子、杏所)を訪ふ。頗る事情の曲折を聞くを得たり。主人大聲有司の事を用ふる者を罵る。家人遽て之を止む。主人曰く、公明正大の論唯聽く者の少きを憾みとするのみと。四人之が爲に釋然たり。大いに憤懣を泄す。此夜春日町の逆旅に投ず。水戸同志の士期せずして南上する者絡繹として相踵ぐ。巨室(大身)には將監松平氏、世家(代々高祿を受くる家)には三木・跡部・淺利・鶴殿、監察には戸田、近臣には友部、耆老には増子・大嶺あり。義に仗りて惑はざる

者には白石・小原・山中・阪場・安島あり。明殺事に幹たる者には石川・金子あり。文雅にして才ある者には村田・秋山あり。節を守つて變ぜざる者には、太田・池原・岡野あり。義を見て敢へて爲す者には、馬場・小戸田・岡本・菊池あり。狷介にして守ある者には、後藤・小瀬・小川瀬・小吉成あり。陪臣にして義ある者は小田野なり。小官にして志ある者は中村なり。蓋し皆一時の選なり。その留りて水戸に在り、抑へて發せず、隱然として侮を禦ぐの力を致すもの尠からずといふ。此の夜哀公薨す。同志の士相共に號慟す。耳を敬てて命を待つ。

五日いまだ一號令の人心を鎮むるものあらず。乃ち川瀬・會澤・杉山の三子と吹上の第(守山侯の家)に詣り、侯に見えて曰く、事太だ迫れり、願はくは猶豫するなからんことをと。侯曰く、戸田・吉成・桑原・吉田の輩も亦來つて寡人を責む。皆卿等が言ふ所の如し。寡人敢へて力を盡くさざらんや。卿等憂ふることなかれと。四人反覆陳説して退く。

六日始めて元老中山備州、幕府の閣老に詣り、敬三郎君を立てて嗣となさんと請ふ事を聞く。又立原氏の説により、始めて先公の遺書あるを詳にす。題して朶雲片々といふ。首めに敬三郎君を立つる事を載す。且戒めて美諛を奉つる勿れ、葬事を厚くする勿れと。士皆感泣し、人心頗る安し。その逆旅に在る者稍々北に歸る。同行の士も亦或は引き去らんと欲す。彪可かずして曰く、先公の遺言を以てし、元老の請あらば事既に緒に就かん。乃ちその愈々允さるるを俟つも亦善か

らずやと。忽ち浮説あり、曰く、小欽(葬送)儀節に未だ主喪者(繼嗣の君を意味す)を載せず、事情測り難しと。人心復騒然たり。向に北歸したる者、之を聞いて或は途より反りて南上す。

八日に至り、始めて幕府敬三郎君を立てて嗣となすを允すの令あり。敬三郎君は即ち今の納言公なり。藩邸の士争うて其の令を寫し、逆旅に至りて相示し、悲歡交々至り、涕泗の横流するを覺えず。時既に未の刻を過ぐ。皆明日を以て途に上らんと欲す。彪又曰く、既に請はずして境を出で、又相率ゐて府下を震駭す、其の罪細少ならず。然るに信宿して今に至るものは其の君無きを以てなり。今や既に君あり、宜しく暫くも躊躇すべからずと。川瀬翁深く彪の言を是とし、即時相促がし、同志の士三十人許りと春日町を發し、葛西の新宿に至つてこれに投ず。十日を以て家に歸る。

此の時に當り、堂々たる大藩、君なきこと三日三夜、疏外(平生藩主に接近しない)の小臣廟謨を知らず。浮説巷に滿ち、事情測られず。その間日夕會議し、反覆論難し、身を殺して仁を成すの説にあらずんば高踏遠引(職を辭し身を引く)の計のみ。圖らざりき、納言公立つを得、又世子及び公子の振々として此の如くこれ盛んなるを見る。是れ彪の死を決して死せざりし二なり。

今茲天保甲辰(天保十五年この年十二月二日、弘化改元)彪年三十有九。公、國に在り。四月二十日幕府閣老連署し、よろしく參府すべき命を傳ふ。所謂奉書なるもの、本月十八日に發せられたる

なり。是より先一二日、阿部勢州(伊勢守)我が元老中山備州を招き、詰るに七事を以てす。其の目頗る公を疑ひ、或は異志を挾む者に類す。公賞賓閣(那珂湊の別邸)に在つて之を聞き、速かに城に還り有司に謂つて曰く、寡人庚子の歳を以て國に就く。例當に翌年を以て參府すべし。而して經界を正し學校(弘道館)を建つる事頗る繁雜なり。因つて更に一年の暇を乞へり。適々文恭公(十一代將軍家齊)薨ぜらる。寡人其の喪に奔るを請ふ。幕府旨ありて遂に果さず。幾くもなく幕府大いに紀綱を張り、庶政一新し、翕然として中興の勢あり。越えて一二日、閣老太田備州書を寄せ、寡人の參府を懇請す。寡人心に謂へらく、幕府をして寡人を用ひしめんか、宜しく閣老連署して臺命を傳ふべし。倘しその寡人を忌ましめんか、寡人既に故將軍の喪に奔らず、而して備州一人の言に因つて自ら參府を請はば、恐らくは躁進の謗を招がん。恬退自ら守り以て命を俟つに如かずと。適ち實を以て備州に報ぜり。何んぞ圖らん、旬日の間に備州職を免じ仕を致さんとは。而して寡人には五六年の暇を賜はる。時に閣老水野越州等書を寄せて曰く、寡人參府を欲せず故に此の命ありと。嗚呼寡人無似と雖も懇親を以て三藩の員に備はり、この中興の運に會す。豈速に參府して涓埃を補ふ(微力を奉公につくす)の志なからんや。自ら願ふに、唐突進取せば徒に小人に讒せられん、斯く持重したる所以なり。閣老諷ふるに寡人の參府を欲せざるを以てす、亦戻らずや。寡人嘗て中興の議を上り、首めに日光神廟の拜せずんばあるべからざることを論ぜり。幾く

もなく、外夷の警あり。幕府諸侯に令して嚴に兵備を繕はしむ。承平日久しく、金革鏑鏑し、兵銃全からず、一旦補修す、其の費費へられず。寡人因つて又議すらく、上は幕府より下諸侯及び麾下の士林に至るまで、悉く神廟(日光東照宮)を拜するの費を傾けて以て金革兵銃の用に充て數年の後風俗儉素財用漸く足るを待ち、然る後日光の行あらば武を奮ひ孝を追ふ兩つながらその宜しきを得んと。聞老又書を寄せていふ、曰く、日光の行既に決す、君若し預り參する能はずば、宜しく辭するに窮乏を以てすべしと。嗚呼、水戸貧しと雖も豈數十里行旅の資を缺かんや。且寡人の議するところは固一國一家の事にあらず。而して聞老寡人が正議に託して私を營まんとするかを疑ふ、亦異ならずや。

去歲四月、日光より還り、越えて一月誤りて褒賞を蒙り、加ふるに雄刀・鞍轡・黄金の賜を以てし寡人をして義公の遺志を繼ぎ公に奉ずるの誠を效さしむ、寡人感激自ら願ふ、經界既に改まり、學校粗く就り器械甲兵頗る繕修を得、國中の子弟も亦漸く方を知れり。而して佛教の民心を盡すもの未だ除かず。僧徒の風俗を害するもの未だ沙汰せず。神祇の荒廢せるものも亦未だ興復せず。昔、義公一村一祠の制を定め、淫祠の毀つもの枚擧すべからず。無賴の僧徒を沙汰し、遂に佛寺を毀つもの蓋し千を以て數ふ。百歳の久しき其の弊復生す。豈公の遺緒を修めて以て幕府の盛意に對せざるべけんやと。命を發し令を下だし、その神祇に於ては、廢を興し絶を繼ぎ、以て尊崇

の誠を致す。その浮屠に於ては、所謂法の如くせば之を賞し、戒を破れるは之を罰し、伽藍傾頽して補葺するに由なきものは因つて之を毀ち、沙門の壯強にして氓たるを請ふ者は之に髮おかしむ。凡そ俗に害あり民に益なきものは、務めて其の弊を除きたれども今未だ義公の十分の一を行ふ能はず。而して群議鼎沸し、僧徒の罪を獲し者、口を極めて誹謗し、その甚だしきに至つては、寡人を以て異志を懷くとす。凡そ寡人のなす所動もすれば群疑に涉るもの此の如し。而して、寡人以て意に經ず、自ら信すること愈々厚く、常に謂へらく、形迹を慎み、嫌疑を避け、陰に武備を講じ、不虞に備ふる者は、謂はゆる國主及び外諸侯の事のみ。親藩に至りては固より宜しく公然張皇して、以て治に亂を忘れず、忠を宗室に效すの意を天下に示すべしと。乃ち銃を郊に鑄兵を野に闢し、臣庶を責むるに實用實效を以てし、毫も隱諱する所あるなし。讒人因つて以て之を聞ず、抑々亦危いかな。然るに大將軍英明絶倫、豈讒を信じて、骨肉の親を疑ひ、破戒不律の僧をして寡人に甘心せしめんや。汝等以て如何となすと。有司惶懼し對ふる所を知らず。公曰く、臺命至嚴なり、依違すべからず。それ遽に行装を辨ぜよと。有司五月二日を以て發軔せられんことを請ふ。公許す。執政結城寅壽・番頭雜賀孫市・側用人彪等從ふ。

彪四月二十八日より病に臥す。是に至つて惡寒頭痛殊に甚だし。衆醫爲にその行を難す。彪心に謂へらく、斯の行、死且辭せず。區々の病痾奚ぞ意とするに足らんと。慨然として自ら奮ひ、

萱堂(母)と妻孥とに告別し、心に永訣を誓ふ。適、姻好武田彦九郎(耕雲齋)來り餞す。彪の心事を憐り知り、杯杓を把るに忍びずして去る。彪家人の之を怪しむを慮り、故らに親戚故舊數人を呼び、強ひて酒を飲ましむ、また醉ふ能はざるなり。遂に二日の黎明を以て家を辭す。蓋し行程四日間、粒食僅かに二三椀に過ぎず、其の苦知るべきなり。

五日巳の刻、公に従ひ小石川の邸に入る。故事に、三藩の君の參府するときは、即日大將軍閣老をして第に就きて之を賀せしむ。而して此の日之を闕く、邸中望を失ふ。皆曰く、公必ず嚴譴を獲んと。彪もひそかに謂へらく、事既に發せば臍を嚙むも及ぶなし。其の未だ發せざるに及んで早く計をなすに如かずと。然れども、臣子の變に處するや、身を殺して以て衷を訴へば即ち人或は其の志を憐みて其の言を信ぜん。徒に口舌を以て争ふは愈、猜疑を來して失禍を受けん。嘗て聞く、幕府の監察に櫻井莊兵衛なるものあり。其の人善を好み氣概ありと。適ち從容死に就き、一書を遺して公の冤を訴へ、之を終ふるに彪の篤疾、絶に臨みてまた一點自ら求むるの念なきことを以てし、莊兵衛に因つて之を臺聽に達せんと欲す。則ち以て頼瀾を挽回すべきを庶ふなり。意既に決す。然れども公の駕に扈するものは、兩君に謁見するの儀あり。事頗る嚴密にして、輒く舍に歸るを得ず。參政府に默座して俟つ。將に一詩を留めて親朋に訣れんとす。「君辱臣當死。死豈毫可辭。」の二句を獲たり。會、近臣命を傳へ、遽に彪を召さる。趨つて公の所に至れば、

元三中山・執政戸田座に在り。公反復談論すること大率曩の日水戸の有司と言ふものの如し。中山等退かんとす。公容を改めて曰く、寡人不肖にして士民を撫育すること能はず。他事を以て罪を幕府に獲、固より辭せざるなり。ただ異心を懷き禍心を藏むるといふを以て疑を受けなば、吾に寡人の辱のみならず、威公以來相傳の意荒まん。寡人をして不幸壽なからしめば、徒に憾を呑み恨を懷きて死せん。苟も天餘年を假さば必ず冤を洗ぎ、辱を雪ぎ然る後に已まん。汝等寡人の意を體せよと。聲色俱に勵しかりき。三人感憤して仰ぎ視る能はずして退く。

彪、參政府に歸り、幡然(心をひるがへす)として謂へらく、吾過てり。幕府の公を疑ふ既に深し。その處分蓋し既に定まらん。假し公をして萬一不良の跡あらしめば、彪肢體を寸裂して公の難に代る固より其の分なり。今や公の精忠日月と光を争ふ、不幸にして讒人の爲に間せらる。彪死を以て之を訴へば、彼將に水藩辭の以て自ら明らかにすべきなく、其の臣某等をして自盡せしめ、以て其の罪を贖はんとするなりと謂はしめん。是れ彪、公の冤を明らかにせんと欲して反つて讒者の言を實にし、身を殺して國に害あり、不忠不孝孰か之より大ならんと。忽ちにして閣老命を傳へ、明朝を以て高松・守山・長沼の三侯を召すの報あり。政府之が爲に愕然たり。會議夜分に至り遂に其の故を詳にする能はず。

六日詰旦閣老命を中山備州に傳へて曰く、今日幕府第に就き、旨を兩君に傳へしむと。是に於

て舉邸皆公の致仕と世子の襲封とをトす。而して未だ何人の來りて旨を傳ふるを詳にせず。巳牌を過ぎ、閑老又命を備州に傳へて曰く、水戸殿に使用する者は松平讃岐守・松平大學頭・松平播磨守なり。鶴千代麻呂殿に使用するものは、阿都伊勢守・牧野備前守なりと。且曰く、公をして讃州等を見せしむべからず、又送迎を煩す勿れと。家老中山備州・興津能州等命を受けて之を公に告げ、公の言を以て之を讃州等に傳ふ可なりと。午牌三侯俱に來る。元老執政之を對面所に延いて命を受く。即ち曰く、公近年政事肅ます。且驕慢自ら用ひ、嫌疑を憚らざるは大將軍甚だ憚ばず、公それ仕を致し、駒籠の邸に移り、堅く門戸を閉ぢ、謹まざることある勿れ。其の襲封の如きは、之を世子に命ずといふ。俄頃、勢州・備州も亦俱に來る、世子の送迎禮の如し。備州の班、勢州の下にあり。是の日其の直月を以て勢州に先だちて座し、旨を世子に傳ふ。其の辭令公に命ずる所と大同小異なり。二人使事を畢つて去る。時に世子年僅かに十三、坐作進退綽然として觀るべし。群臣悲喜交、至る、一邸肅然たり。

既にして公、彪を燕室に召して曰く、寡人既に命を受く。有司の事を用ふる者譴責なきを得んやと。彪對へて曰く、有司も亦譴を蒙るや必せり。他人は知らず、彪や叨りに虚名を竊む、決して免れざるを知る。假へ幕府の網吞舟の魚を泄すも、彪何の面目ありてか復碌々として世に立たんやと。公の曰く、然らば汝如何せんとするかと。彪曰く、誠に脱然仕を致して、老公に寂寞の

濱に従ふを得ば、志願足れりと。公の曰く、寡人も亦汝の心事を了す。寡人將に今夕を以て汝に致仕を命ぜん、汝それ之を待てと。彪拜謝して退く。此の日公親書を裁して中山備州に授け、彪致仕の事ありといふ。適、閑老土井氏執政肥田大助を招ぎ、中山氏以下の有司を罪するの令狀を授く。彪之を聞き復政府に入らず。日既に暮る。公親を命じて駒籠に徙る。彪同班の諸子と之を中奥の廊下に送る。公烏帽子を戴き、黒衣を着け、風姿肅然たり。諸臣涕を流さざるものなし。この四更、執政肥田命を傳へ、中山・興津二氏は責を蒙り、戸田(蓬軒)と彪とは職を奪ひ禁錮せらる。五更舍に歸り、僮を戒め門戸を鎖さしむ。後數日の後郷書を得たり。始めて亞卿山野邊氏・中山・興津と同科、執政鶴殿職を奪はれて譴を蒙り、寺社奉行今井は戸田・彪と同科と。嗚呼、彪公の殊遇に浴すること他人の比にあらず。禍を未萌に察する能はず。尸位素餐我が公をして今日の辱を致さしむ。死するも餘罪あり。幕府寛仁、彪をして生路を得、悔悟する所あらしむ、抑、亦幸ひなり。是れ彪の死を決して死せざるの三なり。

古人言へるあり、死生も亦大なりと。彪太平の世に生まれ、齡未だ強仕(四十歳)に益たずして三たび死生の間處す。豈天彪の生きて世に益なきを厭ひ、掣けて之を溟漠の郷(冥途)に投ぜんと欲するか。抑、彪が冥頑不屈を惡みて、必ずや之を死地に擠して然る後に已まんとするか。抑、亦彪愚暗偏當に禍機を踏み陷阱に臨みて自ら悟らざるか。是に至つて彪復人間の事に意なし、

苟も餘齡を保ち、戸を閉ぢて幽居し、日に古人を尙友し、時に著作して憤を泄し、首領を全うして先子に九原の下に従ふを得ば、死すると雖も朽ちざるなり。感慨の餘り筆を援きて之を録す。覺えず敘事冗長す、而して亦削るに忍びざるものは、蓋し臣子の至情なり。時に五月十六日、梅雨濛々として暗雲慘愴、杜鵑其の間に悲鳴す。筆を投じて悵然たること良久しかりき。

二十五回 渡刀水

彪夙に四方の志あり、不幸にして早く大艱に丁り、忽ち使途に就いて復宿志を償ふことあたはず、然して頻りに武藏常陸の間を往來せり。彪、年十四、江戸に祇役す。彪、豊田天功と往きて先子の舍に寓す。因つて始めて當時の碩學龜田鵬齋・太田錦城の諸子に見ゆるを得たり。亦時に岡田十松の門に遊んで劍術を試む。斯くて數十日にして郷に歸る。

乙酉(文政八年)の冬、外舅原氏江戸邸に祇役す。時に彪、力を武技に専らにす。先子に請ひ往きて原氏の邸に寓し、毎に夜半出でて擊劍館に至り、祇寒霜雪の中に切磋磨勵すること一月餘り。明年丙戌(文政九年)の春、先子又江戸邸に祇役す。彪復従ふ。初め彪十字鎗を郷先生に學び、謂はゆる免許なるものを得たり。自らその華法にして用に適せざるを知る。是に至りて、伊能一雲齋に従うて其の槍法を學ぶ。先子事竣りて歸らんとするに及び、彪を留めて吉田愚谷翁の家に寓せ

しむ。戒めて曰く、文武の道相待つて用をなす、偏廢すべからず。汝腐儒迂生の所爲に效ふこと勿れ。武人劍客の流俗に混すること勿れと。彪慨然として居る所の舍を不息(君子自強息まずの意)と命づく、諸れ乾家の辭(易經中にある)を取れるなり。今の納言公、哀公の介弟を以て藩邸に在り。之を聞かせられて親しく不息の二大字を書し、翁(愚谷)の子平坦に附して以て彪に賜はる。彪の自信愈々厚く、入りては書を読み學を講じ、出でては槍を弄び劍を揮ひ、未だ嘗て一日も業を廢せず。十月下濤に至り伯父病に嬰りて危篤なりと聞き、驚いて郷に歸る。伯父彪を見て頗る病苦を慰む。先子大いに喜び共に病尊に待す。居ること二三日、伯父舍を捐てらる。彪郷に在ること二旬餘、先子曰く、文武の研精時を失ふべからずと。彪をして復往きて吉田翁の家に寓せしむ。居ること四五日、飛脚來りて告ぐ、先子亦篤疾に嬰られたりと。時に彪、擊劍場に在り。狼狽憂苦、日夜兼行家に歸れば先子復見るを得ず。數日前教を膝下に受けしもの、忽ち遺訓となる。悲哀號慟、昊天極りなし。既にして五旬を過ぎ仕途に就く。乃ち私かに心喪を持するもの三年なりき。

己丑(文政十二年)の冬、哀公疾病あり。彪今の亞卿山野邊氏等と間行して小石川邸に赴き、居ること數日にして歸る。

天保庚寅の冬、那宰を以て、同僚川瀬・會澤・吉成三子と召に應じて江戸に到る。屢々召對(下問)

を賜はる。時に公、方に鋭意治を圖り、唯時を失はんことを恐る。召對の間に、民を安んじ本を固うするの説より、以て文を修め武を奮ふの論に至るまで、往々職事の外に及ぶ。公少しも意とせられず。四人亦感激言を盡くし避くる所あるなし。事竣つて歸らんとす。公手づから親筆を賜はり、勸勉具に至る。恩を拜して退く。

壬辰(天保三年)の夏、彪通事に轉じ、徙りて江戸に家す。既にして政府の吏となる。公將に經界を正して(田制改革)民産を制し、又學校を建てて士風を化せられんとす。而して兩地(江戸と水戸)の政府、依違して決せず、徒に文移往復を費やす。乃ち彪をして水戸の政府に就き公の盛意を達し、且館職及び郡宰と相會して協議せしめらる。是に於て、戊戌(天保九年)己亥(天保十年)水戸に至るもの再びす。皆月を閑して歸る。

庚子(天保十一年)の春擢でられて側用人となる。公の藩に就かせらるゝに會ふ。彪從ふ。公嘗て北虜の猖獗を憂へ、蝦夷を開拓するの志あり、屢々幕府に建議せらる。藩に就くに及び、亦關老と簡牘を往復せらる。而して事情通ぜず。乃ち他事に託し、彪を江戸に遣はし其の情を通ぜしめらる。是に於て庚子辛丑(天保十二年)江戸に至るもの再びなり。是れに因つて始めて關老濱松(水野越前守)・松代(眞田信濃守)二侯に見ゆるを得たり。又一時有名の吏、矢部駿州・岡本江州・羽倉外記等と相識れり。或は一月を閑し、或は數月を閑して歸る。

癸卯(天保十四年)の春、公參府せられ、將に日光の行あらんとす。適々彪、馬より落ちて足を傷つけ、醫に下總扇島に就き、從ふを得ず。月餘にして常に復せり。會々公、諸公子を藩邸に召さる。彪に命じて俱に途に就かしめらる。公既に日光の神廟を拜せられ、六月國に就かる。船を邸門の前に繼し、江戸川に沿ひて下り、墨水を過ぎ行徳に抵り、船を捨て陸より大森に館し明る日蚤に木下風に抵る。水手隊長佐野勘兵衛、所謂君臣丸を繼して待つ。風帆飛ぶが如く、刀水の兩岸及び十六洲の民争うて小艇を出し纜を牽くを請ふ。纜短く艇多く、雜逞諠譁、殆ど制すべからず。公、水手に命じ、纜に接ぐに數百丈の繩を以てせらる。潮來に至る頃、水艇蓋し三百餘、民亦千を以て數ふ。公郡吏に命じ、大樽を岸に具へ、蓋を撤りて酒を酌み之を巨椀に盛り、纜を牽く者に賜はる。民喜びて之を傾く、猶長鯨の百川を吸ふが如し。明日亦舟行を擬せらる、適々風波險惡なり。乃ち陸行して小川に至りて館せらる。又明日海老澤に至り、輕颯丸に乗り、葦湖を過ぎ、那珂川を浜つて城に歸らる。此の行、彪執政戸田・番頭中村等と陪從す。その舟中に侍するや、近臣管を吹いて樂を奏し、舟子絃を扣いて歌を發す。既に酒肴の賜に飽き、又江山の勝を覽觀す。時方に盛夏、清風四もに至り、眼界豁然復炎熱の何物たるを知らず、眞に一時の壯遊なり。

今茲甲辰(弘化元年)、幕府公に參府を命ぜらる。彪又從ふ。公遂に致仕し駒籠邸に幽居せられ、

彪等は小石川の邸舎に禁錮せらる。指を屈して之を數ふれば、凡そ往來して刀根の水を渡るもの、是に至るまで既に二十五回なり。

蘇東坡の詩に云く、「便スオハチヤサニクニ與ベシ官ニ充アツ水ニ手ニ此ニ生レ何ヲ嘗カクニホ略ル知ル津ナシヤ」と。今、東湖居士、武常の路に諳熟する事も亦尋常驛使の下に在らず。屏處默坐し、仰いで駒邸を望み、老公の幽鬱或は病を致されんことを憂へ、俯して故郷を憶ひ、慈母の心を痛め日に門に倚るを察すれば、彪の頑鈍を以てすと雖も血涙の臆を沾すもの數なり。嗚呼、天定つて人に勝つ。老公の寃一旦氷釋し、飄然として間に仙湖(仙波湖)の上に就かれ、彪の輩も亦少しく其の禁を緩らせられ、去つて舊廬に歸り、萱堂(母)膝下の歡を奉ずるは、其の何れの日に在るを知らず。刀水(利根川)にして靈あらば、必ず彪の江を渡ること更に一回を添へるを俟たん。

五 乞之間 地不を得之間

文政年間、我が先子、青山子世(拙齋)と史館の總裁たり。子世は江戸に在り、先子は水戸に居れり。先子没するに及び、水館復總裁を置かず。大竹子虚・會澤伯民を以て權に其の職を攝らしむ。彪丁亥の春、先子の後を襲ぎ、進物番を以て館職に補せらる。先輩鈴木子賢・杉山士元・飛田子健等、班皆彪の下にあり、意願る安からず。是より先き、川口嬰卿江館の總裁たり。汚行を以

て罪を得、水戸に禁錮せらる。未だ數年ならず、哀公嬰卿の才を惜しまれ、之を廢黜の餘に起し、大番を以て編修に補し、江戸に徙る。幾くもなく總裁の職に復す。兩館の士、議論喧然たり。伯民嬰卿と絶交し、義其の指揮を受けずと謂ふ。因つて頻りに情を陳じ、館職を辭し、遂に出でて教授となる。彪を以て子虚・同じく總裁の職を攝せしむ。時に子虚齡既に七十に垂なんとし、沈痾家居す。彪は年僅かに二十四、一旦先輩諸子の上に立つて館務を統紀す。愈益安からず。年少氣鋭自ら抑ふる能はず。乃ち一書を裁し子世に寄せ、身を奉じ自ら退くの意を陳す。且館局の大弊五事を附す。其の目に曰く、心術正しからざる者宜しく館職に居るべからず。曰く、正人實學宜しく廢棄すべからず。曰く、職を攝するの選、宜しく彪に在るべからず。曰く、史業督課宜しく追蹙すべからず。曰く、虛文粉飾宜しく助長すべからずと。反復辨論すること蓋し數千言。彪謂へらく、嬰卿も亦先子の嘗て事を共にする所なり。今書を子世に致し、嬰卿の宜しく館職に居るべからざるを論じて、一言嬰卿を責むるなきは、豈心に愧ぢざらんやと。乃ち又一書を裁し、嬰卿に勸めて、過を引き間を乞ふを以てす。議論剴切、頗る一時を震はす。

此の時に當り、江邸災に罹りたるの後、新に史館(彰考館)を後樂園の傍に建つ。土木の美・輪奐觀るべし。公、方に意を文事に鋭くし、子世(青山)・嬰卿(川口)遑率追あらず。屢書を水館に寄せて責むるに史を校するの怠情を以てせられて、人心の服否を問はせられず。水館の士愈々解體

の勢あり。是に至つて子世等以爲へらく、兩館隔絶し、正義の士皆水館に群居し、波瀾を動生す。二三館僚を江戸に移し、以て其の勢を殺ぐに如かずと。蓋し以て公に聞す。公之に従はる。是に於て子世等又書を水館に寄せ、彪及び子賢・士元・子健等をして各圖を探らしめ、其の中る者は皆江戸に徙れと。蓋しその公平愛憎なきを示すなり。彪諸子と議す。皆謂ふ、命に應じ左右に咫尺す、事體輕からず。安んぞ兒童の遊嬉、圖を探りて之を博するに倣はんやと。乃ち子世等に答ふるに實を以てし固く職を辭するを請ふ。政府未だ處分あらず、公(哀公)の薨ぜらるるに會ひ、今の納言公(烈公)立ち、時世一變し、子世・嬰卿相踵いで職を免ぜられ、子賢・奥右筆に轉じ、士元寺社役となり、伯民と彪とは郡宰に任ぜらる。宰の職たる事極めて紛冗なり。曩日假總裁の比にあらず。是れ彪の間地を乞うて間を得ざる一なり。

公精を勵まし、治を圖り、尤も心を民事に用ひ、悉く七郡の宰を變易せらる。山口は大里部を治め、友部は石神部を、田丸は濱田部を、川瀬は紅葉部を、會澤は常盤部、吉成は太子部、彪は八田部、既に命を受け各處に徙る。當時務めて舊弊を革正し、奢を禁じ儉を教へ、弱を扶け、強を抑へ、冤枉を洗ぎ無告を恤み、其の他僚吏を沙汰し、村老を賞罰する類、事尤も多端なり。一疑ある毎に七郡互に馳遞諮詢し、文書の往復織るが如く、而して遂に其の情を盡くす能はず。是に於て四郡の議起る。川瀬尤も其の説を主張す。其の略に曰く、昔威公封内を分ちて南北中とな

し、郡宰三人を置く。寛永間大いに田野を丈量し、亦三人を以て之を爲さしむ。爾來沿革一ならず。然れども未だ郡宰出でて各所に居る者あらず。蓋し封内狭少坐して治むべきを以てなり。近來封内を分つて十一となし、既にして九となし、七となし、以て今に至る。其の制、本肥の熊本に模倣し、以て郡宰親しく民間の疾苦を察し、その庶民を撫すること猶慈母の赤子に於けるが如くんば、戸口殖すべく、風俗變すべしとせり。殊に知らず、庶民狎れて吏を畏れず、村老怠つて其の職を廢し、訟獄日に滋く、廳務日に繁し。且郡宰の會議年に一再に過ぎず。七郡の處置或は矛盾多く、齟齬尋常を守れば善し、若し大いに爲すあらんと欲せば、郡廳を滅じ、冗事を省き、宰吏皆城下に居り、力を協せ心を一にし、事に従ふにあらずんば、決して成功を見ずと。時に七郡の僚吏久しく各處に居り、土に懐き安に狃れ、變更を欲せず、百計之を沮む。公、斷然川瀬の説を用ひられ辛卯(天保二年)の春、四郡の制に復し、友部會澤を以て政府の吏となし、奥右筆局の要務を幹せしめ、山口を目附となし、田丸を勘定奉行となす。其の留つて郡宰たる者三人、川瀬南を治め、彪太田を治め、吉成松岡を治め、新に石河幹忠を以て宰となして武茂を治めしめらる。有志の士、皆首を企てて中興の化を望む。而して政府の事に任ずる者は、猶舊弊を執つて更張を欲せざるなり。

初め哀公の季年、史臣に命じ東藩文獻志を修めしめらる。公薨じて果さず。是に至り、會澤・

鈴木等以爲らく、中興の業を成さんと欲せば、宜しく先づ祖宗の典刑を修め、斟酌増損して至當に歸せしめんと。乃ち建議して復、文獻志を修む。局を城中に設け、政府有志の徒、時に其の局に往來す。小人因つて會澤・鈴木等を讒するに朋黨を以てし、遂に會澤を出して史館總裁となし、鈴木・原田・荻を以て馬廻となす。是に於て政府の正議一網に打盡し、復子遺なし。深澤も亦四人と局を同じくし、相親しめり。是に至り病と稱して出でず。彪同僚と議し、以爲らく、郡宰もと疎外の職、而して樞要の地となす者は、公専ら吾儕を信任せらるるを以てなり。今政府の變革此の如し。凡そ吾儕の建議は、皆中より之を制して上下の情を隔絶せば、公の盛意孤とならんと。因つて上書し、屢、小人を退け、君子を進め、正氣を挽回する所以の説を陳ぶ。凡そ驛使の江戸に往來する者毎月六次、未だ嘗て一次も郡宰の上書なくんばあらず。公亦時に親書を下して慰めらる。而して讒譏先入し奈何ともすべきなし。明年壬辰(天保三年)の春深澤も亦坐して廢さる。彪口舌を以て争ふべからざるを料り、即日亦病を移して出でず。朋黨の論益々熾んなり。公赫然として震怒せられ、遽に川瀬・石河の二人を江邸に召し問ふに事情を以てせらる。二人侃然正議、餘力を遺さず。公釋然として悟られ、彪を轉じて通事となし、江戸に徙し、鈴木子賢を之に代へ、會澤伯民の資格を進め、原田・深澤・荻の徒亦往々任用せらる。通事の職たる、中興に宿直し、日に左右に昵近す。近臣の間に生長したる者にあらざれば、坐作言動或は法の如くならず。而して

彪、野人を以て其の職に任じ、又常に公の駕に属從するの命を蒙り、更に衣紋猿樂等の事を掌る、その心を用ふることも尤も苦しむ。是れ彪の間地を請うて間を得ざるの二なり。

乙未(天保六年)の夏、轉じて政府の吏となる。己亥(天保十年)の歲、公、令を發し、將に明年庚子(天保十一年)を以て藩に就かれんとす。時に公、方に務めて武備を修め、又士大夫を戒め、田祿の多寡により兵馬器械を備へしむ。而して巨室世家皆軍用に乏し。ひそかにその或は罪を獲んことを恐る。乃ち黨を結び密議し、公の藩に就くを妨げんと欲す。以爲らく、去歲年穀登らず、士人の俸祿を減す。一國皆生を聊んぜず。而して公藩に就かるれば、士大夫職事繁劇冗費費へられず、皆怨嗟嘆息し、心を離し體を解き、恐らくは大いに公の盛徳を損ぜん。宜しく俸祿を賜はりて人心を慰めらるべし。若し然る能はずんば藩に就くなきの愈れるに如かずと。因つて所謂小番頭及び物頭の職を激し、各劄子(公文書)に書し、之を政府に達せしむ。政府制する能はず、狀を以て聞す。公大いに怒られて謂へらく、姦人比周し君を要す。而して政府一人の之を制するなく、其の劄子を取りて以て寡人に聞す、職を奉ずる者無狀なりと。遂に事情を按問し、將に巨室某々等及び水戸執政有司の其の事に與かる者を罰せられんとす。彪執政に謂て曰く、公の赫怒せらるる所以は既に命を聞けり。抑、其を公に聞する者は江戸の有司にあらずや。今水戸の有司罪を蒙り、吾儕譴を免るれば、何の面目あつて復水戸の有司に見えんやと。執政慰むるに本末輕重の別

を以てす。彪自ら安んずること能はず。乃ち罪を引き病を移し、懇ろに職を辭するを請ふ。未だ一旬ならず職を免ぜられ、先手物頭の班を以て史館の編修に充てらる。彪劇職にあること前後十年、始めて閒地を得、殆ど物外に超然たる思あり。何んぞ圖らん未だ二月に盈たざるに忽ち擢んでられて側用人となり、復政府に出入し、獻替に従事す。時に彪間を得ざるにあらずして忽ち之を失ふ。之を要するに間を得ざる三なり。

公の藩に就かるるや、宵旰精を勵まし有司を督促せられ、二三年ならずして經界略、改まり、學校漸く就り、文教武備頗る端緒に就けり。而して公方に五六年の暇を幕府に得たり。是に於て小人日に佞媚の説を進めて以て公の意を迎ふ。公その制し易きを以て或は命するに事を以てせらる。小人力を竭くして贊成し、勢殆ど敢爲に勇む者に類す。故を以て、便嬖の少年或は遽に顯官を獲たり。彪從容として屢、公に言ふに君子小人の辨を以てす、公省みられず。彪因つて懇ろに職を辭するを請ふ。適、彪を讒するものあり。謂ふ、今井の擢んでられて參政となりしを以て心に不平を懷くと。又謂ふ、彪の家計窘急勢ひ職に居る能はず、乃ち正議に託して閒地を請ふなりと。人或は以て彪に告ぐ。公亦手書を賜はつて曰く、寡人汝を信ず、而も汝寡人を疑ふ、汝にして去らば寡人亦將に致仕せんとすと。彪ひそかに恐る、跡甚だ嫌疑に涉り、或は今井に連及せんと。乃ち勉強して事を視る。適、執政公の命を傳へ、賜ふに黄金を以てせらる。曰く、子屢、行

役に苦しむ、それ或は資用に乏しからんかを察せられて斯の賂物ある所以なりと。彪心ひそかに之を懼り、口を嚙み賜を受けて退き、直に奥右筆の局に入り、金を以てその局長に託し、且謂ひて曰く、彪の貧固より骨に徹す。向に行役の日斯の賜あらば彪何ぞ之を辭せん。抑、今日又行役の命あらば亦何ぞ斯の賜を辭せん。今故なくして之を受く、古人の所謂之を貸とするものなり。幸に執政に謝せよ、彪飢餓すと雖も此の如き賜を拜せずと。局長對ふる能はず、執政亦強ふる能はずして止む。當時の有司、彪を知らざる者にあらず、而して此の事あり。是に於て浸潤膚受の畏るべきを知るなり。

明る年癸卯の秋、今井出でて寺社奉行となる。前だつ一日、彪奥右筆局に入り、始めて今井明日を以て職を轉するを聞く。將に執政府に入りて之を辨ぜんとす。而して執政退く。乃ち趨つて公の所に至る。既にして左右を屏け、公大聲に曰く、乃ち今井外補の事にあらずやと。對へて曰く、誠に尊言の如しと。公曰く、事既に決せり、復紛紜する勿れと。彪曰く、既に惟典に命ぜらるれば決せりと謂ふべし。今未だ命ぜられず、進退唯公の處分にあらんのみと。公の曰く、去歲寡人衆言を排し今井を不次に擢んず。既にして諸有司屢、寡人に告ぐるに今井人言を容れざるを以てす。寡人保護して今日に至れり。而して近來執政亦以て宜しく外に補すべしとなす。參政任重くして今井既に人望を失ふ。寡人將に今井を以て寺社奉行となし、その敬神排佛の事に従はし

めんとす、亦善からずやと。彪曰く、惟典、峭直氷清、惡を疾む心餘りあり、而して物を容るゝの量に乏し、斯れ其の議を取る所以なり。而して面折敢言、執政之を憚り、監察之を畏れ、佞邪の小人尤も之を忌むに至りては、彪決して惟典の右に出づる者なきを知る。閣下之を擢んでされば可なり。既に之を擢んで又之を遠ざく、臣恐らくは小人窺かに手に拍つて相慶することを。國家の元氣を損すること細ならざるなり。且惟典、政府にありては正義抗論、大いに廟謨に益あり。其をして獨任の地に處らしめば、峻急迫切、其の敗を取るや必せりと。公曰く汝蓋ぞ執政と議せざると。彪涕を流して退き、結城執政を見て曰く、今井救ふ能はざるかと。結城赧然として曰く、能はずと。彪謝して去り、遂に書を上りて具さに平生言はんと欲して言ふ能はざるものを陳し、門を杜ぢ病を移し、姻戚武田伯道をして辭職を政府に請はしむ。居ること二日、今井來り公の命を傳へ、出でて事を視んことを勸む。且謂つて曰く、吾參政を罷めらるるも猶驅勉事を視る、子何を苦しみて逡巡是に至ると。彪曰く、子の出でて事を視るは猶吾の退いて病を移すが如し、理然らざるを得ず。復何ぞ怪まんと、今井笑つて去る。又一日島村志摩來り、公の命を傳へ又彪をして勉強事に従はしめんとす。彪拜謝して曰く、病瘳えば公の命なくとも固より將に出でんとす。而して彪の病恐らくは小故にあらずと。又一日安島彌次郎盛服して來り、公の命を傳へて曰く、曩日の奏議深く寡人の心を感じしむ、寡人將に之を思はんとす、而して汝病を移して家

居せば浮言沸騰す、寡人甚だ之を憂ふ、寡人の爲に暫く出でて事を視よと。彪心に謂へらく、公の優待是に至る、而して猶前議を執るは不敬甚だし。且公の悔悟此の如くんば、國家の事未だ袖手傍觀するに忍びざるなりと。頓首して曰く、謹んで命を奉ずと、安島大いに喜んで去る。明日起つて事を視る。是れ彪の間地を乞ふて間を得ざるの四なり。

今を距る僅かに半歳餘、而して公今日の禍あり。彪等亦譴責を蒙る。彪嘗て史傳を讀み、常に身を潔うする自重の士は、退くを知つて進むを知らず。路に當り事を用ふる臣は、進むを知つて退くを知らざるを憾とす。因つて又疑ふ、其の退くものは常に貧賤に處る故を以て勢利に恬たり。其の進む者は漸く富貴に慣れて願望の念ある所以なりと。今にして之を思ふ、君臣の情義固より己むを得ざるものあつて其の間に存す、獨り富貴貧賤之を然らしむるにあらざるなり。夫れ人臣の君に事へ苟も道義に志ざすもの、孰か進んでその道を行ふことを欲せざらん。又孰か退いて其の義を全うするを欲せざらん。而して其の疎外の職に在るや、一事一議動もすれば有司の掣肘に苦しむ。而して君に見ゆること亦罕に、肝膽を吐くに由なし。故を以て其の心常に憂鬱憤激し、一政一事體を失ふものあれば謂へらく國事殆ど去ると有司に建議す。有司可かず、則ち以て己を拒むとなす。溫顔之を容るれば、其の或は欺かれんことを疑ふ。其の君に上書するも亦矯激過實の辭を免れず。是其の進み難き所以なり。親密の地に處るに至りて其の意の如くなるや、君臣の

和樂固より其の喜びに勝へず。其の意の如くならざるや、相與に政府に歎息す。又相與に君前に覆議し、諷諭論辨、復遺憾なし。而して君臣の間、顔情忿怒、大事にあらざるよりは面折廷争に忍びず。其の或は直言抗議するや、君視て以て其の常となす。君怒れば臣謝し、臣激すれば君諷す。昨日争うて今日和す。是れ其の退き難き所以なり。夫れ無道の世に居り、暗君の朝に立ち、阿諛迎合し徒らに富貴を貪戀して退く能はざる如きは固より論ずるに足らざるなり。

嗚呼、十年前の彪をして今日の彪を見せしめは、將に其の機を見て去らざるを笑はんとす。然して今日の彪をして十年前の地に處らしめば、退くを知つて進むを知らざらんとす。彪の操心二あるにあらず、處る所之を然らしむるなり。抑、向に彪をして辭職間地を得しめ、而して公獨り今日の禍に遭はば、彪も亦豈恬然として枕を高うするを得んや。然らば屢、間地を請うて間を得ざる、安んぞ知らん天彪に賜ふに今日の大閑散を以てする兆にあらざるを。世道の變慨くに勝ふべけんや。

三十九年 七處徒

初め彪生まれて三歳、先子(岡谷)新に濱田の郡宰となり、民巷の官舎に徙る。昨年、武公國に就かせられ、鷹を臂にし、或は馬に跨り、屢、民巷を過ぎらる。蓋し當時、彪小兒輩と路傍に拜

觀す。又明年、公將に參府せられんとす、彪始めて大廣間に謁見す。後二年、先子に従ひ梅巷の盧に歸る。今を距ること三十餘年、恍として夢中の如し。公の容貌と雖も其の詳なるをいふを得ず。蓋し年六歳、先子授くるに孝經を以てし、句讀を堀川潜藏(字は文淵、那珂溪の人)に受く。彪能く記し、能く忘る。潜藏諄々教へて倦まず。宮本翁(名は虎孝、擊劍の師)屢、寓居に往來し、竹を削り刀となし、彪をして僮僕を撃ちて、其の不意に出でしめ、以て戯れとなす。木村子虚(北海探検家、名は謙)城下に至る毎に來つて官舎に投ず。其の人六十餘、貌厚く氣充つ。城に登る必す井を汲み水を浴して出で、歸れば先子と杯を把つて談論す。酒酣はに或は大聲叫呼し、或は劍を抜いて快と稱す。今にして之を思へば、僅かに此の數事を記するのみ。既にして梅巷に歸り、居ること十九年、而して亦郡宰となつて八田に徙る。

八田は水戸城の西六里、那珂・久慈二水の間在り。地極めて瘦せ、民亦貧し。寛政年間に文公四郡の制を廢され、封内を十一部に分ち、那廳を各處に置く。高野子隱、警員より擢んでられて新に此の宰となる。白石・石川二翁、友部・井阪相踵いで任ぜられ、以て彪に及ぶ。高野・石川、皆才學あり、尤も詞章に長ず。白石、忠誠を以て稱せられ、友部、才學敏捷を以て聞ゆ。獨り井阪、胥吏より擧げられ、龜嶮自ら守る。然して七郡の宰皆職を奉ずること類なきを以て、祿を奪はれ貶斥せらる。而して井阪は、外補聞ゆるなきのみ。先輩皆此の如し。故を以て僚屬子弟頗る忠懇

の俗を存し、又粗々文雅風流の趣あり。彪日に廳事に坐し、老吏と論議し、唯近來の弊事數件を革むるのみ。餘は皆白石・友部の舊に循うて變更せず。廳務の少間に僚吏の子弟を會し、風月を吟詠し、古今を談論するも亦素居の情を慰むるに足る。數月にして郡制一變す。是に於て彪又民巷に徙る。民巷はもと良公の嘗て別館を營まれし所なり。當時四郡の宰、皆廳を其の私宅に設く。別館廢せらるるに及び、郡廳を其の趾に建てて宰は猶宅に居り、日に廳に臨み事を視る。寛政中四郡廢され、其の東廳を以て濱田部の官舎とし、西廳は常盤部官舎なり、彪始めて徒居す。是に至つて濱田は南部に入り、常盤は武茂に入る。乃ち東廳を以て松岡部の官舎とし、彪此に居れり。更に南部及び武茂の官舎を梅巷に設く。彪民巷に至り、其の官舎及び園林を熟視し、猶故友に逢ふが如し。所謂恍然として夢の如きも、或はまた一二の端緒を繹ぬるを得て、愴然として感舊の情あり。

太田部は其の界久慈部太田に起り、稻木・藤田等の諸村を経て久慈川に浜つて上る。南は太子及び奥田・金澤に至り、西北は八溝山を限り、廻りて東生瀬・高倉を過ぎて、所謂天下野洞諸村に至る。地頗る肥良、民亦甚だ貧しからず。又名山水に富む。其の部下を巡視する時、或は登臨跋渉し、以て郡宰の俗腸を盪滌するに足る。但父老導き、僚吏従へ、農民耕を輟め、道左に拜伏するを憾みとするのみ。四郡の制皆同じ。僚と相議し、施設約の如くす。故を以て、其の部下に於て、別

に意見を出して新政を布くものなし。

嘗て常平倉を太田・部垂・太子の三所に設けんと欲す。太田・部垂は粗々成り、いまだ太子に及ぶに遠あらずして止む。後人善く彪の意を知りて、而して善く之に備へば民米價の甚だ上下するを患へず。姦商其の慾を逞しうする所なきに庶からんか。居ること歳餘、うつつて江戸の邸に家す。所謂臺の西偏、墻外數歩すれば常泉・西岸二寺其の西に當り、朝夕唯念佛誦經の聲を聞くのみ。戸を出でて數十歩すれば、後樂園の深樹其の東を蔽ひ、日出三竿にして紙窓猶暗し。其の南北隣と稱するものは、僅かに一壁を隔つるのみ。我が梅巷の廬、之を他邸に比せば尤も狹隘なれども、邸舎の地は敝廬の八分の一に過ぎず。適々夏秋の交、炎熱人に逼り殆ど堪ふべからず。彪自ら奮つて曰く、昔吉田翁(愚谷)の舎に寓す、其の室方九尺に過ぎず。四方皆壁、僅かに明を小窓にとる。而して猶能く其の間に刻苦す。大丈夫苟も天下の廣居に居らば、室の廣狹我に於て何かあらんやと。蓋し旬を涉り月を経、習以て常となる。一三年の久しきに至つては、復舎の狹隘を覺えざるなり。

丙申の歲(天保七年)、公大いに令を發し、江邸の士を水戸に移さる。昔祖宗(威公時代)の時、士皆水戸に居り、江戸に祇役し、一年を以て期となす。後者來つて先者去る。名づけて交代といふ、或は在番といふ。其の家累を江戸に移すもの亦甚だ少し。肅公(三代目綱條)以來公の藩に就くこと

既に稀なり、士の江戸に移るもの亦頗る多し。而して諸有司及び物頭、歩卒の徒の如きは、猶舊によつて交代す。文公（水戸中興の名君、徳川治保）慈惠、士の行役に苦しむを憐み、殆めて諸有司及び諸職をして移つて江戸に家せしむ。名つけて定府といふ。爾來藩邸官舎稠密、風俗浮薄なり。而して江戸・水戸事情通ぜず。文書の往來動もすれば相疑難す。是に至りて邸中の士庶、水戸に移る者二百餘人、僮僕奴婢數ふるに勝へず。吝嗇怨歎、猶流人の謫に赴くが如し。邸舎之が爲に頻る空し。乃ち水戸の諸有司を交代せしめ、將に擴めて諸職に及ばんとす。又歩卒一隊毎に一舎を授け、居常相親睦せしむ。彪の舎を歩卒に授くるに至りて、臺の東隅に居る。其の地富阪の上に踞し、東北に駒籠白山、望み、眼界頗る濶く、大いに他舎の比にあらず。庚子の春、公藩に就かる。彪又水戸に移る。南北に奔走すること十餘年、而して舊廬に歸るを得たり。彪の家を移すも是に至つて凡七たびなり。

傳に曰く、士にして居を懷ふ、以て士とするに足らずと。又曰く、小人は士を懷ふと。夫れ士の道に志す、其の居と士とは思ふに足らざるは固よりなり。然れども孟母隣を擇び、夫子も亦「里仁爲美」の語あれば、子弟を生長し人材を教育する者、未だ嘗て風土郷里の美に由らざらばならず。姑く彪の目撃したる所を以て之を論ぜん。八田は其の俗質ならざるにあらず、其の地靜ならざるにあらず。而して其の民鄙猥偏陋にして超邁俊偉の氣象に乏し。江戸の俗、其の人勤めざる

にあらず、其の見聞廣からざるにあらず。而して其の君子は深宮の中に生まれ、稼穡の艱難を知らず。其の小人は伶俐油滑の習に長じ絶えて質直樸茂の風なし。水戸の俗、慷慨義を好み、敢爲に勇む。時に汚隆ありと雖も、之を要するに江戸及び八田の比にあらず。獨り聞見の寡陋と言動の粗俗とを免れず。

是れに由つて之を観るに、士苟も子弟を教育せんと欲せば、其の幼きや之を城下に居き、武を講じ文を學び、以て其の志を立て、或は田野を逍遙し、山川を跋渉し、以て艱難を詣じ、以て士氣を養ひ、其の心術志操奪ふべからざるに及んで之を江戸に出し、汎愛仁に親しみ、以て其の固陋を廣め、士君子の間に周旋し、以て其の粗俗を醫す。天の我に與ふる所のもの自ら陶冶練熟し、以て大過不及なきに庶からんか。今夫れ絲の繭にある熟して之を練らず。麻の野に在る浸して之を曝さず。徒らに其の絮の如く蓬の如きものを視て、絲麻菅蒯に如かずといはば、亦冤ならずや。斯の論獨り我が水戸の爲に發するのみにあらざるなり。近來論者動もすれば士着の説を建つ。彪を以て之を観る、農をして士たらしめ其の地に居らしめば、勢なし易し。而して義なすべからず。士をして城を離れ田畝に就かしめば、義なし易し。而して勢なすべからず。假し斷然果決、驅りて之を土に著かしめ、能く其の制度を立てて、士農雜居の憂なからしめば、或は可ならん。若し夫れ然らずんば、滿城の士林變じて泯然たる農夫とならん。思はざるべけんや。

恭しく惟みるに、我が東藩威公基を建て、廉恥節義を以て士風を鼓舞せらる。義公繼述し申ぬるに孝悌忠信の教を以てせらる。其の盛徳大業、樵夫牧童と雖も猶聞くに飽き道ふを厭ふ、固より臣彪の贊美を俟たざるなり。義公既に老い彌公封を襲ぎ、大將軍常憲公(五代將軍綱吉)隨性院夫人をして我が恭伯世子(徳川吉孚)に歸がせらる、一國賀す。獨り義公以て國家の不幸とせらる。蓋し其の或は奢侈の風を長ずるを恐れてなり。既にして風俗日に衰へ、財用足らず。義公薨じて未だ數年ならず、寶永年間に至り松並勘十郎(水路開鑿航路稅徵收の案を立て失敗)の禍あり。其の紀綱を壞り、風俗を害し、典章を蔑如して以て邦家の辱を貽すもの、臣子實に言ふに忍びず。成公(水藩四代徳川宗堯)夙に聰明の姿を以て有爲の志を懷かる。享保の政(成公の政治)翕然として觀るべし。不幸年を享くこと長からず、中興遂げず、惜しいかな。

良公(水戸藩五代徳川宗翰)幼冲封を襲ぎ、政巨室に出づ。故を以て、元老以下頗る其の私門を營む。寛保寛延の餘毒今猶或は存す。公既に政を親らせらる、其の聰明英武、蓋し成公の下に出でず。今其の手録筆記を拜するに、其の公に奉ずるの誠勤めたりといふべし。昔者唐王李隆基(玄宗)開元に勤め、天寶に惰る。論者之を憾みとす。公も亦始ありて終ある能はず。或は曰く、當時の

大臣、公の英明を憚り、佞媚迎合し、遂に宴安逸樂を以て公の心を盪かせりと。理其れ或は然らん、悲しいかな。文公恭儉自ら率ひ、慈仁下を撫で、書を読み文を右にせらる。義公以來其の比あらざるなり。當時大將軍春秋に富まれ、白河源侯(松平定信)宰輔の任に居り、三藩の君を援いて以て倚頼せらる。今恭しく公の親筆秘録を觀るに、其の天下に裨益あるもの勝けて數ふべからず。其の國政に於けるも亦美事に乏しからず。而して公奢侈の後を受けられ、財用足らず、功利の徒或は之に乗じて起り、遂に公の徳を累はす者或は之あり。然れども、位にあること三十餘年、未だ嘗て士を愛し民を撫するの政を忽にせられず。其の徳澤闔境に洽きもの、今に至るまで猶深し。

武公(徳川治紀)寛裕にして果斷、志を大體に存し、大いに言路を開き、庶政を修明せらる。丙寅丁卯の間、慨然として大いに爲すあらんとする志を有せらる。巨室手を束ね、俗吏膽を破り、事に任ずる臣、盛意を推廣する事能はず。峭直刻深、頗る物議を來せり。是に於て公、光を韜み、重を持せらる。蓋し他日に持つあらんとす。而して天、年を假さず、遺憾曷んぞ已まん。哀公夙に高明の姿を以て、文雅の才を負はる。其の封を襲がるや、慈惠物を愛し、衆庶心を歸す。嘗て幕府の執政、水野羽州と營中に談ぜられ、一見してその姦を察す。又元老の或は私門を張るを憤られ、舊典を明らかにし、以て大綱を總べられんと欲す。公嘗て峰壽院夫人を幕府に迎ふ。後宮閨門の間、勢甚だ儉ならざるを得ず。而して帑藏素より財用に乏し。蓋し公稟性虛弱、宵旰

勉すること能はず。以爲らく、本落地狭く民少なく、之を右にし之を左にするも國事に於て大損益あらず。之を有志に委するに如かずとせらる。是より漠然復事を可否せられず。風流に耽り、文墨を楽しみ、以て其の世を終らる。文政の政、是を以て委靡衰頹、殆ど寶永（水滸不振、類廢時代）と軌を同じうす。慨くに勝ふべけんや。

今の納言公、哀公（八代目齊修）の介弟を以て藩邸にひそまれ竊に天下の勢日に衰弱に趨き、邦家のことを亦陵遲に就かんとするを憤らせらる。其の剛明果敢の氣、宏濶遠大の志、抑へて發せざるもの蓋し亦年あり。一旦哀公の遺言を以て入りて其の統を繼ぎ、未だ一號令を發せられずして小人膽を破る。數月の間、奸臣臙吏、廢黜餘すなし。倭幸便嬖既に驅除せられ、耆舊故老、文化に伸びて文政に屈する者、往々再び擧げらる。忠直方正、文武材能の臣、稍々選用せらる。一年ならずして奢侈頓に止み、儉素質朴の風朝野に被ぶる。公以爲らく、大將軍春秋既に高く、世故に暗熟せらる。而して水野・林の徒、威權赫灼、天下の事遽に挽回し易からず。已むなくんば、一國の俗を變じ、文教を修め、武衛を奮ひ、幕府を捍衛して以て中興の嚆矢となさんと。是に於て日夜孜々として此れに従事し、十六年一日の如し。而して群臣の材器徳量、公の盛意に副ふ者衆からず。故を以て、其の施設の間、緩急序を違ひ、寛猛用を失ふ類なき能はずと雖も、其の文を修め武を奮ひ、忠を天下に盡くすに至りては、三百諸侯恐らくは未だ公の用心に及ぶ者あらず。

此れ巨彪の諛言にあらず、識者苟も其の事業に因つて其の情實を察せば、灼然として知るべきなり。而して蒼蠅藩に集り、萋斐錦をなし、忽然として今日の禍を羅織す。威義二公にして靈あらば、巨彪、其の怒髪上りて瑞龍の巔（瑞竜山、水戸家の廟所）を衝くを見ん。一念此に及ぶ毎に、歎息痛恨自ら已む能はず。因つて徐かに公の禍を幕府に蒙る所と、諸臣の公の大志を忌む者を釋ぬるに、蓋し一朝一夕の故にあらざるなり。

公嘗て山陵の荒廢を慨き、其の修覆を圖り、先づ畝傍陵を修し、序を以て他の陵に及ばんとす。下野の處士蒲生君平著す所の山陵志に因りて、其の方位及び遠近高低を辨す。適々桑原信敬京師に祇役し、畝傍陵に至り、或は之を土人に詢ひ、或は之を舊記に參し、貝原篤信の説以て據るべしとなし、始めて山陵志の謬を辨す。蓋し篤信の時山陵廢すと雖も、其の趾猶存す。君平の時に至つては其の趾も亦亡ぶ、謬あるゆゑなり。信敬其の説を筆して一卷となし、彪によりて之を上る。時に公既に幕府に建議す。是に至りて屢々之を促す。其の説に以爲らく、神武天皇辛酉元年より今に至る二千四百九十餘年、近年庚子の歲將に二千五百に盈ちんとす。宜しくこの時に及び、其の山陵を修め、以て忠孝を天下に明らかにすべしと。今の議者或は謂ふ、天朝を尊べば幕府の威を失ふと。噫これ何の言ぞや。山陵の荒廢日久しく、天下の忠義孰か一坏を培し國恩に報ゆるを欲せざらんや。爲す能はざるは幕府を憚るなり。萬一不軌の民或は禍難を唱へ、首として

山陵を修め、義を以て天下に唱へば、豈幕府の大耻にあらずや。然らば、天朝を尊ぶは、忠孝を明らかにし非望の念を絶つ所以なり。天下の人民將に益、幕府の議に服せんとす、何んぞ威を失ふことこれあらん。幕府遂に公の説を用ふるに能はず。

居ること數年、太上天皇崩じ給ふ。公之を開かれ、また葬祭のことを幕府に建議す。又書を寄せて關白藤公(九條尚忠)に謀らる。藤公深く公の忠誠を感ず。蓋し乙夜の覽に入るといふ。藤公以爲らく、葬祭の禮、遽に古に復し難し、謚號に至つては奉ぜざる可からずと。乃ち之を關東に議し、又公に之を贊成せしむ。幕府敢へて違はず、遂に謚を奉つて、光格天皇と申す。幾くもなく泉涌寺(山城洛東にある)災す。公、因つて以て其の佛刹を廢して其の地を清うせんと欲す。又之を關老と藤公とに謀らる、事遂に果さず。公の此の舉皆忠孝の至誠より出づ。而して其の忌むものより之を觀れば益、之を忌む。

丁酉(天保八年)正月、公、令を發し、武庫の器械を修め、また藩邸士大夫の戎衣を閲みせらる。二十二日公親ら甲冑を擐き、東照宮の遺物、後樂園の琴書亭に拜せらる。元老以下皆戎服して謁見す。或は盃を賜はり、或は餘瀝を賜はりて退く。毎歲以て恒例とす。居ること數日、賊大鹽平八郎黨を結び、難を大阪に構へ、近畿騷擾し、關東も亦之が爲め紛然たり。戎衣兵革の價驟かに相倍徒す。是に於て人皆公の先見に服す。而して其の憚るものより之を觀れば益、之を憚る。

丙申の歲(天保八年)大に飢う、戊戌(天保九年)も亦飢う。關東尤も甚だし。奥羽兩野の民、老を扶け幼を携へ、争うて江戸に赴くもの陸續として止まず。米穀愈々乏しく、餓孍路に盈つ。一日公城に登る。橋中より之を觀て邸に歸らる、後猶悽然として樂しませず。有司を召して曰く封内の民餓死するなきを得んやと。對へて曰く、未だし、然れども米粟日に乏しく、臣等日夜之を憂ふと。公曰く、食盡きて餓う、寡人之を如何ともするなし。苟も食未だ盡きず、而して餓孍ある奚ぞ民の父母たるにあらんやと。手書を郡宰に賜はり、勵ますに至誠を以てせらる。郡宰も亦力を盡くして賑恤す。既にして大いに稷倉を開き之を賑はす。又豫め賞科を設け、富民をして貧窮を救はしめ、又奸商の竊に穀を藏するものを散じ、以て遠近に頒つ。是に於て、二歳の凶荒、闔境一人の餓死者なし。其餘澤境外傍近の民に波及するものも亦尠からず。是に於て人皆公の慈仁に懐く。而して其の妬む者よりして之を觀れば、益、妬まし。

庚子の歲(天保十一年)、公藩に就かれ、介冑して兵を野に講せんと請はる。幕府これを允るす。毎年三月を以て大いに城南仙波原に蒐り、四方より來り觀る者其の幾萬人なるを知らず。巨砲の聲或は北總に震ふ(陸軍大演習の事)。人皆其の壯觀に駭き、天下無比となす。而して其の嫉む者より之を觀れば、益、之を嫉む。

壬寅(天保十三年)の歲、幕府令を發し、濱海の國をして其の海防を嚴にせしむ。嘗て封内の銅佛

及び梵鐘を毀ち、鑄て以て煩統(大龜)を造る。議者或はこれを難す。公の曰く、昔者大猷公、松平豆州をして大佛を毀ち以て鐘を鑄しむ。他なし、無益を變じて有用となすなり。且夫れ佛は能く衆生を濟度し、鐘は能く怠惰を戒む。今變じて之を海防に用ひ、腥膻の夷賊を臺にして神州の生靈を濟ひ、以て天下の怠惰を振起せば、其の用亦大且廣からずやと。是に於て人皆公の誠に服す。而して其の憤る者より之を觀れば、益々憤る。

公夙に神道を興隆する志あり。蓋し威公の遺志にして、義公の述ぶる所なり。此に至りて、神祇の祭儀、浮屠に混するものは務めて清潔に歸せしめ、破戒の僧を逐ふ者若干人、其の罪を恐れて自ら逃るる者若干人、佛寺を毀つ者前後二百數十區、其の所謂修験の徒或は轉じて祠官となり或は降つて農夫となるの類、枚舉に暇あらず。葬祭の禮殆ど都鄙に布く。是に於て人皆公の果斷に服す。而して其の怒る者より之を觀れば、益々怒る。

其の他、二百年紛淆の經界を正し、三千載未だ嘗てあらざる學校(弘道館)を建てらる。凡そ公の爲す所、皆人の意表に出づ。其の所謂忌憚妬嫉憤怒の者、環つて之を讒す。公の奇禍に遭ふ亦偶然にあらざるなり。然りと雖も、今日の事豈公一身の禍ならんや。抑、獨り本藩の不幸のみならんや。噫。(五月二十三日、二十四日、二十五日録)

人生得失豈徒爾

公の仕を致し、幽居せらるゝや、元老以下罪を幕府に獲るもの七人、戸田・今井・彪は禁錮に就く。蓋しまた故あるなり。初め文政の季年、戸田(蓬軒)大番となり、目付に轉ず。其の請はずして江戸に赴くを以てなり。職を落し家居す。幾くもなく近臣となり、遂に用人・側用人・參政を歴、擢んでられて執政となり、上大夫に班す。今井初め遊伴(未だ仕官せぬ事)を以て公に龜間に給事す。公立つに及び馬廻となり、奥右筆に轉じ、入つて近臣となり、勘定奉行・用人を経て遂に參政となり、中大夫の上に班し、出でて寺社奉行となり、班猶舊による。彪初め進物番を以て史館編輯に補せられ、郡宰に轉じ、近臣となり、政府の吏に任ぜられ、乍ち職を免ぜられ、又乍ち擢んでられて側用人となり、遂に下大夫の上に班す。

封建の制、世門地を貴び、人閥閥を重んず。官職轉除率ね定格あり。蓋し中大夫の家或は上大夫となるを得。而して下大夫の家、亦或は中大夫となるを得。餘は皆之に視ふ。戸田の先、信州松本侯と同族なり。太田備州の鷹を以て始めて威公に事へ、頗る閥閥を稱す。家世々上士に過ぎず。今井の宗、醫を以て義公に事へ、今井の祖、其の餘子を以て別に俸祿を賜はり、家世々中士、而して間々亦上士となるものあり。彪は先子の褐を解き(はじめて仕官)、文學を以て始めて文公に

事へ、其の職近臣に類するを以て、通事に班するのみ。班次同じからずと雖も、其の門地定格を論ずれば、其の寵榮皆極まれりといふべし。一國愕然、嘲らすんば罵る。環つて之を讒する者、一朝一夕にあらず。則ち平居無事猶恐らくは駕を税する所を知らざるを、況んや時勢一變し、我公猶かつ今日の禍あり。則ち三人の死を免かる固より大幸なり。其の禁錮に就く豈徒爾ならんや。客あり之を難じて曰く、子の説謂はれなしとせず。然れども、公の人を用ふる必ず門地に拘らず。其の士より起り超遷して大夫に至る者、子等三人に止まらず。而して其の人未だ罪を幕府に獲るを聞かず、亦説あるか。主人之に應へて曰く、子彼の花卉を見ずや。大風雨雪の時に方り、其の枝幹軟弱なるものは東西に披靡し、縦横に低垂し、復折傷破碎の患なし。其の剛強なるものに至つては、屹然として屈せず、確乎として動かさず、其の幹を摧かれ、根を抜かれざるもの殆ど希なり。居れ、吾子に語らん。

沈深寛弘、舉止嫺雅。人を愛し物を容るるは、今井・藤田は戸田に如かず。風岸孤峭、直言抗議、清潔私なきは、戸田・藤田は今井に如かず。之を要するに皆屹然確乎たる士なり。假し敵國をして我を伺はしむ、此の三人を除かずんば、水滸の事遽かに圖り易からず。彼の便嬖阿諛の臣に至つては、東西に披靡し、縦横に低垂する者のみ。昔菅公文章生より起り、位二公を致し、而して忠憤剛正、遂に以て禍を取る。若し菅公をして少しく自ら貶し、藤氏の黨に阿らしめば、豈西海の

謫あらんや。而して貶竄の禍に遭はずんば、安んぞ能く其の盛名をして千載に傳誦して己まらざらしむるを得んや。是れに由りて之を言はば、我が公の讒に遭ふ未だ必ずしも弔すべからず。而して三人の者の禁錮に就くも亦甚だ不幸となさざるなり。客罵つて曰く、戸田・今井、吾未だ其の人を知らず。子の慧愚にして自ら信することと愈々篤きを觀れば、子の禍を免れざる信に徒爾にあらずと。王人之が爲に默然たり。(五月二十六日録)

自 驚 塵 垢 盈 皮 膚

余嘗て柳宗元(支那唐代の文豪)の文を読み、其の謫居の苦を叙し、一たび皮膚を搔けば塵垢爪に盈つといふに至りて、其の文の極めて奇なるを愛して、其の言の實に浮ぐるを疑ふ。今實地に處り、始めて其の言の妄ならざるを信ず、余の禁錮せらるるや、既に戸を閉ちて默處す。幾くもなく監察府の僚吏工を率ゐて來り、舍の東西及び南北隣の境を檢視し、凡そ寸隙あるもの皆板を以て之を塞ぎ、最後に又板を以て門戸を掩ひ、固く釘して去る。奴僕と雖も理出入する能はず。然して米鹽糲がず、薪水通ぜず。飢渴して死する則ち亦恐らくは禁錮する所の意に非ざらん。是に於て北隣的主人鱸氏に請ひ、ひそかに其の牆を穿つ。濶さ身を横たふべし。是れより奴僕、鱸氏の門に因つて出入するを得たり。然して監察の僚屬時々舍外を巡視す。故を以て、家奴井を汲む

率ね一日一再に過ぎず。僅かに朝夕爨炊の用に供するのみ。余本月二日を以て家を發す。前數日病を獲たりし故を以て、浴せざるもの殆ど三旬。今既に瘳ゆ。水の乏しきが爲、僅かに盥漱面を洗うて止む。此の夏日に當り、蒸熱人に逼り、發汗淋漓、衣服日に汚れ、臭氣鼻を衝く。因つて一たび皮膚を掻けば蝨亦爪に入る。嘗に子厚の謂ゆる塵垢のみにあらざるなり。古諺に曰く、湯沐具りて蝨蝨相弔すと。余の湯沐を具ふる何れの日に在るを知らざれば、蝨蝨相慶して年の豊かなるを禪衣の間に楽しまんこと必せり、亦一笑すべし。因つて忽ち憶ふ。

前月念七、武田伯道(耕雲齋)を箕川に訪ふ。伯道酒肴を携へて出で、余を縁岡の傍に饒す。適、原田生坐に在り。蓋し二人窃に余の行を患ふ。離情尤も切なり。殆ど易水の趣あり。而して余も亦怒髮冠を衝くの態なき能はず。酒酣に耳熱す。原田生(東湖門人)一大紙を出し、余の書を乞ふ。余爲に文天祥の正氣歌を書し、余の心事を寓して以て留別とす。當時余唯天祥の正氣凛々身を殺して仁を成すに取る。今にして之を思ふ、其の所謂夏日諸氣萃然として四集する者、亦余の今日の兆をなすに似たり。奇と謂ふべし。抑、余の舍矮なりと雖も、之を天祥の土室に比せば、猶玉堂・華屋の如し。塵垢の爪に盈ち、蝨蝨の膚を侵す、未だ吾が正氣を以て之に敵するに足らざるなり。(五月廿六日録)

猶餘忠義填骨髓

蘇軾、支那宋代の文豪)言へるあり。道義心肝を貫き、忠義骨髓に填ち、直うして須らく死生の間に談笑すべしと。余探く此の語に服す。亦舉げて以て子弟を勵ます。以爲らく、蘇氏の斯の語、孟子浩然の氣(天地間に滿つる正大の氣)を註すべしと。夫れ浩然の氣は、孟子既に直を以て養ふといひ、又義を集めて生ずる所といひ、又義と道とに配すといふ。其の人に示す所以、反覆丁寧にして足らず。其の説を押せば、大學の所謂心廣く體胖かなると、中庸の屋漏に愧ぢずと、論語の内に省みて疚しからざる者とは、皆浩然の地、而して胸中別に一箇盛大の物あるに非ざるなり。後世責吻耳學の徒、或は豪放磊落、跌蕩不羈を以て浩然の氣となすは、孟子の本意にあらず。何となれば、豪放跌蕩の人は、固より小廉曲謹、鄉愿と稱する者に愈れるは萬々なり。而して慎獨内省の工夫を缺ば、行、心に慊らざる者無きあたはず。少しく慊らずば、斯の氣激昂として中に餒う。安んぞ其れ浩然たるにあらんや。必ずや道義心肝を貫き、忠義骨髓に填ち、然る後正氣中に充實し、其の至るに及びては天地の間に塞がるべし。余嘗て蘇氏(蘇軾)の書を読み、尤も其の策略の論を愛す。苟も其の説をして行はしめば、趙宗、宋の王室)豈他日播遷の禍あらんや。既に其の人を用ひず、又併せて其の言を廢するは、獨り蘇氏の不幸のみに非ざるなり。

抑、王安石（宋神宗時代の政治家）事を用ふるに方り、一度其の邪説に觸るゝ者、嚙類あるなし。蘇氏兄弟（蘇軾、蘇轍）、其の家學を奉じ、確乎變ぜず、屢、瘴厲魘魅の郷に貶竄せらる。而して心腸鐵石、胸襟の風月、事物の表に超然たり。所謂死生の間に談笑する者、誇とせざらんや。而して世の蘇氏を稱する者、或は其の風流に取り、或は其の文辭に取り、其の甚だしきに至つては、徒に其の畫を愛して以て玩好となす。是れ奚ぞ皮膚を取つて骨髓を捨つるに異ならんや。夫れ士は大策略大節義あり、然る後以て與に文采風流を言ふべし。然らずんば彼の俳優者と奚ぞ擇ばん。此れ彪平日の持論とする所なり。客舎に兀坐し、書の讀むべきなし。門を杜ちて屏居し、友の談すべきなく、朝夕追隨する所は、唯一片秋々の氣のみ。聊か擧げて以て相發し、浩然の氣を培養すといふのみ。（五月二十六日録）

嫪 姚 定 遠 不 可 期

文化の初年、魯西亞屢、蝦夷地方に到り、北方騷擾す。先子（幽谷）嘗て歲旦の詩あり、曰く、「春來一夜斗廻杓。北顧還憂胡虜驕。投筆自憐班定遠。忘家誰擬霍嫪姚。長蛇應憶神兵利。粒食曾資瑞穗饒。宇內至尊天日嗣。須令萬國仰皇朝」と。先子夙に北虜圖南の志を憤り、寛政年間書を文公に上り、極めて備豫の計を陳す。是に至つて夷虜の猖獗日に甚だし。先子慷慨自ら

奮ひ、書を嚙ぎ甲を装し、衣を沽つて鞭を買ひ、竊に朔漠に馳驅し、胡塵を一掃するの志あり。其の詩中謂ふ所の嫪姚（西漢の名將、霍去病、匈奴を討つて功を樹つ）、定遠（東漢の名將、班超のこと、西域を征して定遠侯となる）を以て自ら期する者、偶然に非ざるなり。

幾くもなく北陲に丁卯の變（文化四年、ロシア地方を侵す）あり。西邊に戊辰の警（文化五年、英船長時を騒がす）あり。其の後十餘年、文政の初め、英吉利海に航して再び相州浦賀に低る。幾くもなく又我が常北大津の陸に上り、又薩の寶島（大隅國大島郡内）に上り牛を掠めて去る。其の他漁民を海上に誘ひ暗すに珍異の物を以てし、或は投ぐるに邪教の書を以てし、或は巨砲を鳴らし内地を震駭するもの、歳として之無きはなし。乙酉（文化八年）の春、幕府大いに攘夷の令を發す。凡そ外夷の船海濱に近づくもの、一切砲を發して之を碎き、且嚴かに漁民の竊に洋中に貿易するを禁ず。是より虜船復海岸に近づかず。但時に帆影を遠洋窺冥の中に見るのみ。

夫れ西北虜情の惡むべきこと、一朝一夕の故にあらず、天文以來戰國の擾亂に乗じて屢、海に航して來り、漸く其の邪教を布く。弘治・永祿の間に至り、大友宗麟・小西攝津守の如き、亦其の法を奉じ之を國中に布く。織田氏亦嘗て其の法を試む。而して其の聰明忽ち其の姦邪を察し、務めて邪教の徒を驅除す。而して洋夷狡黠、各所に潛匿し、未だ盡く除かざるなり。東照宮深く其の害を察し、大いに天下に令し、搜索追捕す。板倉伊賀守・山崎長門守に命じ、畿内及び諸國を按檢

せしむ。苟も其の法を奉ずる者は、皆執へて之を五條河原に斬る。既にして又其の教寺の長崎及び各所に在るものを毀ち、其の佛像及び什物を破碎す。而して邪教の民心を疊惑する者、牢固として抜けず。寛永年間に至り、遂に島原の變あり。内地の民以て邪教を奉じ、刑戮に遭ふ者、是に至りて前後二十八萬人なりといふ。其の害毒言ふに勝ふべけんや。

大猷公、東照宮の舊典を修め、益々邪教の禁を明らかにし、また始めて外夷の禁を設く。凡そ蟹文の國(西洋)一切拒絶し、復窺窺するを得ず。獨り和蘭の教法、西洋諸夷と其の宗教を異にするを以て、特に長崎に往來して有無を通ずるを許し、以て洋夷の間諜となす。其の歳ごとに西洋の事情を書して以て府に上らしむ。然れども虜の桀驁冥頑なる者、猶或は禁を犯して來るもの嘗に一再のみならず。當時國威方に熾んなり。必ず其の船を火き、其の人を磔し、喙類あるなし。洋夷膽を寒うし、邊陲を窺はざるもの、百數十年、承平日久しく武備稍く弛む。是に於て魯亞の二夷復我に垂涎す。我一日の安を苟もし、或は論して之を還す。其の甚だしきに至つては、薪水米果を給して之を遣る。乙酉の令微かりせば、東照・大猷二公の貽謀殆ど荒まん。

我が納言公(烈公)、夙に慨然として攘夷の志あり。深く祖宗の意を體し、また洋夷の謀を洞察し、以爲く夷の海上に出沒する禍心測るべからず、其の守備を嚴にせざるべからずと。然れども、假し彼をして沿岸の地を侵し、我が廬舎を焼き、我が人民を害さしむとも、勢久しく内地に住む

を得ず。又假し彼をして内地に據り要害を守らしむるも、我が人心憤怒激昂、勇氣百倍、苟も將帥たる者、善く其の鋒を蓄へ、機を用ひ變を制し、我が長所を以て彼の短所を衝かば、我以て大捷を得べし。抑々又彼自ら海上數千里の間に往來し、艦を連ね砲を鳴らし、虚聲を張りて以て内地を震動せしめんか、其の始めや濱海騷擾、奔命に堪へざらんも、其の終りや肅然として動かす、遂に彼をして自ら往來に疲れしめん。之を要するに、彼の勢、陸地に上つて勝敗を決せざるを得ずんば、我亦志を逞しうするを得べし。是に由つて之を言へば、虜の海上に出沒すること惡むべきにあらず。而して其の禍甚だ大ならざるなり。

今夫れ蝦夷地方は、神州北門の銷鑰、而るにこれを一小諸侯に委ね。而して諸侯また之を商賈に委ね、以て互市樞場の利を貪る。今魯西亞既に府を勘察加に開き、又進んで宇留都府に據り、其の先鋒既に我が惠登呂府の北に逼る。萬一彼稍々蠶食し、蝦夷を併吞せば、松前既に其の府庫を失はん。松前守らずば、三厩(三馬屋といふ地名)の外皆敵國となる。此れ其の禍豈邊海を窺窺するものと日を同うして語るべけんや。因つて竊に策を講ずるもの日久し。初め哀公の季年、國用足らず。有司謂へらく、本藩封内の幅員、之を尾紀二國に比せば、廣狹懸隔す。而して儀仗鹵簿及び諸事二國と頗煩し、鼎立の勢をなす、常に窮乏に苦しむ所以なり。元和の建藏(平和時)、威公猶幼し。倘し東照宮をして威公の成長を見るに及ばしめば、其の封を増すや必せり。因つて封を

増すを請ふの議あり。而して哀公薨す。是に至りて國用急を告ぐ。有司復以て請をなさんとす。公の曰く、土地人民は有功を賞する所以なり。夫れ三百諸侯の恩澤を浴する者、皆其の祖先の鋒鏑を踏み、矢石を冒したるにあらずんば社稷に勳勞ありしなり。今寡人父祖の餘澤を以て員に三藩に備はり、毫髮も幕府に報ゆるなし。而して徒に窮乏を以て封を増すを望む、何を以て訓を諸侯に示さん、已むなくば、蝦夷地方かと、有司愕然たり。公曰く居れ、吾汝に語らん。

昔大猷公、長崎奉行を戒めて曰く、内地の戦争は彼是の勝負のみ。皆それ一家の幸不幸のみ。土地人民を夷狄に没するに至りては、日本の辱孰か之より大ならん。一寸一尺と雖も死を以て之を守るべきなりと。夫れ蝦夷千島はもと我が神州の地、其の勘察加なる者も蝦夷の方言に出づれば、其の地も亦安んぞ源隸州(義經)の經路する所にあらざるを知らんや。而して今魯西亞、傲然として其の地に據る。千島の多き、我僅かに久奈志利・惠土呂府の二島を守るのみ。失ふ所の地、何ぞ管に一寸一尺のみならず、豈千古の憤にあらずや。然らば則ち鎮撫の術講ぜずんばあるべからず。開拓の策畫せざるべからず。而して議者皆謂ふ、蝦夷の地瘠鹵、耕すべからず。氣候極めて寒く、陰霧四塞、僅かに沿海諸港の居るべきのみ。而して其の人暗愚柔弱、禮義を知らず。其の地を得るも、穀を生じ財を殖するあたはず。其の人を得るも、教を施し治をなす能はずと。此の言信に尋常迂腐の論のみ。誠に偉略雄算、神禹(支那の大洪水を治めた賢人禹)の如き者をして、山

に隨ひ木を伐り、水に浜りて源を得、直ちに其の中央に踞して、大いに内地の民を移し、其の田に糞し、其の野に耨り、以て其の陰霧を鎖し、其の氣候を變ぜしめば、愚者は漸く智に、弱者は日に強く、十數年を出でずして宛然大國をなさんこと必せり。而して楡風沐雨、凌寒冒雪、辛楚艱難、萬死に従事し、其の大業致し易からずんば則ち之を幕府に請ふと雖も心に愧づるなげんと。因つて嘗て講ずる所の策及び地圖一匣を出して有司に示さる。有司愈益恐怖す。公遂に其の由を書して以て閣老故小田原侯に謀らる。實に天保五年なり。侯、公の書を得て亦大いに驚く。然して侯は近來の名宰相なり。常に洋夷の跋扈を慨く。乙酉の令、蓋し侯の決斷に出づ。故を以て、亦深く公の用心人の意表に出づるを感ず。乃ち往復辯難する者數々なり。其の大意に以爲らく、往年幕府、松前家の微弱、折衝の任に當る能はざるを以て、是を梁川に徙し、新たに松前奉行を置いて鎮撫開拓に従事す。既にして又之を松前家に還す。今其の鎖鑰を嚴にせんと欲せば、往年の故事を修むるあるのみ。然るに長崎の奉行は二員のみ、毎に其の選を難す。而して更に松前奉行を置く。恐らくは其の人に乏しからんと。公又難じて曰く、昔は東北の海路未だ通ぜず。故に外夷の患常に長崎に在り。方今は夷蝦直に魯夷と隣をなせば、今日の患は常に松前に在りて、長崎にあらず。幕府復松前奉行を置きて之を鎮めば、社稷の福何ぞ之に加へん。今姑息偷安、既に奉行を置く能はず。徒に之を以て寡人を拒ぐ、亦異ならずやと。其れと城中に相見て、亦屢

以て言を爲す。侯持重して末だ以て遽に對ふる能はず。幾くもなくして病んで卒す。

公はまた濱松侯水野越前守に謀る。侯大いに公の説を是とす。蓋し侯沈鷲智略あり。公の銳氣當るべからざるを慮り、暫く其の鋒を避くるなり。而して公の自信愈々厚く暇あれば地圖を按じ、形勢を審かにし、或は鷹獵に寓し、身を孤寒霜雪に習はさる、彪孱弱と雖も、嘗て先子の遺訓に服し、之に加ふるに公の鼓舞作興を以てす。是に於て、二三同志の士と其の議を上下し、慨然として筆を投じ、家を忘るるの志あるもの、十餘年一日の如し。四五年來訛言流行し、以爲らく、黯夷(英人)我が民の夷地に漂泊する者を護送し來らんとすと。又清國黯夷の侵す所となり、大いに敗衄を取ると。其の説蓋し關夷に出づ。壬寅の歲(天保十三年)、幕府乙酉攘夷の令を廢し、寛政文化の令を用ふ。是に於て、濱海の國、輒く虜船を碎くを得ず。天下有志の士、索然として解體す。公歎じて曰く、天下の事爲すべからざるなり。一國の若きは力を盡くさずんばあるべからずと。乃ち狀を幕府に陳じ、謂へらく、封内の民俗愚慙にして漁夫鹺丁尤も甚だし。日に攘夷の令を布くも、猶或は夷人と洋中に昵むを恐る。今其の令を廢せば、貿易の姦決して防ぐべからず。請ふ、暫く乙酉の令に沿ひ以て愚慙の民を全うせんと。幕府制すること能はず。

公益と武備を修め、器械を繕ひ、新に大砲を鑄るもの若干。議者或は銃數の過多を以てす。公晒うて應せず。蓋し公の志、極北千里の外にあり。嘗に封内二十里の海内のみならずなり。

國中の人、猶公の遠略を察する能はず。則ち讒間の由つて生ずる所、謂はれなしとせず。前月中、關老阿部勢州、我が元老中山氏を詰るに七事を以てす。其の一に曰く、公未蝦夷の念を絶たさるか。是に由つて之を觀れば、公の大忠、幕府の大疑を來せし所以なり。而して蝦夷のこと尤も有司の惡む所となれるを知るべし。嗚呼、公萬里飛揚の志を屈し、別邸小室の中に幽處せらる。彪等も亦虎穴を探ぐるを得ずして、蝸廬の下に偃蹇す。夫れ天未だ醜虜を驅除するを欲せざるか。然らば黯夷の邊要を窺察する者、何れの日にか攘はん。魯虜の北陲を蠶食するもの曷れの日にして過まん。東照・大猷二公の靈其れ之を何とか謂はん。杞人嫁婦の憂へ(左傳にある言葉、無用の心配)其れ已むべけんや。(五月二十七日、二十八日録)

丘明馬遷空自企

嗚呼、標姚・定遠は既に期すべからずんば、此の筆豈投じ易からんや。司馬子長言へるあり、曰く、昔西伯(周文王)姜里に拘せられ、周易を演ず。孔子、陳蔡に阨せられて春秋を作り、屈原、放逐せられて離騷を著し、左丘、明を失うて厥れ國語(歴史)あり。孫子、脚を曠せられて兵法を論じ、不韋、蜀に遷されて世に呂覽(呂氏春秋)を傳へ、韓非、秦に囚はれて說難孤憤(韓非子中の名篇)あり。詩(詩經)三百篇は、大抵聖賢發憤の作爲する所なり。此れ人皆鬱結する所ありて、其の道

を通ずるを得ざればなりと。是の時に當り、子長(司馬遷)も亦禍に遭ひ、縲紲に幽せらる。此れ感ある所以にして、其の史記五十餘萬言永く後世に傳ふ。子長豈我を欺かんや。

夫れ人の業は、安樂に惰り、危苦に勤む。志は寡欲に立ち、多念に廢す。故に困厄は知命の端を作り、不遇は發憤の地を爲す。尋常行路の人猶或は然り、況や純明剛毅の士に於てをや。故に曰く、天の將に大任を斯の人に降さんとするや、必ず先づ其の心志を苦しめ、其の筋骨を勞し、其の體膚を餓やし、其の身を空乏にし、行其の爲す所に拂亂すと。子輿(孟子)亦豈我を欺かんや。後世、修史述作、左丘明・司馬遷に及ばざるもの、晉に其の才學の高下深淺之を然らしむるのみにあらず、蓋し其の苦心發憤足らざる所あるなり。而して胸中に鬱結するもの或ば外に泄るる所あり。昔蘇子美(宋の開封の人)漢書(班固の名著)を讀み、張良、秦政を狙撃するに至り、則ち曰く、惜しいかな擊の中らざると。因つて一大白を滿引す。君臣相遇の難を感ずるに至つては、則ち亦一大白を滿引せりと。蓋し史を讀む者、此の如くにして後善く史を讀むとなす。余謂へらく、史を讀む猶然り、況や史を修むるに於てをや。之を大にしては神聖經綸の業、明良輔弼の蹟、之を小にしては風土民俗の美惡、錢穀布帛の消長、忠義孝烈、賢良方正の言行より、亂臣賊子、讒佞姦邪の心術に至る迄、凡そ事の治亂、盛衰に關する者、必ず身其の間に處し親しく其の曲折を視る如く、或は其の謀略を審し、或は其の形勢を畫き、其の人を尙友し、其の世を尙論し、一言輕々

しく發せず、一事妄りに叙せず、文辭甚だ巧みならずと雖も、以て不朽に傳へて愧づることなかるべし。其の然らざる如きは、痴人の夢を説き、俳優の技を奏するなり。何ぞ以て世變を觀て時勢を明らかにし、勸懲を將來に垂るるに足らんや。

恭しく惟みるに、神州は實其の文に勝ち、其の正史、信を取るに足るもの寥寥として固より希なり。而して六國史(日本書記その他)以下、炳として日星の如きもの、未だ我が大日本史に及ぶものあらざるなり。其の鈔といひ、記といひ、其の他、家乘日錄、汗牛充棟、而して巍然として山岳の如きもの、神皇正統記に若くなし。源准后(北畠親房)・素忠貞の節を懷き、世の喪亂に遭ひ、關流寓千里に漂泊し、仰いて皇道の陵夷を歎き、伏して奸兇の驕恣を憤る。想ふに其の心を痛め、憤を發する果して如何ぞや。

我が賚亞相公(義公)、天、勇智を錫はり、文を兼ね武を備へ、身外にありと雖も乃ち王室に心し、而して九重深遠、節を本朝に效す能はず。群小目を側て、力を羈府に展ぶること能はず。遠大の略、抑へて發せず。有爲の志、屈して伸びず。嗚呼、二公の鬱結する所既に此の如くんば、忠憤の發する所懸りて日星となり、峙つて山岳となるもの。偶然にあらざるなり。彪南奔と雖も、然も鬱結する所、勢ひ之を刪述に發せざるを得ず。苟も驥尾に附し、駑馬に鞭うち、炳たる餘光を仰ぎ、巍然たる末塵に託するを得ば、志願足れり。敢へて望む所あらず。(五月二十五日錄)

荀明ニ大義正ニ人心ニ皇道奚患不ニ興起ニ斯心奮發誓ニ神明ニ古人云斃而後已

嗚呼、我が公の禍に遭ふ所以のもの、彪すでに粗々之を言ふ。然らば王室の陵夷するもの、復尊うすべからざるか。蠻夷の猖獗なる、復攘ふべからざるか。幕府の政、讒慝日に行はれ、異端の説、淫浸益々甚だしく、而して神皇の天地を経綸し、宇内を控御する所以の道、湮晦否塞、復闡明開通すべからざるか。曰く、奚ぞ其れ然らん。物に本末あり事に終始あり。天尊く地卑く、日月照明、彝倫猶存す。苟も能く其の本に反り、其の末に通じ、其の始を厚うし其の終を要び、尤に其の中を執り、以て大義を天下に明らかにせば、王室尊うすべく、蠻夷攘ふべく、幕府益々昌んに、異端自ら衰へ、而して皇道の隆んなること、首を企てて望むべきなり。請ふ、其の略を言はん。

謹んで惟みるに、天祖天孫の盛徳大業、八百萬神の鴻勳偉績、今得て詳にすべからず。然るに載せて古典に在る者照然として誣ふべからず。神武天皇、神を敬ひ、武を奮ひ、天業を恢弘し、都を奠め、祀を秩し萬世の基を開き給ひ、崇神天皇之に加ふるに厚生利用の政を以てし給ふ。黎庶業を樂しみ、蠻夷率服す。應神天皇、人に取り善を爲し、始めて儒教を聞き給ふ。仁徳天皇、謙讓慈仁、四海悅服す。是の時に當り、大義明らかに人心正しく、德澤中に洽く、威武外に振る

ふ。豈盛且美ならずや。欽明天皇の時に及び、佛教西來し、我が人臣其の胡教を奉じ、其の胡鬼を拜す。幾ぞ率ゐて夷狄とならざらんや。是れ物部・中臣二氏の諫激諫争する所以なり。

天皇、明斷其の僧徒を撻ち、其の伽藍を燒き、其の佛像を毀ち給ふ。而して奸臣蘇我其の教に倣し、一意尊崇、遂に以て彌漫し、永世の禍を遺し、而して子孫の罪惡貫盈し、遂に天地以來未だ嘗てあらざるの禍を構ふ。佛教の害言ふに勝ふべけんや。天智天皇、慨然として廓清の志を懷き給ひ、中臣鎌子輔翼養成し、奸兇を攘除し、大いに皇綱を張らせらる。爾來明良相踵ぎ、世々其の美を濟す。大化・大寶の治、古今に冠絶す。

是の際に當り、上に在る人能く其の本末を明らかにし、神皇の道に原づき、之を翼くるに周孔の教を以てし、國體を明らかにし、彝倫を敍し、以て其の典章制度を定むれば則ち、佛教狡と雖も自ら委靡潰敗し、其の能を施す所なけん。而して當時徒に西土(支那)の文華に眩し、之を捨てて彼を取り、模倣是れ務む。之を山林の人市井の繁盛を羨み、衣服居室凡百の器用、悉く商賈の風俗に倣ひ、以て計を得たりとなすに譬ふ。特に知らず、子孫本を捨て末に趨り、利口捷給、泯然として淳厚質朴の故態を失ふ。豈大いに憾むべきにあらずや。且夫れ物美なる者は消し易く、而して惡なる者は長じ易きは、天地の常理なり。正直の者は憚つて之を疎んじ、邪曲の者は狃れて之を親しむは、亦人の常情なり。然れば、皇道を明らかにし、儒教に資り、以て天下に臨む、

猶惡者の長じ邪曲の禁ぜざるを恐る。而して當時未だ其の舉あるを聞かず。其の佛教に於ては、既に寺觀を畿内に營み、又國分寺を各國に建て、兆民の衆を擧げて之を釋氏の軌物に納る。宜なり、其の人心を浸淫し、牢固拔けず、今日に至りて悟らざる。

夫れ神皇の道、聖賢の教、尤も祭祀を重んじ、これを政教に配す。而して釋氏既に祭祀の權を奪ひ、之を朝野に用ひ、之を政教に施す。神皇の道、僅かに之を祠官に委す。周孔(周公、孔子)の教、降つて博士の業となる。皇風の振はざる、大道の明らかならざる、職として是に由る。中葉以降、皇綱紐解け、權、藤氏に歸す。藤氏衰へて平氏盛んに、平氏滅して源氏興る。兵馬の權、遂に武人に歸す。後醍醐天皇、陪臣の跋扈を憤らせられ、英偉の略を奮ひ、忠義の力を藉らせらる。天下翕然として再び仰いで太平の隆を望む。而して中興遂げず、其の政柄と兵權とを併せて覇府の有となす。其の間政體萬變し、運に汚隆あり。而して皇室の衰ふる所以、未だ嘗て、大義の明らかならず、人心の正しからず、異端邪說の風俗を疊惑する故に由らずんばあらず。

應仁以來海内廢亂し、豪傑並び争ふ。民の塗炭に苦しむ亦甚だし。織田右府(信長)、雄斷果決、深く佛氏の害を惡み、伽藍を燒き、僧徒を戮し、天臺淨土、膽を奪はれ氣索く。我が東照宮、聰明英武、民を水火に救ひ、以て太平の基を開き、西洋邪教の害を洞察して其の禁令を嚴にす。大猷公、其の遺緒を修め、一切狡黠の夷類を拒絶す。二公の邪教に於ける、芟夷驅除、夷戮殄滅、

永く其の根本を絶ち、種を神州に遺さしめず。其の功烈豈大ならずや。我が義公も亦異端の風俗を傷るを惡み、大いに淫祠を廢し、奸僧を逐ふ。其の佛寺を毀つもの千を以て數ふ。今の納言公、其の緒を修め、又僧を逐ひ、寺を毀つ者若干。蓋し、欽明帝伽藍を燒き佛像を毀ち給ひしより千百餘年、而して始めて織田氏あり。尋いで東照・大猷二公あり。尋いで義公あり、又百數十年にして納言公あり。東照・大猷二公の功烈、敢へて贊する所にあらざるなり。而して納言公と義公とは、覇府の權、將軍の威あるにあらず。僅かに東藩彈丸の地を守り、千餘年の宿弊を一國一郡の間に除かんと欲す。其の勢實に難し。織田氏其の權威ありと雖も、然も禍毒の由來する所を察せず、徒に兵力を以て之を鋤かんと欲す。抑、亦難し。欽明の朝にありては、其の禍猶小に、其の毒猶淺し。苟も當時に芟夷驅除、慶長寛永の洋教に於けるが如くならば、蘇我驅ると雖も、僧徒狡と雖も、將に頭を垂れ、戮に就くに迫あらざらんとす。而して隱忍姑息、遂に滔天の禍を養成す。豈千古の一大遺憾にあらずや。

恃む所は、神皇在天の靈赫々照臨し、神を敬する俗未だ全く喪びず、武を奮ふ風未だ必ず沮まらず、仁厚勇猛、忠義孝烈の士、往々其の間に由で、天地の正氣彼に亡びて此に存し、前に廢れて後に興り、以て神州の紀綱を維持す。何する者ぞ、夫れ夏の忠を尙び、殷の質を尙び、周の文を尙ぶを。(夏、殷、周共に支那史上の治世の範を示したといはれる。皆其の末世に至りて、變ずべからざ

るもの、苟も之を變ずるや、衰へされば則ち亡ぶ。神州の神を尊び武を尙ぶ政。萬世變ずべからざるものなり。天を極めて易ふべからざるものなり。皇道衰ふと雖も、天祖の訓、突世墜つるなし民の勢廟(伊勢大廟)を仰ぐ、天日と間なし。名神大祠の各國に在るもの、威靈在すが如し。上は朝廷大嘗諸祭より、下は閭巷の所謂神事祭禮に至るまで、上古の風猶或は微すべし。天皇は即ち天祖の胤、臣民は皆群臣の裔なり。故に神を尊ぶの義明らかたれば、皇室自ら尊く、異端自ら衰へ、忠孝の教立つ。而して神皇の道興る。

抑々古は、武を尙ぶの俗、宇内に冠絶する論なきなり。而して釋氏の柔和忍辱の教、或は其の鋒を折き、和歌者流、淫靡淫惰の習、又従ひて其の氣を移す。公卿百官、手兵を知らず。武を尙ぶの俗、一變して武家に移る。然も猶室に亡びて堂に存するなり。故に胡元(蒙古)の我を窺ふや、先づ其の使を斬り、以て明らかに彼に絶つを示し、諸國に戒め兵備を嚴にし、遂に十萬の衆を西海に熾す。朝鮮の禮なきや、海に航して遠征し、八道驚潰し、餘威明國に震ふ。洋夷の禍心を藏するや、其の船を火き其の人を戮し、醜虜膽を破る。今や承平日久しく、風俗偷薄、武を尙ぶの俗或は古に讓る。而して因循にして察せず、萬一其の堂に存する者を失はば、即ち姦民狡夷將に起つて之を拾ふ者あらんとす。豈寒心せざるべけんや。孔子曰く、必ずや名を正しうせんと。今武家をいへば、即ち尙武の風以て振るはざるべからず。弓馬の道をいへば、將帥の術以て講ぜず

ばあるべからず。獎學の任に當つては、五典(五倫)の教以て明らかにせずんばあるべからず。征夷の職を奉ぜば、膺懲の典以て修めずんばあるべからず。故に尙武の風振るへば、幕府自ら昌んに、夷狄自ら遠ざかり、天地の正氣充ち、而して神州の紀綱張らん。此れ其の大較なり。

夫れ施設の緩急と運用の巧拙との如きは、固より其の人に存す。唯其の敬神尙武を以て政教の根本となし、以て尊攘の大義を明らかにするに至つては、臣彪之を鬼神に質して謬らず。百世以て其の人を俟つて惑はず。資質篤なりと雖も、畢生の心を竭くし、終身の力を極め、事に斯に従ひ、上は以て國家の鴻恩に報ひ、下は以て先臣の遺志を述べんとす。所謂斯の心一たび發して神明に誓ひ、斃れて後己む者、豈徒ならんや、豈徒ならんや。(五月二十九日、六月朔日録畢)

第二章 常陸帯

一、常陸帯解題

本書は、國文學中、その老成、雄健の筆致のうへで、最も重きを置かるべき雄篇である。且つ烈公の政治上における新施設の各方面を叙述して、要をつくし、『回天詩史』と相表裏して、水戸政教學派の骨髄特色、長所をよく現はしてゐる。

70

幕末における政教革新の必然性は、當時心あるものひとしく認めるところであるが、さて何を根本理念として、どういふ風に政教を革新すべきかといふことになる、なか／＼困難だつた。或ものは憂慮し、或ものは功思し、いろ／＼思想上の苦難を體驗しつゝ、その明るい方向を求めてやまなかつたのである。

この最大困難の時代に當り、國民をしてその向ふところを知らしめ、いかなる原理により、いかに政治の立直しをするか、いかに教育を非常時に役立つやう、建設してゆくか、さうい

ふ重要な點を烈公自ら實施して世に示した。その施設は、多方面に互り、思想國防、軍事國防、殖産興業、文學、宗教の方面にも及んだ。然し之を統一した基本精神は、皇道で、あらゆる革新も、皇道の統制下に置くといふのが烈公の考へ方である。

かくして烈公は、先づ國防費を捻出するために、猛烈に濳政を改革して、勤儉、剛毅の風を奨励すると共に、下意上達、上意下達のことにつとめた。次に思想國防のためには、『弘道館紀』を中心に、國民道德の内容を規定し、軍事國防については、烈公が大艦、巨砲主義提唱のもとに、銅鐵の巨砲を鑄造し、戰車(安神車)水雷彈人造火藥、脇差鐵砲、砲架などを發明し、潛水艦、甲鐵艦の工夫をもした。その他、陸海軍演習を行ひ、軍艦旭日丸を造り、船章を日の丸に一定することに成功した。

71

かく烈公は、水戸の二田(藤田東湖、戸田蓬軒)の協力を得て、陸海軍の上に大きい貢献をしたのである。この方面だけの仕事でも、烈公の報國精神と不斷の努力とを窺ひ知ることが出来る。

その他、和漢洋三文化を採り入れた勤皇學校、弘道館を創設し、心文心武を奨励したことを始め、貧士貧農の救済、軟化武士の剛健化につとめ、墮落僧、不純神官を淘汰、神ながらの道を昂揚した。更にその皇道主義を強調した結果、排耶、排佛(排佛は少し脱線の氣味がある)

に迄及び、縦横 思想界のために健闘をつづけて、尊皇攘夷の合言葉により、全日本の志士、國士を奮起せしめたのである。

このほか、外交上の方策をも考へて、北門經營に乗り出さうとつとめたことも、他の大名らの及び難いところで、國家のため、いかなる辛苦をも忍ぶことに躊躇しなかつた烈公の殉國心は、誠に尊い。

而も之がため幕府の保守、固陋主義と衝突し、弘化元年、幽囚の厄に逢つた。その後も亦、井伊大老と政治上のことで合はず、再度の幽囚に會つたが、それは、つまり、烈公の積極進歩主義が容れられなかつた結果にほかならぬ。罪は幕府にあるのだ。

世人は、往々、この事を知らぬ。故に東湖は、『常陸帯』を草して、烈公の經綸とその實行、實現の努力を世に傳へたのである。この『常陸帯』を泣いて讀み、感奮したのは、山縣有朋、伊藤博文、寺内正毅らで大久保利通、木戸孝允、西郷隆盛らも、無論、同様の感激に打たれたと推想せられる事實がある。

かく考へると、『常陸帯』は『回天詩史』と相表裏して、水戸政教學が幕末の國難打開に貢献したことを教ゆるばかりに留らぬ。當時、烈公の慘憺たる苦心、誠意と東湖が烈公の冤を痛憤慷慨した姿を如實に示してゐる。それは、東湖の魂によつて書かれた泣血の大文字だ。この

一字一句、皆血と涙とから成ることを、想はねばならぬ。且つ『回天詩史』に叙した點は、巧みに省いて、重複を避け、而も照應守しきを得てゐる點は、老巧、東湖の大手筆によらねば、なか／＼實現し難い妙味が見える。

現代における政教革新を考へる人々は、『常陸帯』を兼三、玩味して、そこから一個の信念、一個の猛志を得て、新出發すべきである。

一、常陸帶

常陸帶序

あづま路の、みちのはてなる、常陸帯、かごとばかりも、逢はむとぞ思ふ、(この和歌は新古今集、
卷十一、戀歌一に、「讀人しらすさしてある。')といへる古歌は、別れにし人を戀ひて、しばしだにあは
まほしきといふころを、帯のかなたこなたとわかれても、めぐりあひてむすぶことあるに、か
けてよめるなるべし。男女の情、朋友の道かくのごとし。臣として君をしたふ心、はた、しから
ざらんや。

文政の末つかた、(文政十二年)わが 中納言の君、世をつがせ給ひし時、彪年はたちあまりにて、
皇國の史(大日本史) かんがへさだむるわざしてありけるを、明る年(天保元年)青人草(人民) 撫治
る職を仰せられて、江戸の小石川なる屋形にめされ、はじめて、君を拜み奉りけるに、彪が職の
こと、いとねもごろに問はせ給ひ、しかのみならず、忠孝の義を明らかにし、文武の道をはげま
し、御先祖のおほん志をつぎ、東照宮の恩賚に報ひ給ひて、天祖の詔のまに、天日嗣を天地

と共に仰ぎ奉り、豊葦原の中國を常磐に堅磐(永久)に守りなん、と朝暮志し給ふことまで 仰せを
かしまり種々の賜りものなどして、故郷にまかりぬ。これをはじめとして、かたじけなくも、し
ば、御書下し賜はりて、民をあはれび、惠を施し、足曳(山の冠辭)の山里にすめる賤が男まで
も、安く楽しく世をわたるばかりのさまに、なしてんことをはかり給ふぞかしこき。三年ばかり
過ぎぬれば、彪職かへて近侍てふ臣につらなり、御側近く仕へまゐらせ、四年ばかり過ぎぬれば、
又職かへて政事の末にたづさはりぬれど、身のほどは猶近侍にひとしくありしを、又五年の後、
仰を蒙り、おふけなくも、年寄若年寄などいへる職につきて、政事ものすることをつかさどり、
いにし庚子の年(天保十一年)の春、君に従ひて、大城にまゐり上り、かしこくも 大將軍の君と右大
將の君を拜み奉り、君の御供して故郷に歸りぬ。去年の夏君日光山に詣で給ひ五月の中つがた、
大城に参りて暇を乞給ふ時も、再びまゐり上りて、大將軍の君と右大將の君を拜み奉りけるに、五
日ばかり過ぎぬれば、將軍家ことさらに 君をよび給ひ、君年つごろ、政事に心をくだき、文武
の道をはげまし給ふことを、感じ給へるよしにて、代々傳へ給へるがね作りの御佩刀と群鶴糸
がける御鞍籠に、黄金あまたそへて、君にまゐらせ給ふ。君も臣もよろこびいさみ、錦きて(衣錦
晝行を國文にしたもの、功遂げ名成り、富貴を得て故郷にかへること)ひるゆく心地してぞ、故郷に歸り
ける。

未だ一年もすぎざる今年卯月の末つかた、君一たび江戸に参り給ふべきよし、老中の人々に仰を傳へしに、君もとより、將軍家をうやまひ給へば、いそぎ出で立たんとありけるにぞ、彪らものもとありあへず、御供して小石川の屋形につきしは、五月五日の日の、巳の時(午前十時)ばかりになんありける。人みなうれしきためしをひきて、あやめ草、(頭韻の調子で、あやしめぐさ あやこ綴けた)あやめづらしくもまちぬるに、思ひきや、明くる日やがて 君は世をのがれ給ひて、駒込の屋形に籠り給はんとは。彪も何某もろともに、罪を蒙り職はなたれて、ひそまりをるべき仰をかしてまりぬ。たけき(東湖のこま)らが身は、濱のまさご、陌のちりひぢ(微少で、價值少ない譬)にひとしければ、うき沈まんも、ちりうせむも、ものゝ敷ならねども、ひたすら忠孝文武の道にのみ、心をよせ給ひて、世にたぐひなく、明き君の、いかにしてかゝる禍ごとにはあひ給ふものぞ。花をまつ梅がえに、寒けき風吹きすさび、久方の月はすみぬるを、夜半の浮雲立ちかくすためしにやありなん。とにかくに、理わかぬわざにて、悲憤とこそいははめ、慷慨とこそ思はめ。

折しも五月雨いたくふりつゞきて、ことに哀をそへしが、月日経て、そらは晴れぬれど、涙の袂はかきだにせず。いつしか御諷(御被は罪をはらひ清める行事)もすぎ、秋も半になりぬれば、世をうき雲のたえまなく、又しも霖雨ふり出し、板屋の軒端をめぐる雫のおと、荒庭の草葉にすだく蟲のね、きくもの見るものにつけ、君を戀ふる心いよまさりぬれば、草枕旅の宿(草を束ねて枕

さして野宿する意、旅の冠辭)にはしゐして、つらくいにして十年あまりのことを思ふに、或はとよさかのぼる(朝日がうるはしく登ること)朝日の影に、かぶとの星をかゞやかし、若草もゆる春の野に、駒の足をならべて、治れる世に亂をわすれざるためしをひき、或は秋風にかゝるくまなき月の夜は、樓船に棹さし出で、眺もひろ浦の中にも、酒くみかはし、詩歌管絃の興を催し給ひ、或は道弘むてふ館(弘道館)に、若きをのこらめして文學び槍太刀つかふ技を試み給ひ、或は借に樂むてふ園(後樂園のこま)に、年高き人々を招き、老を養ふなるさとしたひ給ひ、或は霜の夜、雪のあした、山野に鷹狩して 御身をならはし、或は簾の窓繩の戸ぼそ(貧家)にいたりて 民の情をしり給ふたぐひ、その折ごとに、かならず御馬のしりへに侍らひ、御供の中につらなりて、かしこくも御樂をも、くるしみを、ともにしまひらせ、朝に夕に、君にま見え奉らざることなかりしを。今は君も臣も、かなたこなたにこもりひそまりゐて、おもふこと人づてもて申上げむことだに、かなはぬ世となりぬれば、去年の五月のことは、夢にやありけむ、ことしの五月のことは、現にはよもあるまじ、などしづがをだまきくりかへし(くり返しての枕言葉で、追憶の意となる)、むかしをしのびいづるまじ、一ツ二ツ書きつゞり、口ずさみて 君にまみえぬる心地をなし、徒然をなくさむるほどに、水莖の跡つゝりて、机にみちぬれば、わかちて上下二卷となし、名づけて常陸帯といふ。たれこめ獨すめる身は、語り合せむ友もなく、かりそめの旅の宿には、考へ明すべき書

もなく、全くたけきが見開きたることの、あらましをしるせるなれば、古言にいへる、細き管もて、大空をうかゞひ、(細管を通して天を見て、それが天の全部と考へ、鍋中の肉の一片だけを食べて、全部の肉を判断するやうに、一部だけで、全部を想像する)鼎の中なる、一きれの肉をなむるに、ひとしいへども、方なる器の一隅もて、三ツの隅さたらんことは、見る人心にありぬべし。

そもくむかしより、忠臣孝子といふべき人の、世の禍ごとにあひて、君父に罪うるもの、すくなからず。異邦のことは、あげてかぞへがたく、又近き世は憚れば、之もいはず。菅原の大臣は、直なる道の一寸ちを、ふみもたがへず、心をくだきて、寛平の政をたすけまわらせぬれども、はるく遠き西のはてなる、筑紫の配所におもむかれ、大塔の皇子(護良親王)は、玉の緒(命の冠辭)の二ツなき命をしみ給はず、力をつくして、元弘の亂を平げぬれども、おもほえぬ東のひなゝる、相模土の牢にひそみ給ふ。いとあさましきわざにはあれど、年を経、世を重ねるにしがひて、その御名いやますかくはしく、百千年の今日まで、稚き童子、賤き民草も尊びかしくみ奉るをもていふ時は、わが君一たびは、うき世の禍ごとにあひ給ふといへども、千年の後まで、萬代の鑑となり給はんこといちじるし。

しかはあれど、現のこの世には、元明かならで、末遠き後の世を待たなんこと、天が下みだれて、玉鋒(道の冠辭)の道なき時は、さもこそあらめ、今四方にうちよする浪風ことにしづけく、

九重にますみの鏡(朝威がいよく明かなこと)光いよく明かに、大將軍の君は、いその上(ふるの冠辭)ふるき跡をしたひ給ひて、よろづの政、邪なるをのぞきて、正しきにつき、悪をこらして、善をすゝめんと、はかり給ふこと、諸人の仰ぎ奉る所なれば、一たびは五月蠅なすともがらにまかせ給ふとも、千早振 神のみたまの幸ひ給ひて、ひろくたいらかに、見晴かし給はんには、寒き風やはらぎて、長閑なる春の日に、梅の花、たえなるが如く、立ちおほへるうき雲きえうせて、さわやかなる秋の夜に、月の光さやけきが如く。わが君もとより二ツなき御心、ことにいちじるしく、濁にそまぬ御身、さらにすがしく、なり給はむかし。

さらば板びさし雨もるかりの宿に、むかしをしのびて、涙にしづめる賤が身も、くもれる眼をしぬぐひ、そぼつる(ぬれる)袂うちはらひ、ひたちをびのためしをひきて、ふたゝび君を拜み奉らむことのあらざらめやは。

三、常陸帶（目錄）

上卷

- 中納言の君世を嗣がせ給ふ事
- 奥右筆の舊弊を破り給ふ事
- 御代の初め執政其外職々賞罰し給ふ事
- 文武を勵まし言路を開き給ふ事
- 儉素を守り給ふ事
- 奢侈を抑へ給ふ事
- 婚姻養子の義を正しくし給ふ事
- 定府の士を減じ給ふ事
- 饑饉を救ひ給ふ事
- 國中へ貸出せし金穀を棄て給ふ事
- 附 入るを量りて出す事をなし給ふ事

下卷

- 逐鳥狩によせて武備を整へ給ふ事
- 弘道館を建て給ふ事
- 朝廷を尊び 幕府を敬ひ給ふ事
- 夷狄の禍を慮り給ふ事
- 附 大炮を鑄させ給ふ事
- 神社を尊崇し給ふ事
- 附 破戒の僧を沙汰し佛寺を減じ給ふ事
- 御床几廻百人を設け給ふ事
- 附 寒暑風雨に御身をならはし給ふ事
- 諸書を著述して後に傳へ給ふ事
- 經界を正しくし給ひし事
- 附 穀祿を平かにし給ふ事
- 幕府の褒賞を蒙り給ふ事

四、常陸帶（上卷）

中納言の君世を嗣がせ給ふ事

鳥が鳴く（東の冠辭）吾妻の常陸なる水戸をしろしめされ、御名を四方に轟かし給へる我が、中納言の君は、御父君を、源武公と申奉る。御所生外山氏（實は鳥丸大納言光祖卿の御弟、中務藤原資輔てふ君の御女にて外山修理權太夫光實卿に養はれ、武公の小上臈となり、於永方と申し、今瑞想院と聞え給ふ）寛政十二年庚申三月十一日江戸小石川の邸に生れ給ふ。御幼名虎三郎と申せしが、程なく、敬三郎君と申す。武公の輩中（地位ある人の正妻）は、恭穆夫人と申奉り、（紀伊中納言治貞卿の姫君なり）世を早うし給ひければ、御嫡子おはしませず、庶公子四はしらせませり。長を榮之允君（御所生小池氏保科家の臣、小池某の女也）次を昶之助君（御所生中山氏、幕府の小臣中山氏の女なり）次は敬三郎君（後の烈公）にて、又其次を銓之允君（御所生昶之介君に同じ）と申す。

榮之允君は、後に鶴千代君と聞え給ひて世子に備り給ふ。やがて源哀公の御事なり。昶之助君讃岐なる高松の君に養はれ給ひ、（後に讃岐守頼朝臣と申す）銓之允君も常陸なる宍戸の君に養はれ

給ひ（後に大炊守頼朝臣と申す）ぬれども、敬三郎君のみ小石川の屋形に留り給ふは、武公の御志とぞ承る。敬三郎君、御年十七にして、武公に後れ給ひけるが、御悲哀のいと切なる事たとへんかたなく、近侍の人々皆感じ奉りぬ。

哀公世を繼がせ給ふ後、敬三郎君には屋形の内なる龜の間といふ所に住み給ひけるが、哀公御友道殊に深くまじりて、何かれの事いと懇に物し給ふぞかしこき。敬三郎君御幼きより御心ばえ健く、御才氣人に勝れ給ひ、文武の道を始め萬の事にいと優にものし給ひつれども、御兄君を憚り給ひ、かの言に訥にして行に敏しと云ふ古語（論語、里仁第四）にひとしくぞおはしける。哀公の夫人峰姫（今峯壽院夫人と申奉る）は大將軍文恭公の姫君にて、文化の末つ方小石川の屋形にとつがせ給ひ、十年餘りになりぬれども御子ましまさねば、御心安からず思ひ給ひ、官女を擇みて、公に進め参らせしに、是又御子なければ、心ある人々は皆竊かに眉をひそめける。かくて文政十二年己丑の正月、例の如く御弓始めの式行ひ給ふに、公の放ち玉ふ矢、巻藁的に藁を巻いたものを使用することゝに得たはずして反りぬ。敬三郎君の放ち給ふ矢、筈深く通りぬれども、弓の弦、切れければ、公も御心よからず、人々もさかなき事（不吉）と竊かにさゝやきけるを、取り敢へず、敬三郎君

弓取の弦はあかりて舞ひながら

かへるや千代の君が春かな。

と詠じ給ひて、公を祝ひ給ひしとかや。其年の秋の半ばより、公御心地例ならず、長月(九月)の末つかたには御水氣いやましつものり、諸の醫藥の其驗なく、終に神無月(十月)四日の夜、御年僅か三十餘り三つを限りとして薨れ給ふぞはかなき。

其頃、大將軍には、公子數多くましましければ、尾張家、紀伊家を始めとして、越前家、國主城主に至るまで、其繼嗣なき家には幕府の公子を賜はりて代を嗣がしむるもの擧げて數ふべからず。是が爲に其家格をすゝめ給ひ、祿をも増し給ふ類ありければ、大名の家老諸役人など、其利を貪りて、實は其家を嗣がしむべき庶子、庶弟のあるもそれをば廢疾(不具病)などに事よせ、幕府の公子を養ひ奉らんと計る類、はたなきにしもあらず。上は、幕府を欺き、下は、先祖の血脈を失ひぬる事、いと惡むべき業と瓜彈きして譏りたるが、いつか身の上知らるゝ事となり、長月の中つかたより、誰いふともなく、公の御病、若しいふべからざる御事もあらんには、清水殿(又恭公の庶公子)を養ひ參らせんとぞ聞えける。心あるもの相語らひけるには、かしくも東照宮、尾紀水の三家を建て給ひて徳川の御積號を許し給ふゆゑんは、彌ます御血脈を廣めて、幕府の羽翼となし、石清水の源(源氏一統)盡させず、徳川の流末遠く四方の海に盈ぬる事を計り給ふなるべし。

つら／＼おもんみるに天が下廣き中に、我が 威公の御血胤、産みの子のいやつぎつぎに榮え給ひ、高松、守山、長沼、宍戸の四家は申すもさらなり、高須其外他姓の家に至る迄廣まり給へり。されば假初にも水戸の本家にも庶流の家々にも、威公の血脈絶えなん事もあらんには、已むを得ず同姓の家より養ひ參らせん事いふ迄もあらず。然るに今庶流、連枝(連枝は貴族階級の兄弟)の家々に、威公の血脈數多是あるのみならず、まのあたり御才徳人に勝れ、御所生も卑しからぬ、敬三郎君のましますに、清水殿を養ひ申す理やあるべき。是必ねじけぬる有司原が、一つには敬三郎君の英明を忌み恐れ、二つには己が儘に權威を振ひ、身の榮華を求めんとて斯くこそ計るならぬ、と人皆憤を含み、世のさまを伺ひてありけるに、青山延子(此時史館の總裁にて小石川にあり)、安からず思ひて、時の執政職にてありし何某の許に行きしかん、の事、いよいよ其實のあるにやと問ひしに、何某から／＼と打笑ひ、學者にも似つかはしからぬ事いふものかな、水戸家、清水家、何れか東照宮の神胤にあらざらん。されば、いふべからざる事あらんとき、清水殿を養ひまゐらせんこと、何の仔細あるべきと、事もなげに、のゝしりたるよし。

又此時、屋形内にも専ら用ひらるゝ何某といへるもの、ひたぶるに幕府の權家に通ひぬるよし、十月朔日の日、水戸に聞えしかば、豫て思ひ設けし人々、何かは少しもためらふべき。朔日の夜より晝夜ひきもきらず、各江戸に馳せ登り、或は小石川の屋形に至り、執政職の人々を詰り、或

は守山の君(大學頭頼朝臣思)にまみえて志を述べ、或はかなたこなたに潜り居て、事のさまをぞ窺ひける。四日の夜より仰ぎ戴くべき君なければ、人々いよく心を苦しめ思ひを焦しけるに、かしこくも哀公世にまませし時、自ら御志を記し給ひて、朶雲片々と號け給へる御書あり。(召出づるまに、一ひら二ひら記し給ふにぞかくは付名給ふらん。)執政職の人々等、是を披き見るに、敬三郎君もて、嗣となさし給はん事を記し給ひ、又御葬の事厚くすべからず、いとよき謚、捧ぐべからずなど、其外ありがたき仰せごとのみ遺し給ふ。是に依て、家老中山守信(備前守)もて敬三郎君を養ひたまひて世子となし給はん事を幕府に請ひ給ふ。(此の時哀公の喪は秘してありければ、公の御辭にて請ひし事申すもさらなり。將軍家速かに許し給ひ、同八日の日に其旨諸士に諭しければ、人皆哀み、且喜び、烏羽玉(夜にかゝる冠辭)の暗の夜明けて、あかねさし出る日を拜める心地せし社理りなれ。(此時の事別に回天詩史と號したる書に記しぬれば、こゝには其あらましのみ記す。又龍宮物語など號して、此時の事を記せる書ども、此の中に見ゆれども、いはゆる道に開きて塗に説く(道聽塗説のこと)てふものにひこしく、實事と虚事と打交れり。是をもて思ふに、古の書もまさしく其事のさまを知りて記せし人の書こそたしかならめ。神官小説等いふものは、大方龍宮物語の類ひならん。今の世にありて、今の事を記せるものすら斯の如し。まして後の世より昔の事を記せる事をや。心すべきわざなり。)かくて霜月(陰曆十一月)三日の日、哀公の御葬かたの如くものし給ひ、同十八日の日、敬三郎君元服し給ひ、從三位中

將に任ぜられ(御三家始て御任官の時、尾張は中將、我が水戸は少將に任じ給ふ御先例なるに、直に中將に任じ給ふは、是を始めます。但し尾張の御家にも直に宰相になり給ふ御例、一度ありしと承る。)齊昭卿と(御字は子信、御號は景山、又は潜龍閣と申奉る。)申奉る。程なく宰相を歴給ひ、中納言に任じ給ふ。

抑、清水殿を養ひ参らせんと謀りたる事、時の執政職、素より竊かに幕府の權家に望み申せしにや、はた屋形内にて語らひ計りたる許りにてありしにや。たえて其謀なきを世の中にいひはやしたるにや、其時政事にたづさはりぬる職にても、其密議に興らざる人は知らざるべし。まして外さまの人々は、是を知るべきいはれなし。假令、たえてなき事にもせよ、世の中の人々専らいひはやせるのみならず、執政の職に備はれる者、かりそめにも是をいひ出せるよしを聞きては、心ある人々いかで安き心あるべき。長月(陰曆九月)の末より神無月の初めまで十日許りは、人々生きぬる心地なく、若し事調はざらんには、既にかくよとまで思ひ定めし人も有りけん。いと危き事にてありけるが、中納言の君、世を嗣ぎ給ひ、今年十六年の間に、鶴千代麻呂君より始め公子六はしら(五郎麻呂君、七郎麻呂君、八郎麻呂君、九郎麻呂君、十郎麻呂君、餘一麻呂君、是なり。鶴千代麻呂君と七郎麻呂君は、御正室有栖川親王の御妹、登美宮夫人の生み給ふ所なり。八郎君、十郎君の御所生は小上藤山野邊氏、五郎君、九郎君は中藤松波氏、餘一君は中藤立原氏の生み申せしなり。此外世を早ふし給ひし文姫君を初め、さはにましませども、こゝには全く現に在せる公子のみを數へ申せしなり)まで設け給ひ、威

公御血脈、いやまし榮え給ふにぞ、十六年の昔夢かとはかり思ふ如くなりぬるは、いかに嬉しき例ならずや。

奥右筆の舊を破り給ふ事

司々の役、國によりて制度異りと雖も、大率家老ありて國君を輔け、其下に諸々の職ありて士民を治むる習は何れの國も同じかるべし。我が水戸の制度、家老、年寄ありて共に政事を計らひ、若年寄ありて、(古は奉行といひしを、中頃幕府にならひて若年寄と改め、其後又奉行と云ひしが、文政の初、若年寄と改められど、幕府の若年寄とは其職異れば、奉行といひてこそ其實にかなふべけれと古老の物語なり。) 郡奉行、勘定奉行等の諸職をすべ、其事を聞きて家老、年寄に議り、斯くいひては奉行は家老にのみ謀り、郡奉行等は奉行にのみすべらるゝやうなれども、然るにはあらず、其事によりては奉行はさらなり、其下なる職たりとも直に君に申上げ、家老に申す事もありと知るべし。城代ありて國を守り、大寄合頭(寄合は徳川時代に三千石以上の旗下にて無職なるもの)、番頭ありて諸士をすべ治め、(今は大寄合頭其職を失ひて其名にかなはず、事長ければ、こゝにはいはず)物頭ありて歩卒をひきゐ、用人ありて内外の雑事を掌り、小姓ありて禮儀を掌り、君の側に昵近し、左右の善惡を識り、及び記録の事を扱ふ(我が藩にて儒者てふ職なれども、文學に携はるものは此職に進み、或は此職

に總べらるゝ事、古き例なり、中頃より文學の臣を他の役人さひさしく若年寄にて總ぶることとなりしを、中納言の君、學校を建て給ひ、此小姓頭にて教職の長を兼ねる事に定め給ふは、祖宗の遺意に本づきし所にて、御深慮ある事なり)目付ありて上下の非法を糺彈し、其外其事につき其職にありて是を司る。

古は年寄奉行の職其人を擇み、多くは尙番頭より年寄を兼ね、小番頭(馬廻、新番等の頭を俗にも番頭といふ)より奉行を兼ねたり。今より見る時は、其位卑しくて人に侮らるべきやうなれども、其頃は重き評議ある毎に、城代より番頭に至る迄列坐して、各意見を述べ事を計りぬるを年寄奉行、夫れくゝに請答へ、道理を以て人を服せしむる程の才徳ある故、年寄、奉行の位卑しと雖も、諸人は是を侮る事もなかりし(三木左太夫之幹、義公の遇を得て小身より擇まれ、奉行の職を勤めし時、番頭數人伴ひて左太夫の宅に至る。左太夫座につきながら、貴殿等數人にて、一人の左太夫を如何になさんとの事ぞや。抑又貴殿等一人二人にては此左太夫に物いふ事能はざるにやといひて、からくゝと打笑ひければ、番頭等是に膽を奪はれ、疎てより兎や角いひ合せて左太夫を言ひ折かんさせし事をも得いはず歸りぬぞ。此一事にても當事のさま推量るべし。扱政事にあづかる者は自ら權威を振ひ、奢侈になり易きは和漢同じ事なるに、其身、位卑くければ常に道理をもて大身の人に勝たんと思ふ故、其患少し。假令惡き事ありても其人を退くる事も易し。祖宗舊制感ずるに餘ある御事なり。幕府の執政も必ず譜代小祿の諸侯に仰付けらるゝを以て見る時は、我が藩の舊制も、東照宮の御遺意に本づき給ふらしと、殊に有難く覺え侍るなり)に、大夫の子は

常に大夫になるといへる如く、其家にだに生るれば、其才徳なき人も政をとり行ふ事に成行き、其位卑しくは人に卑めらるゝにぞ、年寄は必ず大寄合頭の上に列し、若年寄は兩番頭の上に列し、城代、頭番列坐して事を議る古例も絶えてなき事となりぬ。

されば政を執る者、日々に下情にうとく、何事も辨へざる故に、(今の藤田主膳の先祖、某奉行を命ぜられし時、算勘不案内の由をいひて其職を辭しけるぞ。今は算勘は小吏商人等のものすべきわざと賤みて、是を學ぶ事を恥ぢ、九々の數、五々の組立をも知らずして經濟軍旅(戰爭)を掌る類はかたはらいたし。中納言の君も、數は六藝(禮・樂・射・御・書・數)の一つなれば、士大夫たる者、一とわたりは學ぶべし。寡人も龜の間にありし時學びたりきと宜ひて、學校にも數學を立給へり。扱出しいるゝ事を吝にし、分厘の利を争ふに至りては、本より君子の惡む所なれば、さるわざを踐むるは聞えぬれど、ひたすら小商人のわざとのみいひて其大綱をしめくゝる事を知らざる時は、經濟命鼓の權(かねとつゞみ)と。一般及び戦時の會計豫算)皆小吏商人の爲めに奪はるゝぞ淺間しき)政事の權自ら奥右筆にうつれり。此奥右筆は古日帳役といひて、年寄奉行評議して君に申上げ、政事を行ひたる日々の事を帳に記し、後の例に備ふる事を司る職なりしが、年寄、奉行、其才徳なく、何事も此日帳役に聞きて事を計らふさまになりたれば、日帳役の權、いやましにつのり、其役名の賤しきを嫌ひ、幕府になぞらへ、奥右筆と改め、年寄等に使はるべき職にてありながら、年寄等を使ふ計りの勢になりぬ。

さて其奥右筆にも政事の體を辨へ、古今の事をも心得たる人ありて、年寄等を助けなんには良法美事も行はるべきに、大方吟味役、徒目付などいへる役より此役に移り、年少き時より小吏のわざのみに携り、流俗舊弊を先格古例と心得て、(惣じて先格古例といふ事は、幕府にては、東照宮並に慶徳、大猷二公の建給へる制度、本藩にしては、威義二公の定め給へる典章をこそ先格古例と申すべけれ、其後中興の君の定め給へる法度は、祖宗の美意を變通し給ふものなれば、先格古例と申さんこそさる事なれども、世の盛衰によりて、其制度(一國の規律、法度)、典章も自ら時の弊に流れ行く事少からず。今は其流れたるさまを舊弊と心得、祖宗の法に背く事、いと多かるべし。中納言の君、文武の道を勵まし、葬祭の禮を定め給ふたぐひ、皆、祖宗の遺意を述べをさめ給ひし御事なるを、世の人多くは舊弊に泥みぬれば、君の行ひ給ふ事はいと怪しき新法の様に思ひて、遂に是彼と譏り奉るは、いと淺ましきわざなり。山國に住める人は、海の魚はその肉爛れて臭深き者とのみ思ひ、たまゝ新鮮なる海魚を見る時は、肉堅くして香淺し、毒や有らんと疑ひて食はざるぞ。古き諺にも、夏虫泳を疑ふ(莊子の秋水篇にある諺。夏虫には以て氷を語るべからざるは、時に驚ければなりとある。人の識見の小なるに譬へる)といへり。されば君のなし給ふ事、流俗の眼にはいと怪しくのみ見ゆるもまた理りにや)和漢の事はいふもさらなり。祖宗の遺訓をも知らぬ人々なれば、政事の評議、人材の選舉など、かたはらいたき事のみ多かりけんこそ理りなり。

武公には、かしこくも其弊をさと給ひ、御代の初、御用調役といふ職(文公の御代にも此職を設

け給ひぬれども、其時の調役、専ら公の御側に伺候し、機密の文書を掌り、奥右筆の府に時々往来して事を謀りしのみにて、常に其府に在りて、萬の事に携はる事なかりしとぞ。を設け玉ひ、高橋廣備、(又一郎と稱す。是より先彰考館の學士たり)を其職に命ぜられけるにぞ、奥右筆の人々驚き恐れて物もえいはずなりぬ。奥右筆の内にも頭取といへる者、専ら權を振ふ習ひなりしに、調役は頭取の上に立ちて事を計りぬれば、執政の人々は是を憚り、種々の善政行はんとせしかども、寡は衆に敵し難き例にやありけん、はた高橋も過ちやありけん、其の年の内に職を免され、調役も廢みぬれば、奥右筆の舊弊ますます堅くなりけり。

中納言の君つらく是を慮り給ひ、御代の初に御側右筆といふを設け給ひ、近侍又は老吏の中より實貞なる者を選びて是を命ぜらる、(小山田軍平、市川市平、傳與右衛門、多田傳右衛門、是なり)君には年久しく龜の間に住み給ひ、執政をはじめ、下々小吏の不正非法の事ども、又諸人、賢愚まで詳に知ろし召したるを、御側右筆をしてこれを記さしめ、其外何くれと御自らものし給ひければ、執政の人々、例の奥右筆に計りて申上ぐる事は容易く用ひ給はず、年寄ども何某は正しき人の由申上ぐるに、君其人しかくの不正あるは如何と問ひ給ひ、又何某は邪なる人の由申上ぐるに、其人はしかくの正しき事あれば、それは讒者の説ならんと詰り給ふ類ひにて、執政の人々、我が身の上の事さへ思ひやられ、薄き氷を踏める心地(心の不安な譬)しければ御側右筆の職

ありては、己が望有りて甲斐なきのみならず、いかなる禍に遇はんも計り難し、いざ其職を廢せん事を申上げんとて、かはるく君の御前に出で、しばく申上げしが初は聊か聞給はざりしが、後に仰ありけるは、國君、執政と心を合せざれば善政行はれ難き事誰も知る所なり。然るに汝等少しも舊弊を改むる心なく、我が云ふ事を驚き怪みて、うけがはざる故、已む事を得ず側右筆を申付けたり。されど政事内外と二つに分るゝ患なきにしもあらず、汝等だに心を改めて善政をうけ行はんには、我が悦び何かこれにすぐべき。さらば側右筆を汝等に任せんとありて、四人の側右筆一人(軍平)は目附を命ぜられ、一人(與右衛門)は近侍、一人(市平)は御用調役、一人(傳右衛門)は奥右筆頭取を仰せ付けらる。

是まで君の御側に昵近せし者なれば、いかなる密命をも蒙りて有らんも測り難ければ、執政の人々も憚り恐れ、時しあらんには是を除かんと思へども、君ますます撓み給はず、かはるくさまくの人を擧げて調役を命ぜられ(友部正助、會澤恒藏、山口頼母、白石又右衛門、鈴木庄藏、谷佐野右衛門、是なり、彪も五年許り此職を務む。此人々は或は郡奉行、或は近侍、或は目付、或は番士等より命ぜられければ、思ひもよらぬことて人皆怪みけるが、後には、調役はかくありし者と思ひて人々もさばかり怪まずなりける。)ひたすらに舊弊を改め、奢侈、賄賂を禁じ、質素、儉約に導き、文武を勵まし給ふにぞ、二年許りの中に、執政より始め諸役舊弊に染みたる人々は皆罷められて新に仰を蒙れる者

は、皆一筋に正しき道に志し、奥右筆府の風俗大に改まり、塵芥許りも非議の賄賂様受くる事なく、執政を蔑にし、文法を舞はして權威を振ふ事は絶えて、若し聊かも正道に叶はざる事あれば、新参の者も古参に向ひ意見をのべ、或は執政の人々に向ひても、いとせちに議論等するさまになりけるこそ心地よけれ。

政府の舊弊、年久しき事にて腹心の病ともいふべき勢なれば、なまじひに是を破らんとする時は、小人の氣を激し、大なる破ともなりぬべきに、君深遠の御思慮、剛明の御徳義もて、斯の如く舊弊を破り、風俗を改め給ふは實に感じ奉るべき御事なり、僅に政府の弊をやぶらん事何程の事あるべきと思ふ人もあるべけれども、其實地に臨んで是を破らんとせば、其安からざる事を悟りなん。

御代の初執政其外職々賞罰し給ふ事

治れる世久しければ、皆人亂を忘れ、或は奢り、或は怠る習ひなるに、わきて文政の初めつきたより、天下の風俗奢りにすさま、家業を怠り、逸樂にのみ流れければ、心ある者竊かに歎きあへり。

哀公世を嗣ぎ給ふ頃は、くさん、難有御政施し給、國中の人貴賤となく御徳義を仰ぎ奉りけ

るが、天下なべて斯の如きさまなれば、一國のみ正しき政行はるべき理なしと思召しけん、はた御志いと廣くおはしければ、僅かに一國の事、是彼と物し給ふ事御ものうとくやありけん。文政三四年の頃より萬の事皆執政、有司にのみ任せ給ひければ、上の惠、下にくだらず、下の歎き、上に聞えず、富める者は酒宴遊興に耽り、貧しく賤しき者は、何とかして榮華安樂を求めんと思ひ、恥を忍びて人に諂らひ、賂を贈つて望みをとげ、其中に正しき道をふみ行はんと志せる人あれば、邪なる者の爲に妨げられ、思ひもよらぬ禍事に遭ふ者なきにしもあらず。

中納言の君豫て此さまを知ろし召され、國中の人々は是は正しく、彼れは邪なるといふ事御心にしろし召し給ふにぞ、世を嗣がせ給ひて未だ一つの仰せ事もなきに、邪なる者は自ら恐れおのゝきける。斯くて其年十二月十四日の日、水戸の執政一人を退け給ひ、同二十四日の日、江戸の邸なる執政二人を始め、勘定奉行、奥右筆頭取、勘定吟味役等、其外賄賂を貪り、私利にのみたづさはり、風俗を害せし者ども盡く退け給ひ、其罪の輕重によりて、或は隠居を命ぜられ、其祿を削りて其子に賜はり、或は其金銀を沒收し聊かの俸米を賜はり、禁錮せられければ、國中の人々、且つは恐れ、且つは喜び、早りに苦める夏の夕に雷はためき渡りて大雨ふりしける心地ぞしける。さて其罪蒙むれる者は、年久しく權威を振ひ、時の役人皆心を合せ、力を同くせし者なれば、誰有りて指だにさす者なく、君には御代嗣がせ給ひて未だ一月許りの事なれば、御志を助け奉る

人もなく、全く剛明の御徳義をもて數多の小人を退け給ひし事、いか許りか御心を碎き給ひけん。其ころ多田傳右衛門、御側右筆にてありしが、執政何某、御前に罷出、左右を遠ざけ、時刻移りても退かざれば、いかなる御用にて斯く時刻を移すにやと、物陰にて竊に伺ひけるに、折しも十月の中つかた、人々手足も凍ゆる許りの寒さに、君笑はせ給ひながら御袖口をひらき給ひて、傳右衛門我が背を見よとありければ、かしこくも御袖に手さし入れ御背を撫るに、御汗御下召を絞る許に濕ひぬ。君宜ふ様、執政何某と議論時を移せし事他にあらず、彼の奸人共を退けんとせしに、何某智力を盡してこぼみぬるを、彼是と議論したる故、かく逆汗も出しぬ。されど小石圓の塵あくた、残りなく拂ひ盡しぬ。やがて昔の清き流れになりなんとありけるが、程なく奸人等悉く罪を蒙りしと、後に傳右衛門、彪に語りき。

かくて其年も暮れて明る年の春、水戸なる郡奉行七人、其罪の科によりて夫々退けられ、其外勘行奉行、奥右筆の類ひに至るまでは是を沙汰せらる。さて新に擢でられ用ひられし人々は、山野邊兵庫、(主水の嫡子にて、別に祿を賜はり執政の數に列す。)渡邊半助、(小姓頭より側用人に進み、後執政を命ぜらる。)鶴殿平七、(大方渡邊に同じ、今年五月 君世を通れ給ひし時、幕府の命にて職を防たれ還家せり。)戸田銀次郎、(文政の末目附にて罪を蒙り、職を放たれけるが、程なく小姓頭取を命ぜられ、用人、側用人、若年寄を歴て執政を命ぜらる。今年五月、幕府の命にて職を放たれ、蟄居を仰せ付けらる。)武田彦九郎、文

政の末使番にて罪を蒙り、職を放たれけるが、程なく目附に進み、小姓頭、用人を歴て若年寄となり、今は大番頭を勤む。小宮山次郎左衛門(文公、武公の御代、年久しく郡奉行を務め、文政の初めより閑散の職にありしを、町奉行に進め給ひ、後側用人を仰せ付けられ、博聞強記ともいふべき人にて、文化の初より立原翠軒最初東里と號し、寶曆十三年彰考館に入り、享和三年致仕と共に東照宮の御事跡を纂述すべき命を蒙り、半にして翠軒身まかりぬれば、次郎左衛門専ら是に勤め、天保の中つかた、功を畢へ、中納言の君に猥りぬ。垂統大記と云ふ書是れなり。致仕せし後は楓軒と稱す。今は身まかりぬ。青山量助、(江戸の邸なる史館の總裁にありしが、史館を水戸に移し給ふ時閑散の職に移り、程なく小姓頭取を命ぜられ、後に小姓頭に擢んで給ひ弘道館教職の長を兼ね。此人史學文章に長じ、其著述する所、皇朝史略、明徴錄、文苑遺談等あり。詩文の稿もいと澤ありとぞ。今は身まかりぬれども、又其子量太郎を小姓頭にあげ給ひ、教職の長を命ぜらる。)

會澤恒藏(水戸の史館編輯にて總裁の事をかねたるが、文政の末、職を辭して閑散の職にありしが、郡奉行にあげ給ひ、後御用調役、史館總裁を経て小姓頭となり、弘道館教職の長を兼ね。其著述する所、新論、豈好辨、神和言等の書あり。)立原甚太郎、(先手頭御城付を経て小姓頭に進む。此人書畫をもて其名高けれども、其心ばえいと清明にて、謂はゆる光風霽月(心の高明)にも譬ふべく政事にたづさはらざれども、御代の初より其功いさよからず。ゆめく、尋常の書家、畫家をもて見るべき人にあらず。今は身まかりぬ。)友部正助、(文政の初、郡奉行より小納戸に移りてありしを、此時、郡奉行に復し給ひ、御用調役、目附を歴て、今公の地傳

を命ぜられ、小姓頭の格を賜ふ。酒井市之允、(文公武公の御代より勘定奉行を勤め、文政の初め郡奉行となり、罪を蒙り小普請に入る。程なく番士となりてありしを、此時物頭の格を賜りて勘定奉行に復し、後先手物頭となり、年老いて仕を致す。御代の初内外の費を省きたるは此人の力多し。)田丸稻衛門、(文化の頃、酒井と同じく勘定奉行を勤め、文政の初郡奉行となり、又退けられて番士となりてありしを、此時郡奉行に復し給ひ、後勘定奉行に移り、留守居物頭となり、年老いて仕を致す。)山口頼母、(武公の御時より郡奉行にて、文政の初め、小宮山、友部、田丸等と共に職免されて小納戸に移りてありしが、此時郡奉行に復し給ひ。目附、御用調役を歴て今公の抱傳となり。今は身まかりぬ。)多田傳右衛門、(御側右筆より奥右筆頭取へ移りし事前にいへるが如し。後に小姓頭取を歴て、今公の抱傳(御身廻りの世話する役)となる。今は仕を致す。)川瀬七郎右衛門、(武公の御時より郡奉行を勤め、文政の初退けられて馬廻となり、又大に罪を蒙りて蟄居を命ぜられ七年過ぎて許されたれども、猶小普請にてありしを、此時郡奉行を仰せられ、役も職も昔に復し給へば、人皆驚きぬ。後職を辭して京師に行き、君の姉君にませる政所夫人に仕へ、程なく勘定奉行となり水戸に歸り、今は身まかりぬ。郡制を四郡に復せしは、此人の建議せし事にて、國中檢地(土地の調査)の事も、君よりも勵まし給ひ、君をもすゝめ參らせしとぞ。杉山千太郎、(史館編修より寺社役を命ぜられ、後弘道館教授となり、今公の抱傳に移り、又教讀となり、國史總裁を兼ね。)

吉成又右衛門、(進物番より郡奉行に擧げらる。此時新に郡奉行七人を命ぜらる。山口、友部、田丸、川瀬、

會澤及び彪是なり。程なく七郡を四郡に改め給ひ、川瀬、吉成、及び彪三人に石川を加へて四人此職を務む。後檢地の事、仰せ出されける時に至りては、同僚皆移り更りて、唯吉成のみ此職に在り、(山國喜八郎、(小納戸より目附を命ぜられ、小姓頭取に移り、後軍用の事を司る。)原田兵助、(奥右筆に擧げられ、程なく出て馬廻となりけるが、又寺社役、奥右筆を歴て公事奉行となる。)鈴木庄藏、(史館編修より奥右筆となり、原田等と同じく出て馬廻となりけるが、程なく奉行となり、吉成と共に檢地の功を擧へて御用調役となる。今年君世を遣れ給ひ、一月ばかり過ぎぬれば、退けられて書院番となる。彪罪を得て潜まりし後なれば、其由を知らず。)深澤甚五兵衛、(奥右筆を勤む。調役會澤、同僚原田、鈴木等、一時に政府を出でしかば、此人病になりて職を辭して小普請に入り、程なく寺社役となる、又勘定奉行に移る。)石河徳五郎、(書院番より物頭となり、直に郡奉行を命ぜらる。又勘定奉行となり、再び郡奉行となる。)金子孫二郎、(小普請より徒目付となり、吟味役、奥右筆を歴て郡奉行となり、吉成、鈴木と共に檢地の事を取り行ふ。)今井金右衛門、(馬廻より奥右筆、小納戸、勘定奉行、用人を歴て、若年寄に進み、後寺社奉行となる。今年五月六日の日、幕府の命により蟄居す。)及び彪、進物番、史館編修より會澤、吉成と共に郡奉行を命ぜられ、小姓頭取、御用調役を経て側用人となる、戸田、今井と同じく幕府の命にて蟄居す。)等これなり。

其外進め給ふ人、猶多かれどもこゝには御代の初二年、三年の間に擧げ給ふ人のみかぞへ、(心に覺えし儘を記しぬれば、御世の初めに擧げらるゝ人々、もれたるもあるべし)しかも大夫の子にて大夫

となりし類ひは記さず、唯人才を用ひ給へるあらましを述べたるなり。

文武を勵まし言路を開き給ふ事

凡士農工商の四民各其業あり。士の業は文武の道なり。然るに行跡だに慎みなば、文武は左のみ勵まずとも苦しかるまじなどいふ人は遁辭てふものにて、かゝる人は必ず忠孝の道にもうとかるべし。

夫れ身を修め、行跡を慎むは農工商もしかあるべき事にて、士に限れる事にあらず。農工商は夙に起き夜に寝て其活計を營むに、士のみ飢寒の患なきとて何事もなさず、飽くまで食ひ暖かに衣て唯あしき事を行はざるを事足れりと思ふは、農工商にも恥づべき心なり。

されば文武だに勵みなば、行跡はあしくとも苦しかるまじといへるは大なる僻が事なれども、行跡のみ慎みて文武に怠るも亦僻が事なり。世治れる時、己を修め人を治め、君命を請けて他國に使用するの類ひ、文武に暗くして是を能くせんや。世亂るゝ時、謀を回らし、敵に克ち、勇を振ひて君の難に代る類ひ、武道にうとくして是を能くせんや。いかに忠孝の志切なりとも其事を知らざれば其志を行ふ事能はず。譬へば農夫の心さま美しくとも耕作の業を知らざる時は父母を養ふ事あたはざる如く、忠孝は士の本とする所なれども、文武の道もて是を助けざれば忠孝の道も

明かなる事を得ず、是人の臣たる者、尤心すべき事なり。又人君の職は一人の智力を用ひず、衆人の智力を合せ用ひて民を安んじ、國を治むるにあり。衆人の智力を用ゆるは言路を開くにあり。言路を開く時は下の情上に聞え、上の惠下に降りて民安く國治る。言路塞がる時は是に引きかはる事、古今の例し鏡に寫して見るが如し。易に地天泰の卦(易經に、泰は小往き大來る。吉にしてさほる。即ち天地交りて萬物通ずるなり、上下交つて其の志同じきなりとある。)を道ある世に譬へ、天地否の卦(易經に、否はこれ人にあらず。君子の貞によるしからず。大往き小來るとは則ちこれ天地交らずして萬物通ぜざるなり。上下交らずして天下邦なきありとある。)を道なき世に譬ふ。天は上に在りて地は下にあれば、天地の卦こそ道ある世に譬ふべけれと思ふにひきかへて、地天の卦を貴ぶ故は、天高うして上にありと雖も、日月の光、雨露の潤ひ日夜朝暮に下に降り、地卑くして下にありと雖も雲霧を起し、草木を長じ、其氣常に登り、天地の氣交りて萬物其中に生ずる事を得たり。然るを天は高きゆゑ上にのみ登り、地は卑きがゆゑ下にのみ降りなば、萬物一日も其中にある事を得べからず。是地天泰、天地否の差別なり。天地の氣少しく隔たりぬれば五穀みのらずして飢饉の患あり、言路塞る時は、上下の情通ぜずして危亂の禍あり。天地の道は人道の本づく所なれば、人君たる者尤も仰ぎて則をとるべき所なるべし。

中納言の君世を嗣がせ給ひて、明年の正月、御親ら筆を染め給ひて國中に示し給ふにぞ、諸士

各其長官の宅に参りて是を拜み見るに、其御文に曰く、

一 文武は武士道の大道人々出精致すべき事、是に依て時々申聞けざれども、出精不出精は追て沙汰に及ぶべく候事、

一 存寄之れある者は何役にても無遠慮何れよりなりとも封書差出すべき事、とぞありける。

文武の道に怠るまじき事いつの御代にもしばしば仰せ事ありけれども、其時俄に勵みたるのみにて、程をふるに随ひ怠りぬる習ひなるに、此度は行々いかなる御沙汰やあらんと人々舌をふるひ、我劣らじと其道を勵みぬ。言路を開き給ふ事を政府、又は監察府(監察は目を付けて調べる事)杯にのみ封書を出すべきに限りなば、人々おのづから物憂きわざと思ひて意見を奉る者もまじなき習ひなるに、此度は何れの道より奉りても苦しからずとの仰せを畏りぬれば、君と臣との間、さも近き心地して、賤しき者までも聊か上を疑ふ心なく、又いかなる人より如何なる事を申し上げんも測り難ければ、政事をとる有司も我まゝの振舞等する事なかりき。

君には人々の封書もて下の情を知り給ふのみならず、政事にたづさはらざる人々をも、折にふれ御側近く召させられ、左右の臣を遠ざけて何くれの事を問はせ給ふにぞ、外さまの人を容易く召給はん事いかゞ等と政府より申し上げけるに、人君たる者、我が家臣を呼びて事を尋ぬる事何

の仔細かあるべき、尋ぬる事だにあらば、足輕をも召して聞くべきぞと仰せありけるにぞ、有司も口をとちて止みぬ。彪郡奉行にて同僚と共に水戸より召されし時、郡方の小吏なる元締をもつれ参れこの御事にて元締等も御側近くまゐのぼり、農民艱難のさま等悉く申上げし事ありき。外様の職さへ斯くの如く親み給ひぬれば、まして政事にたづさはる人々をや。彪政府にありし事、前後十年許りの間、執政参政を初め、目附或は郡奉行、勘定奉行、奥右筆の類ひ迄御前に居並びて評議せしこと擧げて數へ難し。言路を開くといふこと、古き書には見えぬれども、我が藩の如く、實に斯く迄開けぬる事、今の世に類ひあるまじくと思へり。

儉素を守り給ふ事

奢侈と儉素とは國家の治亂にかゝはる所なり。されど賤しき身にすら少しく心弛るみぬれば、美衣、美食を願ふ。まして高貴の人は何足らはぬ事なければ自ら奢りにつのり、或は華奢風流を好み、或は酒宴遊興にふけり、遂に國家の政事を怠り、人心ますく怨み、財用日々ちりまりて國家を危くするに至る其例し少からず。戒めざるべけんや。されば孝經にも、上に居りて驕らざると節を制し、度を謹むをもて諸侯の孝とせり。其驕者を戒むるゆゑん深切なりと云ふべし。申すもかしこけれども、東照宮には専ら儉素を守り給ひ、うへなみぞ、と云ふ五文字、身のほど

を知れ、といふ七文字をもて、常に人々を戒め給ひ、御近侍の若き者、茶亭の袴を用ひしさへいたく怒らせ給ひ、又尾紀の二公に新らしき御下帯を参らせし時、我が威公未だ御幼くして御側にましましてしが、東照宮、阿彌(頼房)の小名を鶴松と言つたからで、頼房の事を云ふも羨やましく思はんと仰せられ、御自ら御下帯を解き給ひて威公に賜はりし御事杯、今の世より見る時は、御儉素にすぎ給ふ程に覺ゆれども、勳功ある人々に恩賞宛て行はるゝに至りては、そこばくの國郡をも聊か惜み給ふ事なく、分ち給ふをもて見る時は、無用の費はいかにも省き給ひて有用の備となし給ふ御心著るし。斯くありてこそ人君の儉素とは申奉るべけれ。中納言の君もいたく奢侈を惡み給ひて聊かも衣服飲食の美を好み給はず、黒木綿の御上召、棧留めの御袴、(君常に能等に語り給ふは、寡人居住にてありし時、日々必務を用ひし故、袴のすそいたく破れて、庭を行くに杉の落葉ひきからまりて歩み難き程の事ありき。今も儉素を守れども、其時にくらぶれば奢やすらんと、自ら戒むるぞと仰せありき。御有御事なり)麻の御肩衣にて御褥も夏は必ず麻を用ひたまひ、御羽織は夏冬とも麻布を召され、日々の御膳も是に准じ粗食を用ひ、御儀式事又は佳日など、御茶の數多き事あれば、御側の者に分ち賜はり杯して是彼れの御好みまします。三家(所謂御三家のこと、徳川氏の親藩。紀州、尾張、水戸)の身としていたく世にはれるささ杯しては、幕府に憚りありと仰せられ、登營し給ふ時は御衣服も先づ御先格を守り給ふと雖も、別して華美の品は用ひ給ふ事なく、諸大名の富める

人々登城の度ごとにくさくさの印籠杯かへ用ふるを見給ひ、君はいつも黒くぬりたる普通の御印籠に、朱にて戸の字三ツ蒔たるのみさげ給ふ。されども御腰の物は必ず正宗の御大小を帶し給へり。御幼より文雅の道をも好み給ひ、殊に哀公専ら風流を好み給ひしかば、和漢の書畫、いと珍らかなる御懸物數多ありけれども、君には皆是をひめおき給ひ、御代十六年の間、御座所の御床には、普通の繪師の物せる龍の二幅のみかけ給ふ。

哀公の御時には、君にも御ともく御茶事を學び給ひしが、(朴素朴素は單純で質素)閑靜を旨とし、奢侈華麗を戒め給ふ事、君の著はし給へる茶道の御文にて知るべし。御家督の後は催し給はず、されど貴き賤きの隔なく、心靜かに打ちとけて物語りするは茶の湯にしくものはなしと仰せられ、大名又は幕下の人々にも志ある者、屋形に参りし時は平常の御座所を屏風などもて假りに茶席の形をなし給ひ、いつも大根の汁かけ飯に鶏卵の白身を月の輪の如くきり、野菜を加へたる御吸物にて饗應し給ひ、(かくいひては君には無造作のことのみし給ふやうなれども、しかにはあらず。應左右の職に侍りし時、日光御門主、智恵院宮など屋形に入り給ふ時は、御饗應杯すべて形の如くものし給ひ、聊も不敬失禮の振舞なきやうに、近侍の臣をも戒め給へり。すべてこれかれの差別を正し給ふも、是になぞらへてしるべし)御相伴にも茶道に達せる人々はめさずして、水戸より新たに参りし不調法にて文武の談のみ好める者を召し給ひて、君自ら茶を點じ給ひても、御相伴の者は、其作法をもしらず無雅(武骨殺

風景)のこのみ多ければ、君笑ひ給ひながら御客に向ひ給ひて、我が家の茶人は皆かくの如く侍りぬ杯と御戯れありし類ひなり。

中にも松平肥州(肥前佐賀城主)伊達遠州(豫州宇和島城主)真田信州(信州松代城主)羽倉外記、江川太郎左衛門などいへる人々参られし折には、御客も痛く議論を好めるに、主の方は君を始めとして御側に伺候の輩には藤田主書、鶴殿平七、戸田銀次郎、立原甚太郎、青山量助、酒井市之允、川瀬七郎右衛門、及び彪が如き一癖ある者共なれば、和漢の談、文武の論杯、各居たけ高になりて語らひぬるありさま、今も猶目に見ゆるが如く覚えて勇ましかりき。さて衣服、飲食杯の如きはかく儉素を守り給ひけれども、飢饉を救ひ、武備を調へ、領分の田野を修め、城下に學校を設け給ふ事杯に至りては、聊も財を惜み給はず、内帑(君公の用途に使用する財貨の倉)の金銀夥しく出し給へり。されば學校の廣大なるさま、銃砲のさは(多數)に出来ぬるよしを見聞きて、君はこよなく財を費し給ふとのみ思ふは、其の外を知りて其内をしらすといふべし。

奢侈を抑へ給ふ事

我が君、すでに儉素を守り給ひ、又國中に命を下し、いたく奢侈を禁じ給ふ。其あらましをいはんに、家中の諸士、慶事ある毎に數多の人々寄集り、夜を日に繼いで宴樂するを禁じ、衣服の

華美なるを止め、其他淫聲を放ち、又端午、上巳の節、三月三日の節句雛祭、童男女の祝とて、くさぐさ無益の費へありしを除き給ふ類、事につけ折にふれて其條あげて數へ難し。今其命令の一ツ二ツを左に記しぬ。

文政十二年(此年の冬天保と改元)九月水戸にて

諸 向 へ

- 一 近頃風俗奢侈甚しく、都て華麗を好み儉素を失ひ候段御聽に達し、此度御家中一統綿服着用仕る可き旨仰せ出でられ候。尤も官服、並に鬘斗目(徳川時代に武家の禮服とされ、士分以上のものは之を麻上下の下に着用した)着用の儀は是迄の通りと相心得申す可く候。
 - 一 諸士以上絹袖下着苦しからず候。妻女の儀も右に准じ着用致す可く候。且男女共七十以上太織着苦しからず候。
 - 一 諸士以下輕き者都て綿服着用、帶の儀は太織袖苦しからず候。且男女共七十以上、太織袖下着御免し遊ばされ候。
 - 一 官服の儀も右に准じ鹿服相用ひ申す可く候。
- 右の通仰せ出られ、來る卯(天保二年辛卯)正月より御改に相成候條、心得違ひ無之様、支配末々まで相達せらる可き事。

同年同月江戸にて

諸向へ

一 近頃風俗奢侈甚敷く、都て華麗を好み儉素を失ひ候に付、此度御家中一統綿服着用仰出でられ候得共、御園と違ひ綿服と限り候而は、却而差支候向も之有る可く候へば、御定には右仰出でられず候乍然、上にも、御内輪に而も御鹿服召され候事故、厚き思召之處、恐察奉り、官服、並に熨斗目の外は御規式の節たり共綿服着用苦しからず候間、妻子等に至る迄成丈輕き品相用ふ可く申さる可く候。

但し召遣の下男下女も成丈鹿服着用す可く候。

一 御客之有る御席に拘り候節は勿論、御供、御使等他へ参り候儀にても、公邊へ拘り申さず候節は、綿服着用、苦しからず候。

一 官服の儀も右に准じ、如何様の鹿服にても御用捨遊ばされ候。

右之通り仰出でられ候條、儉約専ら相守り、武器の備、成丈手厚く出來候様心掛く可く、此上心得違之無き様、支配末々迄相達せらる可き事、

文政十二年十二月(江戸、水戸共同)

諸向へ

一 家中の族御用召、又は祝儀の有る節親類共打寄り盃事等致し候儀は苦しからず候得共、酒宴ケ間敷義令停止候。同席並に同役共祝儀に参り候節は取次へ申述ぶ可く候。親類のみ打寄之席へ加候に付自他の人情止むを得ぬ事、酒宴ケ間敷相成風儀を亂し候間、懇意の者たり共申置候様致す可く候。

一 音信贈答之儀先年より相達候振も之有候得共、是以て弛み候趣に相聞え候に付、以來無用に爲す可く、近親又は心友たりとも相互に専ら質素を心懸け、信義を失はざるのみと致す可く候。

一 親類縁者へ據無く振舞致し候節も、膳部は一汁一菜吸物並に肴一種に限る可く候。

一 平日同役一席参會の節は汁講(彪云ふ。汁講(汁講は汁一色で振舞を爲す事)とは、義公の語り給ふ事にて、桃源遺事に詳なり)にて互に親み申す可く候。

右之趣此度改めて仰出でられ候、違背之有るに於ては、糺の上急度仰せ付けらる可く候條、支配々々の末々迄洩す無き様相達せらる可き事。

天保元寅正月

諸向へ

一 御家中の娘等病身等の故を以て、箏弾き候義、願の上、是迄相濟み候得共、右願濟之者た

り共、以來一圓相成らず候條、其旨相心得、支配の末々迄相達せらる可き事。

但し御殿並に上平馬宅にて樂の箏彈候義は苦しからず候。(彪云、上平馬は世々雅樂(雅樂は平安朝及それ以前の音樂、聲樂には神樂歌、久米歌、東遊、催馬樂、朗詠等がある。器樂には本邦のもの、唐樂、舶樂、伎樂などがある。樂器には三絃、三管、鼓などがある)を司る家にて今の上平兵衛是なり。さて家中の婦女にも盲人杯は音樂ならでは心を慰むる事なきものなるに、此の如く停止し給ふは甚しき様なれども、これを許し給ふ時は、其音樂に紛らして三味線てふ者の淫聲を防ぐべからざるにぞ等をも禁じ給ふなるべし。此命令ありてより今年迄二十五年になりぬれども、誰ありて背く者なければ、今若き男女二十歳前後の人は俗等、三絃杯いふものは、武家には本よりなきものゝやうに覺え、農商の賤き者も、三絃など彈ずる事は恥ぬる風俗になりたるは、實に有難き事にぞありける)

同年正月松飾り等の冗費を省き給ひ、(彪云ふ。此時迄正月の飾りといへるもの、いごころく敷きものにて、大なる竹に藁をもて飾り、くさくさの物を結び付けたるを門にかけ、又門松とて柱にもなるべき幹を、枝ながら切りたるを遙々山林より運びて門の左方に植うる習ひなりしを、此年より門口には細きしめ繩一筋をかけ、左右には松のいと細き枝を差しこみ、其根に聊か砂を盛れるのみに改め給ふ。江戸の邸、又水戸城、其他所々の別館等を敷ふれば、御門の數も夥しと雖も公侯の富にては是等の事は瑣細の費なれば、其旨有司より申し上げしかども聞入れ給はずとぞ。都て太平の習にて御目出度さのみいふ高貴の方後宮などには最も甚しく

斯の如く無益の事は年々いやが上に暮りぬる事を憂へ給ひ、何くれの事にも響かせん爲め、かくは改め給ふよし。

同二月、稻荷祭繁華を禁じ給ひ、(昔は定府の諸士少なかりしかば子弟もいさ少し。されば邸中二所の稻荷も聊か太鼓のみ打たらしめて祭りしを、定府の子弟多くなりしに隨ひ、いつさなく市井の祭に習ひ、其淺間しきさまいふべくもあらずなりければ、此年より停止し給ふ。)同四月、端午職の制を立給ひ、翌年卯三月、上巳雜飾りの修を停止し給ふ。同九年戌の三月、西の丸災ありければ、同閏四月に、幕府より節儉の命令有りけるにぞ。君大に悦び給ひ、(文政の頃より此時に至るまで、世の中の奢侈甚しかりけれども、幕府より是を禁じ給ふ事なき故、君には國中の人のみ苦しめ給ふやうに小人婦女の類ひはなげきしに此年、幕府より節儉の命令ありければ、初め歎きし者も、漸くに、君の有難き事を感じ奉りぬ。)家中の諸士綿服にて營中に登る事を許し給ひ、(此事、幕府に聞え上りしに、君と御供の家老の外は綿服を許し給へり。)いよ／＼平常無用の費を省きて武備の心懸怠るべからざる旨を仰せ出られ、此外にも儉約を守り、奢侈を止むべき由を觸給ふ事猶多けれども煩しければもらしつ。

或人曰く、服は身の章なり。されば卿大夫、士、庶人各其位により、貴き人は美服を用ひ、賤き者ほど鹿服を用ゆるさまにてこそ、中庸の道に叶ふべけれ。然るに、君三家の貴きに備はり給ひながら、木綿の御服、麻の御羽織杯を用ひ給ふは、いはゆる逼下とも申奉るべき御事ならずや

と。

此説一とわたりは聞えたれども、猶奢侈の風に染みたる心より出でぬる説なり。唐土聖人（支那の堯舜などの事）を指すし衣服を惡うし、宮室を卑うすと云事あり。君官服をも脱ぎすて給ひて、士庶人にひとしき衣服を召さんには下に逼るとも申奉るべし。官服には先格を守り給ひて、全く平常の衣服を惡ふし給ふは聖人の教にも叶ひ給ふべし。しかのみならず、國修る時は是を示すに儉を以てすと云ふ古語あり。文政の末つかた奢侈の風いと甚しかりければ、此時に當りて、なまじひの儉をもて示し給ふとも、多くの民草、なびくべきにあらず、さればかく遂にも御身を苦め給ひて昔に復さんとし給ふは、却て中庸とも申し奉るべし。或人の説は彼の子莫の忠（子莫は中を執る。中を執るは之に近しと爲す。中を執りて權無きは、猶一を執るがごときなり）（孟子。卷七、盡心章句上）とある。子莫は魯の賢人であるが、その態度上時に隨ひ、變通することを知らなかつた。）といへる如く、時を知らずといふべし。諸侯も士、庶人も同じ服といへるは、今の世麻上下をもて専ら平服の禮服とすれども、後光明帝の宣ふ如く、袖なき服といふはえあるまじき事として、かしこくも大將軍の君を始め奉り、賤き商人迄も同く用ふる事、いかなる故由にや。是等こそ或人のあげつらふべき事になんあるべけれ。

婚姻養子の義を正しくし給ふ事

婚姻は萬世の始めとありて、子孫を廣め、先祖に報ゆるゆゑよしなれば、尤も慎み重んずべきことなるに、其の面貌の美惡、貨財の多少によりて嫁娶を決する類ひなきにあらず。養子といふ事は古聞かざる所にて、元あるまじきわざなれども、今の世となりては是を止むべからず。されども其家に世を嗣ぐべき庶子弟あるを廢疾に誣ひなし、權勢ある家、又は富貴の人の子を養ひて先祖の血脈を絶ちぬるは淺ましきわざならずや。君御世の初、貨財をもて婚姻を定むる（俗に持參金といふ）事を禁じ筋目人柄を擇みて嫁娶する事を諭し給ひ、諸士の嫡子なき者は其の庶子弟を立て、子弟なき者は同姓の子弟を養ひ、同姓なきものは其家の血脈、他家にあるを養ひ、いづこにも先祖の血脈絶えてなき者のみ他人の子を養ふ事を許し給ふ。

いにし年穴戸侯頼筠朝臣身まからせ給ひし時、其家の有司等、我が君の庶公子を養ひ參らせて頼筠朝臣の後を嗣がんと願ひしに、君宣ふやうは、寡人男子數多あれども皆幼し。殊に水戸の長倉なる松平將監は、故親負佐頼敬朝臣の血脈にして年三十にこえ、文武を好みて家事よくとへのへり。此の將監を措きて我が稚き子を嗣がしめん事、道にあらず。且つ幕府に對して恐れある事なりとの御事にて許し給はず。將監と宣ひしは即ち今の主税頭君にて、其時は長倉なる松平家の

ぬしにてましませしを、幕府に請ひ給ひて、奥戸候となし給ひ、さて長倉の松平家をば、其時まで庶弟にて潜まり給ひし申之助といふ人をもて嗣がしめ給ふ。

先づ年親負佐の君身まかり給ひし時、今の主税頭の君嗣がせ給ふべきを、如何なる故にや頼篤朝臣養はれ給ひて主税頭の君は水戸の松平家に養はれ、又松平家の源太郎てふ人身まかりし時、申之助もて嗣ぐべきを今の主税頭嗣ぎ給ひて、申之助は空く潜みたりしを、此の時君の御計ひにて何れも其本に復し給ふぞ有難き。其外小身の中にも野田某といふ者、男子ありけれども幼ければ、他家の子を養ひていはゆる順養子てふものにせんと志しけるに、養子身持悪き故、公より暇を賜りて家絶するにぞ、幼子は空しく浪人となりて同姓なる野田道意(御茶道頭)といふ者の家にかゝりて有りしを、君外に出給ふ途にて見給ひ、誰が子と問はせ給ふに、近侍の人々ありのままに申し上げれば、君 道意は子ありやと問はせ給ふに、女子一あるのみにて男子なきよし申上る。

君速に道意を召し、此子を養ひて世嗣にせよとありければ、道意はさらなり、御側の人々まで感涙をしぼりける。道意年老いぬれども世嗣なく、同姓の子は浪人なれば養ふこと能はず、心を苦しむる折から 君の御一言にて先祖の血脈もて家をつぎ、其女子に娶せて子孫榮えぬこそ本意なれ。やがて今の野田又玄是なり。浪人を養ひて世を嗣がしむること、容易きわざに成行きてはあしかりしなんと、思召しかくはものし給ふよし。

定府の士を減じ給ふ事

古は武士皆山林、田野の間に家居して、或は自ら耕し樵る業をなし、或は家の子などして是をなさしめ、山に狩し、川に釣して寒暑風雨を厭はず、心も猛く身も健かなりしが、中古より武士皆其國々の城下に集りしかば、なまめきたる士は上藤の如く成行きて、下の情をもしらず、飽くまで食ひ暖かに衣て風雨にも當らず、古の武士にくらぶれば其さま弱し。されども今是を返さんこと難きのみならず、今の制度古にまさりぬる事多ければ、政をする人、よく古今の勢をさとり、其良法美意を施しなば、いはゆる文質彬彬(論語の雅也に「子曰く、質文に勝てば則ち野なり。文質に勝てば則ち史なり。文質彬彬として、然る後に君子なり」とある。)たる風俗となりぬべし。唯古をのみ慕ひて今の士をひたぶるに田野に移さんと思ふは、其一を知りて其二を知らずとこそいはめ。

されども今の世にいはれなきは大名の家中に定府といふ者ありて、江戸の邸なる長屋てふ所に住み、寢屋の中に神棚を設け、竈の側に廁を造り、或は男女席を同うし、或は壁を隔て隣人と物語りなどし、手のひらばかりなる庭に、聊かの草木をめで、生るゝより死ぬるまで其中に起臥して自らも事足れりと思ひて世を送るぞ淺ましき。

凡そ人は其すみぬる所によりて姿も心も移りぬこと(孔子は「子曰く、士にして居を懐ふは、以て士

と爲すに足らず(論語、憲問第十四)といつてゐる。)は古人も言傳へし如くにて、淺き瀬に大なる魚を生ぜず、假初の叢に猛き獸はすまざるが如し。いと狭き長屋に生れ、軒を並べ、籠を運ねたる中に人となりては、自ら其心さま狡黠にのみなりゆき、物言ひ立振舞ふこそかしくも見ゆらめ、剛毅朴訥ともいふべき風俗は失せぬる理りなり。

我が藩の制度、昔は諸士皆水戸に在つて一年づゝ交るゝ江戸の邸に参りたることなるに、君多く江戸にましましけるにて、自ら定府の士多くなりけれども、文公の御代までは、其職により一年の交代てふもの未だ數多ありしかば、江戸水戸の風俗猶通ひてありしを、其交代てふもの残りなく止みにし後は、江戸の邸と水戸と、他人の如くなりて、定府の人は水戸の人を田舎者と嘲り、水戸の士は定府の士を輕薄者と諷り、政事の妨げになりぬれば、我が君是を憂へ給ひ、いかにもして定府の士を減じ給はんと思召し、折にふれ事につけ一人二人づゝ水戸に移し給ふに、其の妻子の歎きかなしむ有様、罪を得て配所に赴くが如し。天保丙申(天保七年)の春、君十年の中をかざり萬の事専ら省き約め給ふべき旨仰せ出されしとき、有司の人々を召して宣ひけるは、三家を始め諸大名、江戸の邸に参りてあるは、將軍家を守護し奉り、非常を戒めんが爲めなり。されば家中の士も出陣せし心得、邸中の長屋を小屋と唱へ、僕從の住所を下陣と云ふをもて見る時は、いかにも君の仰のごとく、昔江戸の邸に交代せし者は出陣に均しき心得なるべし。今も尙小屋下陣の名は残れり。にて少し

も怠るべからざるに、今は其かりの宿りを己が住家と思ひ、其本を忘れぬれば、若し事有りし時は女庵啼き叫び、家財器物など持運び、諸士の手足纏となりて忠勤を妨ぐべし。されども定府の者、一人二人づゝ國に移さんとする時は人の心動き立ちて穩かならず。いざ一度に數多の諸士を國に移さんと仰せありけるにぞ、有司も是彼と評議に日移しけれども、君しきりに催ふし給ひて、三月下の八日に執政職を始め、目附方、勘定方、奥右筆方等、政事に携る職は残りなく水戸に移りて交代すべき由を命ぜらる。明るる日に頭職を始、諸士以上の人々水戸に移るべきよしを命ぜられ、其後諸士以下なる者も移し給ひ、江戸の邸に残してある者も皆定府と云ふ名を止め長詰と改め、定府といへるものは其父死するも其子江戸にありし例なれども、長詰は父死すれば子は必ず水戸に移り、又其職更りても國に移る習なり給ふ。幾年か邸中にすめる女童等は、いかなる深山の中に移るにやと思ひて、家々の歎き大方ならず、是彼の障など云ひて一日づゝも止りなんとせしが、止むべきにあらざれば、其年の夏秋の頃までに皆移りにけり。

君其人々の程により夫々黄金など賜はり、又水戸の郭の西の方に當りて新に小路(櫻の小路、梅の小路、花の小路、紅葉の小路、常磐の小路など、皆此時新に設け給ふ所なり)を設け、屋敷を賜り、其用途そこばくの事にてありけるが、折しも其年穀物實のらず、關東の國々特に甚しく、貧しき民飢を凌んとていやが上に江戸に寄集りぬるにぞ穀の價いやまし貴くなりて、彼の玉を炊くてふ嚙(炊

玉焚桂とも食玉炊桂ともいふ。戰國策にある。物貨の高い形容に均しく、諸大名是が爲に大に苦しめり。我が邸中も先の如く男女夥く住みたらんにばいかはかりか苦しむべかりしに、さばかりの歎きもなくして過ぎては、是偏に君の御決断にて、定府の人々を減じ給へる故にぞありける。此事後より見れば大なる業にもあらざれども、其時にありてはたやすからぬ事にてありき。

飢饉を救ひ給ふ事

治れる世にも免れ難きは飢饉の憂になんありける。其患いつ來ぬべきとも計り難けれども、二三十年より四五十年の間には、必其例しあるよし識者のいへる所なり。天明の飢饉より以來五十年許りを経て、天保癸巳、丙申、丁酉(天保、四、七、八年)と打ちつゝき五穀實のらず、天下の青人草數萬人失せにしこと、人の見聞する所なり。癸巳の年は、君初めて水戸に至り給ひし折なれば、御親ら其職々に仰せられ、貧しき民を賑はし給ふ。此年八月朔日、大風吹いて領中の民家一萬二千軒餘り(其中八千三百軒は残りなく倒れ、三千七百軒は半ば潰れぬよし、幕府に聞え上げたりき。)或は倒れ、或は破れ、目も當てられぬ様なれば、君殊に若干の財を出して救ひ給ふ。されども五穀實のりしかば、大凶年といふ許りにあらず、申の年は五月六月の頃、日々空かき曇り、良(東北方)の方より冷かなる風吹來りて其氣候二月のごとくありければ、五穀實のらず、天下なべて飢に憊

める中にも、關東の國々、いと切なりける。

或る日君登營し給ふとき、御駕籠中より飢をたる民の斃れたるを御覽して三家の君出給ふ時は、其前日 其職の人々君の過給ふべき道をめぐりて、穢れたる物などありなば巷々の辻番てふ者に其由をいひてはらひ去らしむ。俄にさり難き時は道をかへて過ぎ給ふに、人の屍はさらなり、犬猫のかばねたりとも御目にふれぬる事なき例なるに、此年はこゝにもかしこにも飢民斃れ居て道をかへ給ふ事なし得ざれば、御駕籠の中より御覽せられたるなり。其時餓死人、孟子に「民に飢色あり、野に餓殍あり」とある)の多き事を知るべし。屋形に歸り給ひ、有司を召して宣ふやう。貴きも賤きも、人は同じ人なるに、争で飢に惱みて斃れぬるさまを見るに忍びんや。我が領中の民、一人たりともゆめなく飢ゑしむべからず。國中に米穀盡きて飢ぬるは止む事なけれども、かたへには富める者若干の米を蓄へながら、かたへには貧しき者餓えて死せんとするは政事の悪しきによれりと勵し給ひ、郡奉行に御書下し賜はりて其由を仰せ給ふにぞ、郡奉行も殊に力を盡して、是を救ひ、或は稗倉(稗倉は昔、義公(稗倉は漢書、食貨志にある常平倉の制度を活用せしもの、米價の平均を得せしめんがため、價賤しき時買入れて官庫に收め、以て農を利し、價貴き時に賣り放つて、民を利するを旨とした)の始め給ふ所にて、代々の君是をつぎ給ひ、中納言の君に至り、殊に夥くなりぬ。凶年の備くさんくありさ雖も、米穀を蓄ふれば、五年七年に一度舊きを出して新しきにかへざることを得ず。人々凶年の患を忘

るゝに隨ひ自ら利慾の説起り、徒に米を積み蓄へんよりは、是を人に貸し出して其利を納めなば、いよゝ米穀多くなりて凶年の備も足りぬべきなど云ひ出し、一さわたしはさる事のやうなれども、後には説文、手形などいふものゝみ重りて實の米穀は乏しくなりぬる類ひ、又いさ拙きに至りては凶荒の備よりも、まのあたり財用乏しく堪へ難く米穀を賣りて金銀をなし、徒に費しつる類ひなきにしもあらず。然るに此稗言の法は年々定れる額ありて、是を倉に充てぬる事にて、舊きと新しきをかふることもなく、又平年には稗の價はいま賤しきものなれば、人々利慾の説をも企てず、凶年に出し用ふれば、能く飢を凌ぎて毒なく、百年の久しきを経て其味去らず、實に凶年に備ふる良法といふべし。此稗倉領分三里四里を隔て、所々に數多あり。是迄幾度か飢饉患ありしに、貧しき民食を得て死を免るゝは、義公の御惠ぞかし。を開きて是を賑はし、或は富める者の貧しき民を救ひたらん者には多少に従つて恩賞を行ふべきよしを論し、或は邪なる民、大利を貪んとて竊に穀を隠し蓄ふるをば是を罪し、其穀を出し、或は貴く糶し、賤く糶する類ひ、或は入穀を許し出穀を禁する類ひ（我藩には入穀の禁ありて其法尤嚴なり。是は穀の價賤しければ士民の糶儀なる故、平年には一粒たりとも他邦の穀を境内に入るゝことを禁じ、境内より出す事は禁ぜず。さて領中穀價の貴きを患ふる時は他邦へ出す事を禁じ、又凶年に至りては平年に引かへ入穀を許し出穀を禁ず。其開閉によりて自ら古の謂はる常平（常平倉）の意に叶へり。是かしこくも、始祖威公の定め給ふ所にして不易の良法とすべし。すべて古の人は大體を知つて制度を定むる事後人の及ばざる事多し。政をなす人仰ぎ慕ふべき所なり。）に至るまで残る處なく施し給ひけるにぞ酉の年、世の中飢て死する者多き中に我が水戸の領

内のみ一人の餓死なきは有難き事ならずや。此時 君は彼の御心ども御身をも苦しめ給ふ事大方ならず。戊の年の六月五日の日、家中に示し給へる御染筆（御書物）の寫、かしこくも左に記す。

巳年申年兩度の凶作にて米穀も乏敷、然る處此氣候にては此上何共計り難く、萬々一來年も凶作にては國中士民の扶助如何せんと日夜心思を苦め候。天地の變災は人の力に及び兼候得共、人は萬物の靈と有之候得ば、上下一致して人事を盡し候はゞ、其志天地に通じ、變災も甚敷に至らずして止みぬべし。假令變災止まずとも人力を盡したる上にて上下諸共に飢に及ぶは天命也。君主は民の父母と有之候。假初にも數十萬の父母と仰がれぬる身にて、いかで子の飢にせまるを見るに忍びんや。是によりて今日より七日間潔齋して鹿島、靜、吉田等へ五穀成就、萬民安堵の大願を立候得共、日々平常の食を用候ては恐懼の事故、我等竝簾中初め、一同今日より日々粥を食し、上は天怒を慎み、下は民の患を救ひ度心得にて、此上何程凶年にも、國中の米穀にて我等の食物には差支無之、又粥を用候とて其餘りたる米穀にて國中の潤にもならず候得共、重役よりはじめ國中の人、我等の心を推察致し吳候て、人々心次第に米穀を餘し候はゞ、國中に饑饉の民はあるまじき道理なり。譬へば爰に兄弟十人あり。一人は富貴にて珍味美食を用ひ、二人は相應の勝手に十分の飯食し、二人は平常の食を用ふるに其餘の五人は飢ゑて死なんとする時、はじめの五人は各の食を分ち、平常より少しく飯食を用ひなば十人の命は

全かるべし。我等愚なる身にても國中士民の父母なれば、國中の士民互に兄弟同様に思ひ、貧しき者は愈々儉約して富める者の救ひを受けざる様に心掛け、富める者は我獨り富まず、一粒づゝにても餘して世の中の潤になるやう心懸候はゞ、國中に飢民は之有間敷候。貴賤上下によらず、心あらんものは夫々其所の鎮守、氏神に實意を以て五穀成就の祈誓を籠め、一粒づゝも食を余して一人づゝも人を助けんと志し候様致度事に候

六月三日 御花押

斯く告げ諭し給ひければ、家中の諸士、農民に至るまで(後に承るに、此時庶流連枝の方々君の誠を感し給ひて、御書の寫を其領中にしき給へるよしなれば、君の餘澤に潤ひぬるもの、本藩の士民のみならず知るべし)思ひくゝに施食を用ひ、餘りある者は足らざる者を助けなどして饑饉の患を免れぬるぞあり難き。我が封内の民、假初にも君の深き御恵を忘れず、耕し作る業を怠りそ。

國中に貸出せし金穀を棄て、入るを

量りて出す事をなし給ふ事

夫れ富且貴き者あれば、貧しく且つ賤しき者あり。されば財を借り貸しする業も自らあるべき理にて、和漢古今の同き所なり。然れども富める者は少なく貧しき者は多く、國中にて代々俸祿を知行せる人々も十人に九人は貧しきを患ふ。

其故由を尋ぬるに、知行若干を領しぬれども父祖の世にしかくゝの事ありて公より若干の金を借り侍り、父の代にも亦若干の金を借り侍り、近頃何某より若干の財を借りぬるを年々納め返しぬれば、今、まのあたり領する知行は僅か若干になりぬと歎きぬる類ひ、十人が中には六七人もありぬべし。君庚子の年、再び水戸に下り給ひ、偏に諸士の武備を勵まし給ふに、諸士の貧しきゆゑんをしろし召し、先つ年より其年に至る迄、おほやけより貸してありし金銀米穀、多き寡きをいはず、古き新しきの差別なく、悉く棄て(徳川時代にはこれを棄捐と云つた。當時、幕府から大小名に貸與した金穀の返済を免除した事)給ひて賜はりぬる由を仰せられ、扱其年諸士の知行する祿の半をば年久しく財かりてありし人に返さしめ、猶借たる財の残れるは明る年より聊かつつ、年々返しぬべきことに定め給ひ、郡官、市尹(町奉行)の役所にて是になぞらへて國中に申下せしかば、貧き者は新に金穀賜はりぬる心地して大に悦び、富める者はつれなきわざにも思ひけれども、公けの金穀はのこりなくすて給へるを聞きて、己れのみ利を失へるにあらずと思ひて止みぬ。

天保十一年子十一月十一日年寄より

諸 向

御家中の族勝手向相傷み、非常の手當は勿論、父母孝養等にも差支へ候向も之有御聽に入り、御勝手向の儀も御不如意には候得共、御家中の儀は御一體に思召され、一統拜借の金穀、

多少、新古に拘らず、此度出格(出格は常格、常例の外に出る事)の尊慮を以て、一圓に流し下さる事に相成、尙又來丑年より三ヶ年之間、祿高に應じ夫々御世話成下さる旨仰出でられ候條、年限中、勝手向嚴重に改正致し、非常之手當等、心掛候様仕可き旨仰出でらるる者也。

同月同日若年寄より

譜 向 へ

此度出格の尊慮を以て一統拜借の金穀流し下さることに相成り、尙又御家中向改正の儀仰出でられ候に付、右之通相違候條、其旨相心得らる可く候。

一 御勝手向御不如意の砌、莫大の拜借金等流し下さる事に相成候上は、御家中借財の儀も一切棄捐に仰出らる可き哉に候得共、相對借用の儀は次第も相違致し候條、無利足永年賦仰付けられ候事。

一 貸借利分の儀、近年猥りに相成、格外高利の取引有之趣相聞え、相濟まさる事に付、向後一割以上の利分は御禁制仰せ出られ候事。

但町人共商用金利分の儀御禁制之無く候。

一 武器引當を以て金子借貸の儀御禁制に候處、近頃心得違ひの族も有之趣相聞え、相濟まぬ事に候。已後右様の儀有之に於ては乾度御沙汰有之可き事。

此外命令ありたれども其大要のみ記しぬ。さて此時公の財も残りなく捨て給ふならば、下々に互に借貸ぬる財をもすつべき旨仰せあらまほしきと申上げし人ありしに、人の臣たる者、君の賜物を受くるはさる事なれども、朋友又は商人杯にかりぬる財を貰ひて悦ぶ士は我が家中には之あるまじ、速にこそ返し得ずとも、末長く償ひて信義を失ふべからずと宣ひて斯くは仰せ出されぬ。

斯くてもとより國用乏しきが上、莫大の金穀を棄て給ひければ、其職ともに、心を苦しめけるに、君兼ねて紀伊の南龍公、國用の圖を作り給ひ、碁盤の目をもりたる如くなるを、五色其外さまんの色もて分ち、此の用度、彼の用度と定額を記し、譬へば甲の用度多き年は乙の用度を減じぬる如くにして領中より納めぬる金穀の中に事足りぬるやうに定め給ふ事を深く感じ給ひ、諸々の職に仰せて年々領中より納むる所の米穀、金銀の數、山海の貢など詳に記さしめ、扱天朝(天朝は皇室の事)幕府に捧げ給ふものを始め、諸士に賜ふ所の祿、或は宮室、衣服、賓客、軍旅に至るまで是をかぞへしむるに、納りぬる金穀は少くして用ひる用度は多し。其故由を尋ね給ふに、水戸の封内、尾張家、紀伊家にくらぶれば、其の半にも足らず。されども三家並び給ひて何事も同じさまになしつる事これ國用の足らざる根源なり。しかのみならず、土地悪くして米穀少く、古にくらぶれば民力衰へ、田野も荒れて貢納(租税)いよ／＼少し。宮室、衣服、飲食は昔よりも質

素にましませども、世の中何くれ物の價、古より一倍二倍も増しぬれば其費多し。諸士の祿も、罪ありて削らるゝ者は少く、勤勞ありて新に賜はりたる者は多し。其他財用の足らざる故を具さに申上ぐれば、君聞給ひて、用金の日々に多きこといかにも其理りなきにあらず。されば兎に角に、入るを計りて出すことをなすにありと宣ひて、萬の事約め給ふ上にも又一入儉約を用ひ給ひ、諸有司のさばかり勤勞はなけれども、年だに満ちぬれば祿を増し賜はり、其子孫にも傳へしを改め給ひて、祿はいかばかりも賜ひぬれども、子孫に傳ふる事は容易からぬわざに定め、(さればとて世祿を止め給ふにはあらず、持傳へし本祿の外加増し給ふ知行(知行は本來、本家職、領家職等が支配する土地の所當(小作料)のこと、又は此の小作料と土地を合稱したものであつた。徳川時代には知行制度確立し、幕府の旗下、各藩の藩士に給した采地を知行所と稱した。)をいふなり。)諸士に賜る所の俸祿何十何萬石と限り、其中にて餘れる祿あれば必ず諸士の中にて功勞ある者に賜はり、一石たりとも上の用度に混じ給はず、其限れる祿みちぬる中は有司の年を経たる者ありても世々の祿にする事を得ず。

さて醫師、乘馬、鷹師、其他鐵砲師、弓師など、諸士の方技を以て仕ふる者、其初は皆人にすぐれし故若干の祿賜はりたるが、其子孫に至ては家業をもえしらすして徒に先祖の祿を傳ふる者少からず。斯の如き類ひは悉く沙汰し給ひて、今まのあたり、すぐれぬる者に賜はりぬ。(辛丑

(天保十二年)の夏の頃、方技(醫者その他技師などのこと)の人を沙汰し給ふこと夥しかりき。)總て辭を正しくし、財を理し、物事を改めぬる事は、古も今も好まざる處にて、いはゆる小人甚便なりとせずといふさまにて、かしこくも譏り奉る者も亦多かりき。七年も十年も過ぎたらんには、量入爲出の規格も定まりぬべかりしを、俄かに世を遁れ給ひて、御志遂げ給はぬこそ口惜しけれ。

逐鳥狩によせて武備を整へ給ふ事

君世を繼給ひしより已に八年許を過ぎぬれば、國中奢侈の習ひも止みて、専ら儉素の俗に移りぬれども、人の情やゝもすれば衣食住杯の華美を慕ふ心なき事能はず。君宜ふやう、凡そ事を省きて財を集め、家を富まさんとのみ思ふは商賈の心なり。武士の儉約は財を集むる爲めにあらず、無用の費を省きて有用の事に備へんが爲なり。いかに奢侈の風止みぬるとて人馬武具の備乏くは其甲斐なし。今天下泰平にて上下安穩なりと雖も、武邊衰へぬれば夷狄の患はかるべからず。又近年氣候悪くして米穀乏しければ流賊奸民の患なしと云ふべからず。治まる世にも亂を忘れざるは古の明訓なり。されども泰平の御代、ひたぶるに武備を整ふるは平地に波を起すの憚りあり。我が家に傳ふる所の東照宮御遺物に、關ヶ原の戦に用ひ給ふ御品あり。二百餘年の御恩澤ゆめ／＼忘るべからざる業なれば、いざ是より年々物具して御遺物を拜し、家中の諸士も皆物具して寡人

にまみえ、諸共に泰平を祝し奉らんこそよからめと仰せありける。

天保八年丁酉正月廿九日

諸 向 へ

御治世已來上下一統安穩に罷在候處、何も其本を想像し奉り彌増太平を御祝し遊ばされ度、且人馬兵具等分限に應じ心掛候儀、御定も有之事に候得共、尙また怠慢無く相嗜候様にとの御事にて、已來年々二月十二日、御着具召され、神君御遺物御拜遊ばされ、其節一同著具にて御目見得等仰せ付けられ候條、其旨承知奉る可く候事。

と諸士等に申下し、其年二月十二日、(此日は 東照宮大將軍に任じ給ふ日にて、しかも氣候寒からず熱からず、訓練杯せんにも宜しき時故、この日を用ひ給ひぬ。)小石川の邸の後樂園なる(御庭の惣名也)琴晝亭に御遺物を飾りて、君自らこれを拜し給ひ、家中の諸士は、亭の右なる芝野に屯し居て、亭の前に進み、君に見え奉る。階下に陣鍋を設け、酒を温めたるを近侍紅白母衣(鎧の背に負うて矢を防ぐ具)の者、長柄の銚子もて是を酌み、御着は打飽、勝栗なり。其身柄によりて或は御盃を賜はりて退く。君より始め諸士、歩卒に至るまで、此場に出づるもの、皆物具して、軍禮(軍禮は軍中で行ふ式)を行ひぬ。

さて此日より僅か七日八日許を過ぎぬれば、大鹽平八郎といへる者、徒黨を催し飢民を救ふ事

を名として大銃を放ち、火矢をもて大阪の市中を焼き、十九日の卯の時(午前六時及び七時)より二十日の戌の刻(午後八九時)(一説に廿一日の丑の刻 午前四、五時)迄といふ。廣き市中に火分れて四方八面に焼けし由なれば、残りなく鎮まりしは、實に廿一日の丑の刻にもあらん)迄黒煙天に漲り銃聲雷の如くなりしかば、畿内是が爲に心ひしめき、關東も自ら安き心なく、大名小名俄に、武器を用意ありけるに、我屋形のみ人々既に用意して、旗指物に至る迄備はり、蓑笠をもてる者の雨を恐れざるが如き心地しければ、初めは 君はあやしき事を好み給ふ杯、竊にさゝやきし者も、此時に至りて君の先見の明かになりましたぬるを感じ奉りぬ。後年々に此式を行ひ給ひければ、二年三年の内に江戸の邸なる諸士は小祿の者に至る迄夫々武器備れり。

斯くて庚子の年、水戸に至り給ひて家中の武備を見給はんと思召けるに、江戸の邸の式の如くなるのみにては、人々の物具、身廻の器械を見給ふ許にて、人馬、軍役の用意、又將長士卒指麾進退のさまを試みるに足らざれば、物具したる士卒を野外に出して進退を訓練せん事を幕府に請ひ給ひけるに、やがて許し給ひければ、其年三月二十一日の日に、始て千束原といへる處にて逐鳥狩を催ふし給ひける。治れる世に亂を忘れざるはさる事なれども、全く武備訓練杯ひいてはものゝし、古田獵によりて兵を習はすといふ義こそよけれと宣ひ、逐鳥狩と名け、鷹狩がてらに武事を習はし給ひけり。明る辛丑の年の春は、文恭公薨じ給ひければ、其秋の長月に堀原といへ

る處にて催ふし給ひ、又明る年の春は千波原（烈公の時、牧馬場とし、一牧三十萬坪、二牧七十萬坪の廣さがあつた。）といへる處にて催ふし給ひしに、此原何くれの便り宜しき地なれば、是より後は、年々同じ原にて催ふし給ひ、御鷹を以て捉へ飼ひたる雉を年々、幕府に捧げ給ふ。武事講じて御代長久を祝し給ふ御心なるべし。

斯くて狩を催すべき日の前夜戌亥の時（午後十時頃）の頃、各々出立ちて郭門の内なる屯場（兵士の詰所）に至り、寅の刻許に先鋒より押出し、巳の刻（午前十時頃）許に原に着きて陣を布きぬる様をし、金鼓の音、砲礮（大砲）の響、千軍萬馬進退馳驅しぬるありさま、實に勇ましく昔の物語りに旌旗翻翻として風に翻がへり、鎧の袖を連ね、兜の星を輝かし、鬨の聲矢さけびの音、山嶽も崩るゝ許り杯いへるは文をかざりたる虚言のみと思ひしに、此逐鳥狩を見ては、其勇ましき様、言葉にも述べ難く、筆にも盡し難き事、人皆まのあたり知る所たれば委しき事は記さず。兵馬の多少、操練の作法は國の大事なれば漏らしつ。初め一年二年許が内は、家中大小の諸士、何くれと用意し、鬨がしかりけるが、今は物靜になりて、警へば農夫の歛鎌もちて小山田に耕し、漁夫の釣竿携へて川邊に起くが如く、各人馬引具し、兵仗（兵仗は劍戟の總稱）整ひていと安かに出で立ぬる事にはなりにき。（太平久しければ、軍用、軍法家などいふ者出来て、家々に其法を秘し物事こちたく教へなどすれども、逐鳥狩を以て是を試むるに、軍用家の説を用ひてはいたく便利悪き事

少なからず、用具の着用、馬の扱ひ方、器械の製作等、人により時により、自ら悟り明らかなるぞよかりぬる。諺にいはゆる畠水練は無益の空論多し、べし。逐鳥狩すら斯くの如し。まして勝敗死生の實地に臨むものをや。）

五常 陸 帶 (下卷)

弘道館を建て給ふ事

夫れ政と教と、其名二つにして二つにあらず。文と武と其道異にして異ならず、譬へば水と火の如し、其冷熱の質はいたく異なれども、二つを合せざれば用をなし難し。されば正倫(正しい人の道)の教を以て能く人々を導き、所謂賞罰などいふ教を以て是を勸懲(勸懲は善を勧め悪を懲す)し、文武を勵まし、己を治め、人を治め、國を守り、亂を防ぐの道を知らしむるを人君の急務とぞいふべき。我藩の始祖、威公は御幼きより勇威人にすぐれ給ひ、日本武尊のいさをしを慕はせられ、萩原兼從といへる人より神道の傳を受け給ひ、義を重んじ恥を知る事を主とし給ひしかば、其時の諸士其風に靡き、柔懦卑弱の俗を嫌ひて、剛毅正直の風を慕ひしとぞ。

義公専ら威公の御志を繼ぎ給ひしのみならず、文道を重んじ給ひ、國々より文學にすぐれたるもの、數多召寄せられ、世にあらゆる書ども集め、皇朝の史記(後に大日本史と云ふ)を作り給ひて豊葦原の中つ國は海外なる異國にすぐれて貴き事を始め、千早振神の御代より天ツ日嗣、いやつぎ／＼に幾久しく天が下しろしめし、天地のあらん限りは、君と臣との名分動かす可からざる故

よしを明かにし、世の治亂盛衰より人の正邪善惡に至るまで、詳に著述し給ひしは、かの孔子春秋を作りて亂臣賊子畏るといふためしに均しく、こよなき御勳と申すも愚かなり。公かく迄文道を好み給へども、儒者といふ名をいたく嫌ひ給ひ、道を學ぶものを儒者といはんには、寡人も亦儒者なりと宜ひしにぞ、我藩には今に至るまで儒者といへる職あることなし。(佐々助三郎宗淳、(宗淳は備前の人、十竹齋と號した延寶二年、義公に仕へて彰考館に入り元祿元年總裁となつた。享年五十九)栗山源助愿、(栗山愿は山城淀の人、潜鋒と號した。元祿五年來仕、彰考館總裁となつた。享年三十六。その著「保建大記」は有名だ)三宅九十郎緝明、(緝明は京都の人、寶永七年、彰考館總裁となつた。享年四十五。その著「中興鑑言」は最も有名だ)その他文學の臣あまた他國より召したる者、初大番、進物番などの組に入れて文學の職に出役せしなり。又此時まで儒者てふ者は、幕府の林家を始め僧體にて士大夫にて齒せざりしを、君には早くこれを改め給ふ。今の世かくの如き事をなし給はんには、幕府の制度にふれ給ふなど議し奉るべきに、幕府にても我藩にならひて儒者の薙髮を止め給ふ。いはゆる人に取つて善をなすとも申奉るべし)治教文武を一つにし給ふ御志いちじるし。

公朱舜水に仰せて、明國學校の規模を工人に傳へ、いと具さに小形を作り(此小形、今も水戸城なる庫中に在りて文學の職これを司る。文恭公(五代將軍綱吉)、江戸昌平の孔廟を改め造り給ふ時、舜水の傳へし小形を捧ぐべき由、文公に仰せ有りしかば、やがて是をさづけ給ひしに、文恭

公大に感じ給ひ其小形のまゝに造らせ給ふ。享保年中のことにて今の大成殿これなり。さて此時さげ給ふは孔廟の小形のみにて、其他學校に屬せる小形猶夥し。て時を待ち給ひしが、當時彰考館を設け給ひ、専ら國史に力を用ひしかば、學校を建つるに御暇無くて過ぎ給ひけんと推量り奉りし者あれども、其の頃文武に名高き人出來て、百餘年の今日まで語りつきぬるを以て見れば、學校こそなけれ、文武の教は残る所なく施し給ふらし。其後代々の君も文武を勵まし給ひぬれども、威、義二公の御時より學校なくて過ぎにし事故其設絶えて無かりしを中納言の君には御代の始よりいとせちに思召し立ちける。有司の評議まぢくにて、或は是を助け參らせ、或は是を諫め奉り、又助け參らす中にもくさくさの説ありけるを、君具さに聞こし召し給ひ、其善し惡しを論ひ定め給ひ、天保亥の年(天保十年巳亥)、始めて其事を起し給ひぬ。

水戸城の傍なる南三の丸の間は、國の中央なれば、是を學校の地と定め給ひ、そこに住みし士大夫の宅十二區。(山野邊兵庫頭、太田丹波守、石原主馬、横山甚左衛門、鳥井瀬兵衛、杉浦善二郎、佐藤圖書、藤田繁藏、蘆澤惣兵衛、谷經五郎、小山齋宮、宇都宮權太郎、已上十二人に替地を賜りて移し給ふ。其替地の爲に又地を移すもの多し。山野邊より始め宅を移すもの其人々によりて各々移徙の料を給ふ。此用度ばかりも少なからざりき)を移し、武甕槌の神(この神は天照大神の御命令により、中國平定に當り功勞甚大だった)を祝ひ奉り、孔子の廟を營み、文學、兵法、禮樂、書數、弓馬、

槍刀の類ひ、各々其學ぶ所を授け、又馬に乗りて弓を射、銃を放つ事を習ふ所より、士卒を集めて進退を習はしむる場に至るまで其中に設け、弘道館と名け給ひ、(國史を修むる彰考館をもこの中に移し給ひ、又醫學、天文学の寮をも設け、又文武の藝試み給ふ所に遊藝(論語の述而による)子曰はく、道に志し、徳に據り、仁に依り、藝に遊ぶとあるのから由來してゐる)といふ類を扁し、御座所には至善堂と扁し給ふたぐひにも其所によりて名を命じ給ひけれども、其總名は弘道館と云ふ)青山量助延子、會澤恒藏安、二人を擧げて小姓頭(小姓頭取並に小姓小納戸等の頭なり、國中にて布衣以上の職なり。此時有司はこの二人に布衣以上の格を賜ひて教職を命ぜらるべき旨申上しを、君宜ふやう、治と教と有司と學者とは、動もすれば二つに分るゝ患あり。格のみ授ければ、後には醫師などのやうに成行くべし。されば二人に小姓頭を申付け、有司と事を共にし、學校の事を兼ぬる様になしてこそ、義公、儒者を設け給はざる遺志にもかなふらめと宣ひて、二人共に小姓頭を仰せたまふ。)となし、弘道館教授の長を命ぜられ、其の地の文武の士あまた擧げて各々その職を命ぜらる。斯くて辛丑の秋、文武の教場粗出來ぬれば、假りに是を開き給ふ。今の世にては見る人聞く人皆知る所なれども、千百年の後を慮りて、其あらしを左にします。

天保十二年辛丑七月十五日年寄より

御家之儀は公邊の御羽翼、天朝の御藩屏に在られ候間、随つて御家中の族も一通に心得候はでは相濟まず候處、面々祖先の功勞にて、御代々御恩澤を蒙り安穩に罷在候故、自ら流俗に泥み、忠孝の大節文武の大道等疎略に相心得候向も有之様成行候段、如何の事に思召され、此度、威讜二公の御遺志を繼がせられ、弘道館御造營遊ばされ、御家中當主並に子弟等夫々日割を以て相詰め、尙又寄宿も仰せ付けられ候條、一統無二精勤を致し、忠孝文武相勵み、御國恩に報ひ奉る様可仕旨、仰出られるもの也。

同月同日若年寄より

諸 向 へ

此度學校御建て遊され候に付、御家中御當主子弟等、十五歳已上より左の通相詰修業可致候。

但し三十歳已上四十歳迄右以下にても日勤之族は都て半減詰、四十歳已上の族は成文學問の義理相辨へ、武藝の儀も時々相試み、萬一の節、息合等差支無之様心懸く可く候。

- 一、布衣已上並に三百石已上の當主、嫡子一ヶ月十五日詰、次男三男弟等十二日詰。
- 一、物頭並百五十石已上は當主、嫡子十二日詰。
- 一、諸士已上當主、嫡子十日詰、次男以下八日詰。
- 一、諸士以下召出され已上當主、俸定日無之勝手次第。

但右已下同心迄、武藝に罷出候義勝手次第、學問は願の上、人物により罷出候儀相濟候。

- 一、武藝の儀同流等合併仰付けられ、寄合に稽古場相渡候。
- 一、日々出入御目附方へ届、尙又文學は舎長、武藝は世話役へ届申す可く候。
- 一、句讀、講習、居學三寮御建に相成候間、學校にて素讀致す族は早朝より句讀寮に相詰め素讀致す可く候。

但し素讀の族は十五歳已下に拘らず候。

- 一、素讀終候者講習寮へ御進め遊ばされ候間、寮中にて文藝を解し候修行致す可く候。
- 一、講習寮にて學問増進候族は、居學寮へ御進め遊ばされ候間、右寮へ罷出、厚く心を用ひ精義講究致す可く候。

- 一、右三寮の外寄宿寮御建中小姓寄合組尙三百石已上嫡子十八歳已上一ヶ年に三ヶ月づゝ、晝夜詰切文武修行致す可き旨仰付けられ候。

但辛苦を試み下情に通じ、行々重き御用に立様遊ばさる御趣意に候間、心得違艱難を厭申す間敷く候。

- 一、布衣並に三百石已下にも寄宿致し度き族は願出る可く候。

右の通相心得、支配々々末々迄相達せらる可き事。

此外學校の事に付、種々命令有れども枝葉の事は漏しつ。

君の御志は御自ら弘道館の記を作り給ひて碑を建て給ひぬれば、鹿島なる要石（常陸の鹿島神社の境内にある石で、根は深く土中にあり、深さを知らないとい傳へられてゐる。これから、凡て動かない事物に譬へられてゐる）諸ともに幾久しく朽ざるべし。さて其御文の中に神儒一つに成し給ふ事世のいはゆる國學者は漢にへつらへる御見識と申し、漢學者は神道は一つの小道にして儒道にならぶべきにあらずなどいふ人もありなん。君の神道と稱へ給ふは、世のいはゆる神道者流陰陽五行（陰陽は支那の易學で唱へる。天地萬物は陰陽二氣より成るよし、これは五行（木、火、土、金、水）を配して、人間の運命を説く）などに附會し、或は陰に儒佛の意を取りて設けたる神道にあらず。天地の始めより、明宮（應神天皇）御代まで、異邦の教、未だ渡り來たらぬ時のさまこそ全く皇朝の道なるべければ、其の御代々々のさまを神道と見給ふなり。異邦の道だに渡り來ずば神道と名くる迄もなき事（されば御記文の始めには、斯道さのみ記し給へり）なれども、漢天竺の道渡り來り、紛らしき故、止む事を得ず、神道の名は起りけん。（會人親王書紀にも用明天皇以前には神道の文字なきにていちじるし。）されば神道といはんにも限るべからず。或は、皇朝の道或は大和の道、又皇道大道などいはんもさる事なるべし。

近頃世に古學者てふものいできて、是等の事は明かに成りぬれども、古學者はいたく漢土をそ

しり、孔子の教など露計りも用ひず、唯神代の道のまに／＼ものするを宗とし、善事は大直日の神、悪事は八十禍津日の神のしわざと定めつゝ、己が私智を用ゆる事をいたく嫌ひぬれども、其弊に至りては神の道のまにまにといひながら、皆己々が私智のみ用ゆるわざに陥るぞ歎かはしき。皇朝の風俗、萬國にすぐれて貴しと雖も、文學を初め萬事の開けぬるは漢の勝れぬる所なり。其勝れたる所を取りて皇朝の助とせん事、何の恥づることや有るべき。銃砲は西北の夷狄より渡りぬるものなれども、是を取りて用ゆる時は夷狄を防ぐべき良器なり。漢土の教を取りて用ゆる事これに同じと我が君常に宜ふは、御卓議と申すべし。されば漢土に限らず、よき教だに有らば、南蠻北狄の道をも用ゆべきやといはゞ、是又大なる僻事なり。

夷狄の人は其智巧深くして天文の考へ、銃砲の製など甚だすぐれたり。譬へば蠶の糸を吐きて繭を造るさま其細かにして美しき事人智の及ぶべきにあらず。鵜鷹の魚鳥をとる勢力力のなすべきにあらず。されども是を使ひ用ひて衣食を營むは人の勝れたる所なり。然るを人の智力鳥虫に及ばずといひて鳥虫の行を成さんは愚かなる事ならずや。夷狄の人、智巧はすぐれぬれど、其教に至りては禽獸の道、人に用ゆ可からざるが如く、皇國に用ゆ可からず。唯漢土のみ土地も近く、風氣も似よりたれば其道通はし用ゆべし。漢土にて忠孝といふ事を、皇國の人用ゆれば我君父母に忠孝を盡す事に成りぬべし。其他彼邦にて先王（先王は古代の尊き天子、茲では支那の堯舜二帝など）

といへば、我は神皇といひ、彼國にて昊天(昊天は天の神、支那にては敬天思想が旺んである)上帝といへば、我は正しく天照大神とかしこみ奉る類ひ以て知るべし。然るに南蠻北狄の教は専ら其本尊を貴び、其道を弘むる國々の人にも必ず其本尊を拜み敬まはしむ。されば其道に迷ひぬる人は、我君父よりも本尊を尊び、宗門の爲めには君父にも弓を彎くに至るもの少からず、(其禍參河の一向宗の亂にてもしるべし。)しかのみならず、皇朝は、神を尊む風俗なれば、ひたすらに佛のみ尊びては人の心を攪り難きことを悟りて、穢はしくも本地垂迹(日本の神は天竺なる本地の佛の跡をこの地に垂れて出現したものだとする)といふ説を設け、何神の本は何佛なり。何佛は跡を垂れて何神となり給ふなど、大虚言を云ひ出して天竺を本とし、皇朝を末とし、また漢土の教を捨て難きことをさとり、聖人の道記せる書を外典(佛書以外の書)と名け、佛書をば内典(佛書のこと)と名けて天竺を内とし漢土を外とす、いと惡むべき事のみたくめるを千年餘の今日迄(佛法渡りてこのかた今年天保十五甲辰の年まで千二百九十三年になりぬ。)己がまゝにはびこらせぬるぞうたてき(心外の意)。

さて斯く邪なる教のはびこれる故由を思ふに神の道衰へて大和魂失せぬればなり。譬へば人の元氣衰へぬれば外邪是に入つて病をなすが如し。神の道は大和魂の本にて、皇國の元氣なり。されば其元氣を本とし、風土の似よりたる漢土の教を取りて大和魂を助け、忠孝の大節明かならしむれば彼の夷狄を本とし、神國を末とし、如來菩薩(如來は佛の尊稱、菩薩は菩提薩埵の略、佛道で衆

生を救済するの義、佛に次ぐ地位にある)などいへる異國人を尊びてまのあたり大恩を受けたる君父を忘るゝが如き不忠不孝の邪教は、攻めずして自ら衰へぬべし。古學者は漢土を惡み世の儒者も本を捨て末に隨ひ、内外の差別を失へるを矯んとの心より起りし業なれども、神皇の道と漢土の道とは雪と墨との色を異にするが如くならんにはさもあらめ。其色濃きと淡きの違へるのみにて色は同じ事ならんには、漢土の道を知ると思ひながら、神皇の道を知りぬる事もいで来て、いとゞさへ衰へぬる神の道も更に廢りぬ可し。されば、神皇の道に背きて漢土の道に隨ひぬると漢土の道を取りて、神皇の道を助けぬるとの差別知らずんば有る可からず。世にもてはやす讀人知らずの歌に、敷島の和錦に織りてこそから紅、から紅は支那(カラ、唐)にかけて云つた言葉、大和錦に照應する。大和錦は日本文化の事、支那文化の長所のみ取つて日本化するの一番、有意義だといふ意)の色もはえあれ、(ある人の曰く、此御歌はかしくも、光格天皇の御製にて、儒道を読み給ふ所なり。此外に神道をやみ給ひしは、雲霧を科戸の風(科戸は風の吹くところ、即ち天地に互る意である。が茲では風神シナツヒコノミコト(敷長津彦命)シナトベノミコト(敷長戸邊命)をも含む意味らしい。即ち神風の意)にならばせて、高天の原の月(高天原の月は神道、皇道の意。雲霧は邪教)ぞさやけき、と承ると語りき。誰のよみしにもせよ、いと目出度きことと覺えしは、或人の物語りの如くならんにはあり難きと申さんも餘りある御事なり)といへるに實にいみじう詠まれたり。此等の事、君、常に厚く志

し給ひ、いにし年家中に諭し給ふ告志篇にも、荒増を述べ給ひ、彪等もしばしば仰を蒙りぬれば、
群にいはんには、猶種々の論あれども、事長ければ漏らしつ。

武甕槌の神は武神にてまします。文武の學校に武神をのみ祭り給ふはいかがかと疑ふ人もあら
ん。是は深き思召あることにて親しく仰を蒙むるものにあらざれば、其由を知る可からず、君の
仰に漢土の學校は必ず孔子を祭る孔子は聖人にて人の標準とする所あれば誠にさる事なり。され
ども 神國にて孔子をのみ祭らんには、神道の道を捨て、漢土に従ふに均し。神は斯道の本にて
孔子の教は斯道を助け弘むる爲なれば、先に神を祭りて道の本を崇め、次に孔子を敬ひて此道の
いやまし盛になりぬる由を示すべし。ある諸侯の國にて學校にて吉備公と菅公とを祭りしと聞く。
一とわたりは聞えぬれども、何れも漢學を弘めたるものにて道の根本(道の根本は水戸學では日本の
神道皇道だとする)とはいひ難し、殊に菅公は忠誠の人なれども、吉備公(眞備)は識者の譏りを免れ
難き人なれば、かたぐい足らぬわざなり。斯道の源は、かしこくも天祖皇孫より起りて代々の
帝を歴てますく明かになりぬれば、神國の學校にて、神皇を崇め奉らんこそ孔子の道に叶ふら
め。されどそれは、天朝にて學校を脩め給はん時の事なり。人臣としては、天子を祭る可からざ
る事、聖人の禮にて、延喜式にも其事あり。神皇の大業を助けまゐらせし神を祭りなば、源に廻
り、本に報ゆる道にも叶ふべし。我常陸なる鹿島の神は、皇孫降臨し給ふ時、大功ありし神なれ

ば、いざ此神の御靈を鎮座せしめ侍らんと仰せにて、武甕槌神をば祭り給ひぬ。

さて孔子の廟を營み給ひけるに、先聖、至聖、大成、至聖、文宣王などいへる文字をかきてあ
らまほしき由申上し人有りけるに、魯國の大夫にて千百年の後まで世に貴ばるゝは聖徳ましませ
し故なり。何ぞ後人の稱號を用ひん、大成などいへるは蒙古の主の捧げし號なれば、孔子の心に
もかなふまじと仰せられ、その職の人々に計り給ふに、いかにも孔子とのみ有りて孔子の徳は尊
く有りなんと申上しかば、御自ら神牌に孔子神位と記し給ひぬ。君の御心知らざるものは、いと
あやしく猛き人のみ好み給ひて御心のまゝに物仕給ふと疑ひ奉り、種々の流言など行はれて禍に
逢ひ給ひぬれども、是等の事にて、君の物事深く慎み給ひて道を重んじ、禮を守り給ふ一端を知
るべし。君幼きより諸々の武技を好み給ひ、強弓を彎き、悍馬に乗りなど仕給ふ中に、わきて砲
銃に勝れ給ふ事、人皆稱し奉る所なり。しかのみならず大銃の製造より車架火藥、彈丸の便利發
砲の遲速、遠近の法則に至る迄悉く心を潜め考へ明め給ひしかば、其の職なるものも君の御工夫
に感じ奉り、人君の御身にはいと巧に過ぎさせ給ふ許りにませしが、學校の武技は専ら刀槍の二
つを本とし給ひて、武士の勇氣を養ひたまへり。されば刀槍に勝れたる者は、他より新に召寄せ
られたれども、其外の技藝を以て新に仕ふるもの無かりき。

學校出來て後、諸士の子弟、文武の藝能進みぬる者は、年々に物賜りて是を賞し給ふも多くは

刀槍を勵みぬる人なりき。又怠りて學校にある事稀なる人々を年々擇びて過詰といふ事を仰せ給ふ。是は去年忘れる日敷を今年償はしむる事なり。此過詰の人々は學問と刀槍のわざのみ學ばしめけるにぞ、懦弱なるものは其苦しみに堪へ難く、罪蒙れるより恐憚りて、怠る人少かりし。抑神國の武勇、萬國に勝れ、中にも刀槍の術の強く鋭きこと蠻夷戎狄の企て及ぶべき所にあらず。千早振神の御代より十握の劍、(十握の劍はイザナギノミコトが佩いてをられたもの、後、スサノヲノミコトが之を以てヲロチ(大蛇)を退治された事は有名である。他に九握、八握の劍もあつた。)八尋の矛(大きいといふ形容、即ち大きな矛である。古代史に最初現はれるのは、アメノヌボコ(天沼矛)である。またオホクニヌシノカミ(大國主神)が經津主神(スツメレノカミ)及びタケミカヅチノカミに廣矛を授けた事がある。)もてあらぶる敵を平げ給ひ、近き戰國の世にも何本槍、幾振太刀などいひて武功を顯はせしが、治れる世となりて其術大に衰へたれども、近き頃いと盛になりきて、今の世の如く刀槍の藝盛なる事一昔よりためしある可からず。是試合といふもの始り、實用をはげみ勤むるに因て人の膽氣定り、筋骨堅く、頼母敷其技精絶なるゆゑなり。(戰場にて槍太刀もて功名せし人擧げて數へ難しと雖も、大方は其術を得たる人について其のあらましを學びたるのみにして、戰場に臨む度毎に自ら其業を鍛錬せしなるべし。太平の世となりて戰場に向ふ事なしと雖も、元和、寛永の頃は人の心猶荒々敷、やゝもすれば眞劍の勝負を試みぬれば其術に勝れし人ありしも理りなり。其

後世間士風日々に弱くなりしのみならず、君のために敵に勝つ事を習ふわざのために身を捨つるは人臣の道に非ざれば、眞劍以て勝負を試みる事絶えて止みにけり。かくて家々に其流派を定め、同じ流派の中にて試みるも十分に戦ふ事あたはざる故、先づは格法のみ學びて兒童の戯の如く成り行きて、刀槍の術衰へぬ。百年餘りこのかた面に調といへるもの出で来てより、其わざ日々に強く成りぬ、此面小手の劍術に用ひしは眞陸流より始めりとぞ。さて面小手なども身を防ぐは怯き事なり。素肌にて木刀双引もて勝負を試るこそ勇ましけれといふは其格法修行に泥める故なり。木刀、双引きもて試みるは猛き様なれども、十分に打出せし太刀に中りなば立所に命を失ふべし。七八分に打出したりとも大疵を得させ片輪者となるべし。實の敵ならよからめ、朋友の間には仕得ざる業なり。されば互に疵を蒙らせじと二三分の力をもて軽く打出事になりたり。初學の人手荒き事あるをば斯く打てば無理なり。突出すは流法の禁制なり杯戒む。是あたら力あり乍ら、婦人小兒の如き業となる、淺ましき事なり。それ十分の力もて打出す勢と二三分の勢とは響へば忘るゝ許り引き絞りにて放てる矢と、二三寸響きて放てる矢の如し。二三寸引きて放てる矢も一反二反にとゞきて中りになるもあるべけれども、日々是れを習ひ、百發百中の妙に至りしとも何の益か有らん。されば木太刀、双引の勝負は其名のみ強くして其實は弱し。是に由て竹を削りて皮袋に入れたるしなひといふものを用ゆ。このしなひも堅剛に製すれば木刀に均しき故、

いやが上に竹を細かにわり、柔皮、また毛皮にていかにも柔脆に製する故、七八分の力を以て打出しても疵は蒙らせざれども、其しなひ軽き故打出す太刀も心に任せず、とめぬる太刀も打こし杯して眞剣に似つかはしからず。譬へば麻がらを矢として弓を學ぶが如し。是又何の益か有らん。抑面、小手、胴を用ふれば堅剛に作れるしなひもて頭、目、手、腹を嫌はず、十分の力にて打出して、突出しする故に、手足、身體を鍛ひたる如く堅まり、雪霜の中に汗を絞れる許に戦ひぬれば、氣息も長くなり終日戦つても疲れざるに至る。初學の者は徒に飛び踊り、みだりに打ちたくやうなれども、其中に自らさととりて妄りに身體をも動かさず、動かせば必敵に勝ちたやすく打出し、突出す事をせず、打出せば必敵に當り、明に勝負を決する如くなりてこそ其術に勝れたりといふべけれ。かの格法に泥める者は始めより名人上手の藝を教へ、人を死物になし、古人のいはゆる合圖の兵法にて、人に勝たんと思ふは危き事なり。槍術も都て是に同じ。種田某といふ者、大島派を學び一派を開きしより其技精絶になれりとときく。我藩にも昔は刀槍の上手もありしが、格法のみ成行て、人々是を守り見識ある人すら試合の術を忌み嫌ひける故に、文化の頃より志る者二人三人、世の變りを顧みず、試合劍術を學び、文政の末に至りては漸く弘まりたれども、鬼に角に妨ぐる者多かりし。君の御代に至りて試合のみまなぶことになりぬ。年々に試合行はれて、今弘道館の劍術三流、槍術三流、専ら試合のみ學ぶ事になりし、格法と試合の得失など今は三尺

の童子といへども是を知れる如くなりぬれども、衰へるは易く、始むるは難きわざ故、其本を思ひて勵み務むる事を心して記しぬ。

つら／＼世の様を見るに、小家には大方試合弘まりたれども大藩には弘まり難し。こは其國々に舊き劍槍の家ありて門人も多く、殊に大國は舊格を守りぬる故悪しき事にも移らざれども、又よき事にも移り難き勢あるべし。されど近頃大藩にも試合日々に行はれ、奥州の槍術者を九州に招き、家中の諸士をして弟子たらしむる諸侯ありと聞く、いと感すべき事なり。物盛なれば衰ふる習ひにて、今の世試合盛んになりたるは喜ぶべき事なれども、其試合にも又弊なき事能はず。是に由て試合に勝れたるものはその弊を見て、後には格法のみ教ふるに至る。其人は既に試合に勝れたるにていよ／＼理を窮むる故(宮本武藏の「五輪書」には「我兵法のおしへ様は、始めて道を學ぶ人には、其のわざのなりよき所をさせせならはせ、合點の早くゆく理を先に教へ、心の及び難き事をば、其の人の心のほごくる所を見分けて、次第／＼に深き所の理を後に教ふる心也」とある。)よけれども、其弟子よりは又格法のみ泥みて、實用を失ふ類ひ無きにあらず。近頃は試合に勝たん事のみ工夫して四尺五尺に餘るしなひを用ゆるものもあり。これ等やがて劍術の衰ふる始めといふべし。實用を事とする者は心せずんばある可からず。

我國も今は専ら刀劍の試合行はれ、殊に弘道館出來ぬる後、鬼の子の如き少年むれ／＼出でく

るぞ心地よき。おほよそ神國に生れし人々は、一人づゝも大和魂を礪き、一人づゝも猛きわざを學び、邪なる教へもて誑かざるゝとも露だに心を動かさず、おほけなくも（不相應、分にすぎる意）穢はしき夷狄の寄せ來らん事、有らんには煙の下より、一散に駈け入り、八尋の矛、十握の劍、思ふまゝに打振りて彼の鼻高く眼入りたる奴ツ原一人も残さぬ許りに憂目見せたらんには、いかに心地よきわざならずや。少年の人々假初にも君の御志を忘れず、大和魂をみがきて槍太刀のわざをな怠たりそ。

朝廷を尊び幕府を敬ひ給ふ事

かけまくもかしこき、朝廷は千早振神の御代天祖、天照大神の言依し給へるまに／＼皇孫命天降まして、豐葦原の中つ國しろしめし給ひしよりこのかた、三種の神器傳へ給ひ天日嗣やつぎ給ひ、久方の天あらがねの地の諸共に幾久しくさかえ給ふべきためしにましませば、およそ神國に生れぬる人々、仰ぎ奉りて、我々が遠つ祖より初め幾千年朝廷の恩養、蒙りしことを思はずんばあるべからず。しかはあれど、明らけき日の光をも浮雲立蔽へるが如く、奸賊起りて一天の君を蔑如し奉る例し、無きにしもあらず。吳竹（よさかふし、さかの冠辭。古今集の雜下に、世にふれば言の葉しげきくれ竹の、うきふしごきに營ぞなく）とある。の世々にはさまざまの禍事ありて、幾度か

治り幾度か亂れ、應永の後に至りて天下の亂いと極りぬるを、東照宮起らせ給ひ、萬の青人草（萬民の意）の水火に苦しめるばかりなりしを救ひ給ひ、しかも朝廷を尊み奉りて、御身はいたく謙遜し給ひ、二百年あまり、今日まで四海波靜にして、吹く風、枝を鳴らさず、人々安く樂みて世を渡りぬる事、偏に幕府の徳澤なれば今の世に生れし人、幕府を敬ひて東照宮の恩澤に報ひ奉らずんばあるべからず。我が義公、深く此理りを明かにし給ひ、常に宗室を敬ひて、朝廷を尊びぬることを宗とし給ひけるにぞ、大日本史を述べ、禮義類典（恒例、臨時の公事を記したもの、目錄一卷。恒例二百三十卷臨時三百八十卷、附圖三卷。）を纂め又楠子の墓に石ぶみ建て、忠臣の心を慰め給へるなど、人皆仰ぎ奉る所なり。

我 屋形に天拜といふ式ありて、そは年々、正月元日の晨、殿の前なる廣庭に敷物設け、齋明盛服（身を清める事。齋はおごそかにつつしむの意あり。）して遙かに京師の方に向ひて遙拜し給ふなり。（されば俗に御遙拜とも稱ふ）また勅使を三家の屋形に下し給ふ時、我が君のみ時刻を移さず、御自ら勅使の旅館に至りて、其の辱きことを述べ給ふ。これ皆、義公の始め給ふ所にして、代々の例しとなれり。中納言の君深く其遺志を心し給ひ、幕府を敬ひ天朝を尊みて忠孝の義を明かにせん事を人々にも語り給ふ。（告志篇弘道館の記などにしてしるべし）抑、神武天皇より始め奉り、代々の山陵（徳川時代に山陵修復の事を著述の上で最初提言したのは、蒲生君平で、寛政十一年山陵調査のため、

京畿地方に赴き、翌十二年起稿、享和元年正月、これを完成し、「山陵志」と稱した。水戸義公にも曾て君平と同様の志があつた。總じて水戸學派は蒲生君平に共鳴する所多く、烈公のみならず藤田關谷も亦君平を欽慕した。會澤正志が君平の墓誌を書いたのは、關谷のはからひによる。其地だにさだかならず、或は深山の苔に埋れ、或は荒野の叢にまじりて拜む人さへ絶えて無き事をいたく歎き給ひ、怪しき賤が男だに、其先祖の墓とあれば、草取り苔拂ひ杯して、敬ひ祭るわざなるを、一天の君の山陵かくまでに成りぬる事、明時(太平な時代)の恥なりと宣ひて、古事記より始め、諸々の書籍を考へ給ひて御自ら物に記し給へるさまを見奉りぬ。其の事、幕府に申給へるならんと測り奉れども、幕府も其儀に同じ給ひて時を待ち給ふにや、はた障りもありて、始め給はぬにや。

庚子の年、先帝崩じ給ひしにも、何事やらん書き綴り給ひて、殿下にも幕府にも、御書參らせ給ふ。都て國中の事は有司に謀り給ふ故、思召も顯はれぬれども、天下の事、幕府に申し給ふ類ひ、御自らものし給ひて、露だに人にもらし給はねば、其悉しき事を知る可きやうなし。唯是彼と推測り奉るになんありき。さて江戸にませし時は日々登營し給ひて、將軍家に見え給ひ、日々御守殿(御養母壽院夫人の住み給ふ所)に參り給ひて何くれと孝養を盡し給ひけるが、庚子の年より水戸におはしまして見え給ふこともなし得給はねば、朝な／＼必ず禮服し給ひて遙か江戸の方に向ひて將軍家を拜み給ひ、又御守殿を拜み給ふ事一日も怠らせ給はず。辛丑の夏より將軍家くま

／＼正しき政、仰出されしを聞き給ひ、深く悦び給ひ、江戸の邸より幕府の命令告げ來る度毎に、有司を召して且喜び、且勵まし給ひ。又聊か幕府の政弛みぬるなどいふ風説を聞給へば、いたくうしろめたく思召して御心を惱まし給ふ事、國中の事を憂へ給ふに異ならず、かくまで忠孝の御心厚くましますを、君には、幕府を憚り給はざるやうに讒し奉る人もありなにかし。そは義公よりこのかた、朝廷を尊び給ふ御家風のみ聞えて、幕府を敬ひ給ふ事を知らざる故ならん。

忠孝は其本一なり(忠孝不兩全などいふは後の世に言出せることにて、不孝の子は忠臣といふべからず、不忠の臣は孝子といふべからず、事長ければ爰にいはす)幕府を敬ひ給ふは孝を東照宮に竭し給ふ所以、天朝を尊び給ふは忠を天祖に竭し給ふ所以なり。然るに世の書讀める人さへ、この理りを明かにせず、國學に泥みぬるものは、ヤ／＼ともすれば、關東を輕んじ、漢學に迷へるものは朝廷を尊ばず。甚しきに至りては代々の將軍家を指して、王(徳川時代の儒者は幕府に媚び、將軍を王と云つたがそれは大義名分上、誤つてゐた)と稱し奉るものあるに至る。これ幕府を認奉るにひとしく、大なる僻事なり。柴野彦助、(栗山と號し寛政三博士の一人)畝傍山の山陵に詣で作りし詩を文恭公の御覽に備へしに、陪臣、無位、柴邦彦と書きたるを、公怪み給ひし時、白河の少將(松平越中守定信朝臣)御側に在りて、朝廷に伺ひ奉りては、定信等陪臣なり。まして彦助如き無位ものをやと申上げしかば、御悦び給ひけりとぞ。かくありてこそ、幕府の盛徳、ます／＼天が

下に弘まりぬべき事になん。

夷狄の禍を慮り給ふ事

かしくも、攝原の天皇、あらぶる敵を平げ給ひ、神武の御威徳を以て、天が下しろしめされ
てよりこのかた、皇朝の威、世に類ひなく磯城島宮崇神天皇の御代。の御代には任那國より貢を
さぐ、豊浦宮(仲哀天皇の御代。)の御代には韓國まで打平らげ給ひ、皇子には、豊城入彦命、日
本武尊ましまし、將軍には、坂上田村麻呂、阿部比羅夫などいへる人々ありて、四方の隅々まで
靡かぬ草木も無く、まつろはぬ夷狄も無かりしが、弘安の年に至りて、忽必烈といへるもの、蒙
古より起りて、漢土に奮ひぬる勢につりて、おほけなくも、神國を攻めんと計りしを、鎌倉の
執權、北條時宗が計らひにて、蒙古より捧げし使の首を刎ね、まさしく忽必烈を敵になしぬるさ
まを世に示し、防禦の備怠る間敷よしと觸れぬれば、天下の人々、すはや蒙古寄せ來んと待ち設
け、(此時蒙古の攻め來るを待ちてのみありしと思ひしに、國々の軍兵催して、彼國に攻め入るべき
ことを計りしとなり。當時の勢いと盛なること思ふべし。其事水戸の彰考館に藏する所の文書に
て故なく見たりしが、今旅の宿にひそまり居、其古文書寫すことも難ければ重ねて記すべし)又
かしくも、時の帝石清水の神に祈り給ひ、御身もて、神國の禍に代り給はんとまで誓をかけ給

ふぞあり難き。上も下も斯くの如くなりければ、其の誠、天地を動かし、神の御心に叶ひけん、
蒙古攻め來りし時、科戸(神風、風の神をシナトベの命と云ふからだ、この語、大祓の祝詞にある。)の風
はげしく吹出して荒浪を起し、十萬人の賊船も海の藻となりはて、僅か三人ならでは本國にえ
歸らざりしは實に心地よき事なり。

其後豊臣氏軍を出して朝鮮に渡り、彼の王城に攻め入り、王子まで擒にし、其後威明國までも恐
れ怯き、二百年餘りの今日まで朝鮮の貢物絶ゆる事なく、まつろひ(従ひ付く意)ぬるぞゆゑしき。
抑はるゝ遠き西北の夷狄、其國は澤にあれども、皆邪教を尊み、世にあらゆる國といふ國を奪ひ
取らん事のみたくみ、世をかへ人をつぎ、其志を遂げんとする奴原なり。

天文の頃より、神國に來りて其邪教を弘めぬるを(此頃南蠻人といふは南蠻人にあらず。西洋
の夷人南蠻に渡りて、そこより神國に渡りしゆゑ南蠻人といひたれども、實は西洋夷人なり。)織
田氏、豊臣氏、さすがに其禍を悟り、是を除かん事を謀りけれども未だ其根を絶つに至らず。東
照宮深く是を惡み給ひ、邪教に迷へる者を残りなく罪し給ふはこよなき御功績と申し奉るも愚か
なり。しかはあれど、其教素より邪法なる故、一と度迷ひぬる者はさとし難し。陽には改めぬるさま
して陰かに其教を尊び、人にも勧めたりけん、寛永の年に至つて島原の賊徒亂を作せり。幕府の
威靈にて程なく賊徒平げぬれども、凡そ此邪教の爲に死罪に行はるる者、此時まで二十八萬人に

及びしとぞ。此一條を以ても邪教の悪むべく夷狄の近付可からざる事を知りつべし。

折しも三代將軍家(三代將軍家光は寛永十五年三月、更に外教の取締を嚴にし、太田資宗を長崎に特派し絶對に外國貿易を禁じたが、更にポルネオ人の宣教師を誅し、五十人の英人をアモキ(阿媽)に追つた。)聰明夷狄の船、神國に近付事を免し給はず。其後も願ひぬる夷人たま／＼神國に近付きぬるをば、船を焚き人を擻にして是を懲らしめ給ひしとぞ。それより已來西洋の夷人も 神國の威武明斷を恐れ憚つて帆影だに見する事無く、邪宗とだにいへば、稚き童、賤しき民等に至るまで御當家御法度の第一と思ふ許りになりしは有難き御事なり。(近頃世に蘭學とかいふもの行はれ、天文の考、醫藥の事などものする中に、かの西洋の邪説を信じ用ひて、切支丹は邪なる教なれども、今西洋に行はるゝは正しき教なるを、西洋の教とだにいへば邪教と思ふはかたはらいたし杯といふものあるは實に惡むべきことなり。其教の名は違ひぬれども、其實は邪なること鏡にかけたるが如し、彼の夷狄の主の佩ぶる所の印の文字漢字に充つれば世界一渾といへる義なるよし。又其譬に婦人五兒を育てぬる様を畫く、五兒はいはゆる五世界の人にとへぬるよし。されば其教を五世界に弘めて渾一せんと志すこと疑ひなし。いと惡むべき奴原ならずや。佛道にもくむべきが中にも、わきて一向門徒(一向宗は本願寺の蓮如によつて全國を風靡し、兵糧を著へて威力の下に宣教した。その富強

は大諸侯に譲らず、それからして種々の弊害を生じた。織田、徳川二氏共にこれが平定に苦心した。)といへる者禍甚しく、東照宮の御靈威にてすら一向門徒は容易くかたむけがたし。其故は宗門の事に至りては君父よりも如來を尊び、如來の爲には君父にも射向ふに至ればなり。薩摩の國にては此一向宗を嚴しく禁じ、且宗門の僧徒一人たりとも國中に入る事を得ざるはゆゝしきことなり。さて西洋邪教の害は一向宗に勝れぬること幾倍なることを知らず。天地のあらん限り神國に近付可からざること也。されば 東照、大猷二公遺志に本づきて、蘭學の弊も所謂未然に防ぐ良法あらまほしきこと、我君しば／＼彪等に仰ありし。

然るに近頃魯西亞(莫斯科未亞)といふ。又鄂羅斯其外くさ／＼の文字にあて、書けり。蝦夷にては是を赤人とも云ふとぞ)といへる夷、我蝦夷地を伺ひ、又豎危利亞、(イギリス、エケレス杯なまりてはいへども、皆同じことなり)といへる夷屢海上を乗り廻り、折にふれて陸に上り、或は海上にて漁民に物杯與へてなつけん事を計り、或は大銃を放ちて駭かし杯する様憤りても猶餘りあることなり。我が君常に是を憂へ給ひけるに、癸巳の年、水戸に下り給ひてつら／＼海邊の形勢杯見給ひ夷狄を防ぐべき術を考へ、ます／＼東照、大猷二公の舊典のゆゝしき事を感じ給ひ、兎に角西北の夷狄は一切近付べからず。若し近づき來らば船をも人をも打碎きて、神國の威を振ひ給はん事のみ志し給ふ。

さて夷狄を防ぐべき術も近頃種々議論ありて其説まち／＼なれども、其論を約むれば大方三つにすぎず。天主教の害誠に惡むべきことなれば、東照、大猷二公の舊典を守りてゆめ／＼きたなき夷狄に近づくべからず。若し近づき來らんには無二無三に打碎きて憂目を見せ、皇國の武勇を海外に輝かすべし。譬へいかに夷狄あらびぬるとも聊か親みて貨物杯交易する事を許すべからず。上も下も諸共に大和魂を磨き天が下の蒼生一人も残りなく失せぬるまでは、皇國の地は夷人に踏せじと思ひ定め、さて其の防ぐべき術はいかばかりにも厚く心を用ひ、銃砲船艦の備杯ゆるかせにすべからず。兎に角に萬人心を一つにし、力を合せて 神國を守るべし。是我が君朝な夕な男建して言聞せ給ふ所にして、我藩の夷狄を憂ふる皆是に同じ。これ一つの説なり。東照宮の制度を定め給ふ頃は西洋の事情未だ詳かならざればこそ夷狄を近付け給はず、又我國より夷狄に渡ることをもいたく停止し給ふならん。西北夷狄ははる／＼遠き國々を從へて貢を納しめ、或は人も住まぬ國々を新に開きて其地に住み、あらゆる國々に往來して有無を交易し、或は海上に鯨釣などして軍用兵糧の資を儲けがてらに人の國を伺ふなれば、彼は財を費さずして海上に漂ひぬるに、我は是が爲に殊更に海邊に出陣して空しく日を送り、徒に財貨、糧米を費しぬる類ひ愚なる事なり。又我國の漁民杯、荒き風波に漂はされ、辛うじて命のみ助り夷狄の地に着きぬるを、彼夷人はる／＼是を送り來ん時はいかに穢しき夷人なりとも我國の漁民諸共に打碎かんはつれなき

わざなり。されば 祖宗の制度を改め交易てふ事を許し、我國にても、いと大なる船を造り大銃杯備へて外國に打渡り交易をなし、諸々の國を懐けまつろはせ、神國に屈する國々數多にならんに、神國の威靈いよいよ廣まりぬるべし。徒に神國の中において、海に乘出す事能はずしては、譬へば籠城しぬる様にて、詮ずるところ危きわざなりといふ、是二つの説なり。

我國は金、銀、銅、鐵、米穀、布帛、何足らぬ者なし。是彼が交易を望む所以なり。交易だに許しなば、まのあたり寇をなす事有るべからず、然るにひたぶるに彼が望を絶たんとせばいかなる寇をなさんも測り難し。我武備整ひたらんには恐るゝに足らざれども、今泰平の御代久しければ防禦の備へ俄かに整ふべきにあらず。されば先づ交易を許し、彼が心を慰め、其間に我國の武備を整へ、彼寄來りぬとも恐るゝに足らざる時に至つて、交易を停止するは安き事なるべしといふ是三つの説なり。

君是を聞給ひて宜ふは、交易を許して其間に武備を整へんといふは臆病者の口實にて我一代に事なきやうにと願ふ心より出でたる説なるべし。北條は蒙古の使を斬り、三代將軍は船を焼き、人を磔にし給ふ。皆我國の人をして覺悟を定めしむる所以なり。人々覺悟定まりぬれば武備整はずとも敵を防ぐに足れり。況して武備整へるをや、然るに夷狄を近付け交易を許さんには、人の心いよ／＼弛み、いつとて武備の整ふ時や有るべき。門外に佇める盗人を引入て親みながら盗人

を防ぐ事を心せよといふに均し。しかのみならず、彼大膽狡黠なる夷人、是彼と術を盡し、邪教をもて人を懐けん事、鏡に懸けたるが如し。人心は弛み、武備は怠り、邪教は廣まりたらんには、隣を噬むも及ぶまじきわざならすや。

又大なる船を造つて外國に渡り、諸々の國を切從へんといふ事、いと勇しきに似たれども、我はいと危き事に思ふなり。我國の人は輕躁にして其心物に移り易し、欲情薄くして思慮淺し。なまぢひに夷狄の業に習うて國々を渡りなば、諺にいはゆる、鶉のまねする鳥に均しく、害のみ有て利なかるべし。交易といふは是彼と取交はし互に利あればこそよけれ、今我國は何一つとして事足りぬものなく、彼國々より持渡る物、多くは者を動むる無用の品也。阿蘭陀一國と交易するさへ識者の憂なる所なるに、内には諸蠻を引入れて交易し、外には大船を出して外國に交らんには、必夷狄の風俗に移され神國の大害をなさん事まのあたりなるべし。唯彼は、大船に乗りて寄來たるに、我國にては陸地にのみ在りて徒に彼を待ち、彼は逃るれども我は堅き舟なければ逐打つ事もかなはざるは口惜しきわざなれば、大艦を造る事を許し、鯨を捕り米穀を送るなどに事よせて、常に舟軍を習はしむるはさる事なるべし。

されども外國へ渡る事は必停止し給ふべき事なり。漁民の外國に漂着したる者を救はざるは情なきやうなれども、國の安危にはかへ難ければ、豫て漁民等にも告諭し、外國に漂ひたる者は死

するに齊く思はずべし。彼夷人が漁民抔送り來る事は仁愛の心より起れるのみにあらず。是を口實にして、神國に因を求め、年頃の望を遂げんとする術なり。そは寛永の頃より寛政の頃迄に我國に漂ひし民も數多あるべきに、我國の武威盛なる時は一度も送り來らぬ事にて明けし。されば、神國の人貴きも賤しきも、大和魂滿ち漲りて、天照大御神の恩資を一筋に仰ぎ奉り、かの古語にいへる遠き國は八十綱(非常に長い綱)。これで遠國を引き寄せるさは祝詞の中の新年祭の言葉中にある、狭き國は廣く、峻しき國は平らけく遠き國は八十綱打かけて引寄する事の如く、皇大御神の寄さし奉らば、荷前は皇大御神の大前に横山の如く打積み置きて、残をば平らけく聞しめさん云々ある。かかけて引き寄する事の如くなりたらんには、海外の國々打從はん事もさる事なれども、怒なまじひに遠大なる略を施しなば、近き禍のみ引出すべしと宣ひて、君は兎に角に東照大猷二公の遺訓を守り給ふ事のみ志し給ひき。

君又常に御側近へ侍る人々に仰せ給ふは、神國は四方の國々皆海なれば、いづくの浦に夷狄の舟寄來らんも測り難し。されども初は夷狄の艦海上に在り、大砲拵放ちて駭しぬるとも、後には陸地に上りぬべし。我國の武備だに整ひて、銃砲もて打碎き、或は黒煙の下より猛き兵共馳せ入りて、槍太刀を振り、思ふ儘に戦ひなば、必大なる勝を得べし。たとひ一度は夷狄等あらびぬるとも、長く陸地に留りて要害の地を保ち等する事は得させじ。されば浦々に寄來るは其患あさし。

さて蝦夷の千島は正しく、神國の地にて古より歌にも詠める許りの名所なりしを、魯西亞の夷人、漸々に強大なるにつれ、千島に渡り来て漁獵をなし、廬舎まで造り住みぬること、是うたてきわざならずや。(千島の内は今久奈尻、惠登呂府の二島のみ松前氏より人を渡して成しむ。近頃までは宇留都府島とて、又名獵虎島といふ所までは蝦夷人往いて獵虎を捕りしが、今は赤人(ロシア人)來り居て蝦夷の人往く事能はざる由、扱惠登呂府にも赤人來りて其邪教の驗とせる十文字の形の柱を建てありしを、幕府の士近藤重藏守重仰を蒙りて彼の島に渡りし時、其十文字の柱を抜き捨て、大日本惠登呂府と書きたる木標を建てたり。其文字は我水戸の木村謙次、近藤に従ひ往て是を書せり。寛政の末の事にて、今を去ること四十年餘りなり。赤人の惡むべきこと此事のみにて知るべし。)飽くまで大膽なる夷狄等なれば、我國の怠れる隙を伺ひ、年々に南の方に志し、東西蝦夷杯いふ所迄寄來りなば、大なる患をなすべし。四方の浦々に寄來んよりは其禍深し。此事切に考へぬれば、寢ても安からず、物食ひても甘からぬ許りに思ふぞ。

三代將軍の仰に、神國の地一寸たりとも夷狄の爲に取らるゝは神國の恥なる由宣へり。千島の事は天下の爲に患ふべきことなりと宣ひて、夷狄の事記せる書籍數多讀み考へ給ひ、御自ら書記し給ひ、深く御心を用ひ給ふ。されば、まのあたり我領中の海防忽せにすべからずと宣ひて、屬海邊に至り形勢を見給ふに、領中の海濱、南北二十里に渡れり。寛政の頃より文政の頃まで海防

の備へ様々評議ありけれども、二十里の海濱、いづこに夷狄寄來んも測り難ければ、常に城下に備へ置きて、事有なん時其海邊に出しぬる事に定めてありしを、丙申の年、幕府に請ひ給ひて多賀郡介川といふ所に要害を築き、家老山野邊兵庫頭に仰せて、其家臣諸共に其地に住ましめ、専ら夷狄防禦のこと心得べき旨を命ぜらる。(中山備前守の采邑は多賀郡松岡といふ所にありて、介川を距ること五里許りなり、是は本より北の海濱の備を兼ねたれども、中山は多く江戸に在りて、松岡には其家臣住めり。介川には山野邊主從居て、所謂土着の姿なり。)丁酉の年、また友部村、大沼村にそれぞれ物頭並に同心を住ましめ、専ら海防に備へらる。那珂の湊には本より船大將有りて海防を兼ねたり。壬寅の年(天保十三年)、又磯濱村に物頭同心を住ましむる事、友部、大沼に等し。其他所々に臺場を設け大砲を備ふ。(大砲の放ち方も近き頃迄は其術を年久く習へる人ならではなし得ぬことに思ひてありしを、君水戸に至り給ふ後は、折にふれて是を試み習はし給ふにぞ、今は怪しき同心、水主さへ玉薬籠て放ちぬるはいと容易くものする事になりぬ。)

しかはあれど二十里の海邊に萬人を備へたりとも、僅か一里五百人の備へなり。されば城下の士卒盡く海邊に移りぬるとも、海防全く備はりしといふべからず。況んや此處彼處に物頭同心住みたりとて、事有らん時は徒に討死やせんと識者の憂ふ所なり。君も深く是を憂ひ給ひける。國中の士卒を海防にのみ傾けん事、本より之ある間敷わざなり。さればとて夷船は南北を飛ぶが如

くに漕ぎめぐるを、陸地に在りて此に移り、彼こに走りて備へんことかたはらいたきわざなれば、堅牢の船艦を造りて水戦をならはしなば、敵を追打事も、又二十里の海邊互に救ひ應ぜん事も便利宜しかるべしとて、其の事幕府に請はせ給ふと雖も許し給はざりければ、今は力なく、さらば海邊の壯丁を擇んで今の世に火消てふものゝ如く隊伍を定め、すはや夷人來らば取敢へず集りて是を防ぎ、手痛く働きなしたらん者には恩賞與ふべき由を論しなば、海邊に住める物頭同心の助となり、城下より軍兵押出す間の一と支にはなるべしと謀り給ひて、其事是彼と評議しけるが、君世を遁れ給ひぬれば、今はいかゞなりぬるや。

さて我藩には、東照宮より始祖威公に銃砲數多譲り給ひしが、上に鐵砲の工人を附け給はりしかば、大小の銃砲少からずと雖も、君世を繼ぎ給ふ後は、年々に内帑の貨を出して、年々大砲を造らしめ給ふ。壬寅の年に至りぬれば、幕府より命令ありて夷狄防禦のこと忽せにすべからず。大砲の備へ用意あるべしとありければ、君宜ふやう、我水戸は、土地瘠せて民貧しく、常に財用の足らざるを憂ふ。されども幕府の命誠に有難き御事なればゆめ／＼忽せにすべからず。昔松平伊豆守は佛を鑄潰して錢とせしが、我は銅佛、銅鐘を以て大砲を造らん。海防の爲に士民の膏血を絞るには勝りなんとありて、國中の寺々に申下し銅佛と鐘とを納めしめ、(火災など告ぐる爲、半鐘は殘し、又賑へる村々には時の鐘時刻を報ずるために打つ鐘)をも殘し給ふ。)いはゆる守銃攻

銃の類ひ、さわに鑄させて武庫に備へぬ。(天文年中銃砲渡りぬれども、鳥銃のみ行はれ、其後大砲も行はれたれども、程なく太平になりぬれば、神國にては専ら大砲を用ゆるに至らずして止みぬ。今西北の夷國、銃法いよ／＼巧みになりぬれば、是を防ぐの術も亦心に用ひすんばあるべからずと、君常に仰せありき。)

神社を尊敬し給ふ事

附 破戒の僧徒を沙汰し佛寺を滅じ給ふ事

世の中の人、神佛とだにいへば、其理由をもしらず、ひたぶるに拜み祈りなどして、禍を遁れ福を求めんとするにぞ、民の心さま／＼になりて純一ならず。亂れたる世に權威を振ひぬる人多き時は、其人々に媚び諂ひぬる事のみ専らになりて、君在す事を忘るゝが如し。凡そ神國に生れぬる人は天祖を仰ぎ奉るべき事なれども、賤しき身として、天祖を祈るなどするは、譬へば己が領主、國主を差し置きて、直に朝廷に訴へ奉るにひとしく、非禮、無禮の甚しきなり。一國の人は一國の神を祈り、一村の民は一村の神を祈りぬる事、即ち天祖に事へ奉る所以なり。此の理りだに明かになりたらんには、諸々の邪教、人の心をまどはしぬる事も自ら止みぬべし。

昔 西山の君(西山に隱居した義公の事)此義を明にし給ひ、寛文の頃より國中の淫祠二千許りを毀

ち、又僧徒の戒を破り風俗の害になれるものを沙汰し給ひ、佛寺一千計りを毀ち給ひ、吉田神社（日本武尊の神を祭る。延喜式に載せたる名神なり。靜神社（手力男命、手力男命は勇力ある神で、天照大神が天岩屋に隠れられた時、岩戸を引き開けて出しまゐらせた。後、天孫降臨に従うて永く天孫守衛の任に當つた）を祭る。延喜式に載せたる名神なり）などいへる名神にも、いつの頃よりか佛をつきまぜてありしを、寺を違さけ、僧をはらひ、宮社すがくしく建て給ひて正しき神の道もて齋ひ祭り、（鹿島の神宮にも、中古より神宮寺といふもの出で来て、宮近き地にありしを今の地に移せしは延喜年間のことなれば、是等も義公の建議し給ふならんと思へども、未だ其たしかなることをしらす。）一郷一社といふ事を定め、正しき謂れある神を崇めて一村の鎮守とし、國中の民、一筋に神を尊びて直ぐなる道に従はしめん事を計り給ふ。威公薨れ給ひし時、新たに瑞龍山を擇びて儒法をもて罪り給ひ、城中に廟を營む。是又儒禮をもて祭り給ひ、此瑞龍山にも廟中にも、僧徒など一切入る事を許さず、（或人曰く、天竺の佛法を用ひ給はざるはざる事なれども、唐人の法にて祭り給ふはいかゞ。答へて曰く、佛法を先づ其本尊を崇め、次に先祖を祭る。其他天竺の樂器を用ひ、魚肉をすゝめざる類ひ、皆天竺の道なり。我大廟の祭は儒法を用ひ給ふと雖も、衣服、膳部等、皆、神國の禮を用ゆ。いはゆる簠簋蓬豆（神に供へる黍稷を盛る器、この語は漢書にある。簠は竹で造り、果物や乾肉の類を盛るもの。豆は木で造り、菹鹽の類を盛る祭器。この語は、曾子疾有り、

孟敬子之を問ふ。曾子言ひて曰はく、鳥の將に死せんとするや、其の鳴くや哀し。人の將に死せんとするや、其の言ふや善し。君子道に貴ぶ所の者三。容貌を動かして、斯に暴慢に違さかり、顔色を正しくして、斯に信に近づき、鮮氣を出だして、斯に鄙倍に違さかる。蓬豆の事は即ち有司存せり（論語、泰伯第八）にある）或は牛羊の肉など備ふることなし。都て漢土の風俗、神國に通ひぬれば、是を取つて用ゐる時は、神國の道を助くること、學校の條にいへるが如し。あながち儒法に泥み給ふにあらず。）

家中の諸士にも城下に近き原を擇びて墓地を賜はり、葬祭の事を教へ給ひしかば、國中其風化に靡きけるが、正しきは衰へ易く、邪なるは蔓り易き習なれば、百年餘りの間に、正しき神を尊む人よりも、故なき淫祠など祈るもの多く、僧徒の行は日々悪しくなり行きて、政の妨げになりければ、中納言に至りて、また西山の君の志をつがせ給ひ、破戒不如法の僧徒等それく沙汰し給ひ、古寺の破れて造り修むべき便りなきをば是を毀ち、或は同じ宗門の寺所々にあるを合せ一つになし、一向、門徒の妻子有りて民に歸らんと願ふものをばそれく許し給ひ、正しき神社の衰へぬるをば是彼と其故由を正して是を助け起し給ふ。中にも常盤山なる東照宮の原廟は、國中の人最尊敬し奉るべき理りなるに、其別當といへる法師、いつも江戸にありて賤き僧徒等仕へ奉りければ、不如法の事のみありて神威を汚し奉り、自ら人の崇敬薄くなり行きし事を歎き給ひ、其別當職を止め、賤しき僧徒等宮廟のあたりに住みしを残りなく拂ひ、領中にて諸人の貴び

ぬる社家二人を擇みて奉仕職を命ぜられ、其他數多の社人に命じて遷宮の式、(遷宮の時は、君齋明盛服し給ひて日蔭の蔓(古昔新嘗祭、大嘗會等の神事に與る諸王、公卿の冠の笄の左右にかけしもの)をかけ、忌衣を襲ひ、宮廟に詣で御自ら神事を行ひ、神宮祝詞を讀み、伶人樂を奏し、其様古雅清潔にして、しかも嚴重なること言葉に盡し難し。かくありてこそ神威もいと貴からめと心なきものさへ感じあへり。さて、宮廟の奉仕職に社家(社家は世襲の神職)を仰せあれども其祭主は君自らものし給ふ思召なりき。)より始年々の祭儀に至るまで都て清潔嚴重に改正し給ひ、又領中村々の鎮守に氏子帳といふものを作らしめ、國中の人皆神の氏子に漏るゝことなく、冠婚死徒の類ひ必ず鎮守に告げぬる事に定め給ひ、大夫、士、庶人の喪祭の式をも粗く議定し給ひしが、今は如何なりしや覺束なし。(東照宮の祭は日光山を始社人僧徒諸共に是を勤む。然るを君これを神道に改め給ひ、又佛法は夷狄の道にもせよ、天下に建置かるゝ所の寺々を毀ち給ふは如何と君を議し奉り、又是により態々の流言ありつる由。是其一つをのみ聞きて其二つを知らざる説なり。其の故いかんとなれば、幕府にして兩山なる御廟所の祭儀も皆、佛法を用ひ給へども、我水戸にては古より佛法を用ひ給はず、瑞龍山並に大廟の祭儀、前に述ぶるが如し。是我藩にては佛法よりも神儒を尊び給へばなり。船橋なる東照宮は、年久しく神道もて仕まつる。是其祭主社人なれば、己が尊ぶ所の道もて仕へまつるなり。然るを其社人に佛道もてこれに仕へよといはゞ僻事ならずや。ま

れば、君の御身となりていと切に考へ給はゞ、威公以來の君をば、我藩にて貴びぬる神儒の道を以て祭り、東照宮をば、常に賤しみぬる佛法にて、祭らんこと、いかで忍び給ふべき。佛法は天下に建置るゝと雖も、神儒の體も亦天下に用ゆる所なり。人各其貴ぶ道を以て祭らんこと、幕府にて許し給ふ所ならずや。長くも、東照宮薨御に臨み給ひて、近臣に仰せられ、寶刀もて、罪人を試み給ひ、其寶刀を御枕邊に置きてかくれ給ひしこと、是神道を好ませ給ふ御志いちじるし。さらば世の人は何ともいへ、東照宮の御靈は必ず君の赤心をしろしめし給ふらん。又寺々を毀ち給ふ事も、國中の佛法を残りなく止め給ひしならば天下の制度に違へるともいふべけれども、しかにあらず。貧しき村々に伽藍多くありて造營の度毎に勸化(信者の淨財を募集する事)布施(一切衆生愛憐のため惜まずに物を施す事、僧侶に向つて與ふる物品)抔いへる事有つて民の歎きとなりぬるを省き給ふのみにて、西山の君の毀ち給ひしに較れば、其の事半にも至らず、しかも、幕府の御沙汰し給ふなれば、是又世の人の議し奉る所に異れり。しかはあれども年久しく僧徒の荒びぬるを惡みて有りし折から、君にも、西山の君の志をつがせ給はんとありしかば、其事に携はる有司を始め、村々の民に至るまでいと嬉しき餘りに靜にもち運びてもえあるべき石佛などをさもなく様に扱ひぬる類ひはありけんかし。是等の事は其事をもする者のおとなしからざるにて、ゆめく、君の知り給ふ所にあらず。君はかゝるはしたなきわざをば、却ていたく戒め給ひき。かゝる類ひ

は流言だに止みなば、後の世には必ず明かになりぬべきことなれども口惜しきあまりに荒増をのくぬ。

御床几廻百人を設け給ふ事

附 寒暑風雨に御身を習はし給ふ事

一家は一家の分限あり。一國は一國の分限ありて一國中の諸士に分ち與ふる穀祿も大抵定格あるべき事なれば、諸士の子弟たる者文武の道などはるかに人にすぐれたらんに別は別は祿を與へて是を勤め勵ましむべき事なれども、其父兄に代々祿を與へぬるが上に、其子弟をも人々に惠まん事はなし得ざるならひなり。世亂るゝ時は各槍太刀打ちふりて功名を顯はしぬれば、やがて恩賞に預り武邊拙ければ速かに追拂はれなどすれども、治れる世には強きも弱きも勤むるも怠るも、いと悪きわざだにせざれば、家をつぎ、祿を世々にするさまりにしあれば、諸士子弟自ら怠りて文武の道をも勵まず、其子弟やがて家をつぎぬる故、君に事ふるも職を守るも唯人なみに備りたるのみにて、其道に暗きは淺ましきわざなり。是其父兄たる者の心すべき事なれども、又人君の憂へ慮るべき所なり。今こゝに正宗の造りたる名刀あらんには、人々争ひて若干の金銀を出して是を求むべし。さて其料をもて名もなき鍛冶の作れる鈍刀求めよといはゞ、誰か是に従ふべき。

昔功勞ありし先祖に與へたる祿もて今の不文不武の子孫を、扶持する事、正宗の名刀買ふべき料もて鈍刀をかひたるに異らず、昔と今と世こそかはらめ、人は皆先祖の血脈にて同じ人なれば君たらんもの、能く諸士の子弟を勵まし、武道をもて打鍛ひ、文道をも勵まき磨きなんには、國中の人々皆正宗の刀に均しかるべし。

我が君既に奢侈の風を押へ、義勇をもて諸士を勵まし給ひければ、華奢風流、酒宴、遊興に流れるべきものも質朴の風を慕ひ、文武の道勵みぬるやうになりしにぞ、君深く悦び給ひけれども、一國の分限定りあれば、人毎に賞美しぬる事もなし得給はず、是によりて、御床几(昔の職陣にて身方危くして大將が前方に出陣した時、その本陣に大將の代り大將の如く、床几にかゝつてゐたものを床几代り云つた。床几廻はこれにちなみて考へられたのであらう)廻を設け給ひ、諸士の長子行跡正しく、文人にこえぬるもの百人を擇びて、是を仰せらる。此御床几廻の人々平常には日々十人づゝ城中に伺候し、君外に出給ふ時は御側近く守り奉るのみにて忙しき職もなければ、思ふ儘に文武の道勤むる事を得、年々白銀を賜はりて其勞を賞せられ、父世を遁れ、又は身まかりぬれば速に職を命ぜられ、寄合、小普請などいへる所に長く滞る事なく、一度命ぜらるゝものも行跡正しからず、文武怠りぬれば本の長子に返し給ふことに定め給ひしかば、長子共はいふもさらなり、二男、三男の類ひも、人に養ははるれば長子となる事故、共に行を磨き業を勤め、其父兄も外様(武家時代に

は將軍の一門又は譜代でない將士大名などの事。この場合は水戸藩の一門又は譜代でない事を意味する。又祿位共に卑しけれども、其子弟は君の近侍につらなり、御側近く仕へまつることを辱なく思ひて子弟を勤め勵ましけるにぞ、僅に百人を仰せぬるのみにて國中の子弟勵みぬる事大方ならず。いにし年日光山に詣で給ひし折は、其百人の中より擇びて若干御供を命ぜられ、逐鳥狩杯には残りなく引具し給ひ、其人大方年二十より三十前後にて弘道館出來ぬる後は、殊更に筋骨もたくましくなりて、一人當千ともいふべきさまなれば、君殊に惠をかけ給ひ、事にふれ、折にかけて、非常の恩遇をぞ蒙りける。

さて昔は近習の臣も専ら言語舉動などのやさしきを宗とし、婦女子の如き風俗なりしが、御床几廻設け給ふ後は、いつとなく自ら勇士の風を慕ひぬることになりぬ。されど小姓杯いへる者多くは大祿を世々にするものゝ子たれば、君常にこれを勵し給ひ、畏くも御自ら寒暑風雨などに習はし給ひて、近侍の柔弱なる者を振り起し給ふぞあり難き。然るに君は鷹狩を好み給ふ故に、御身は寒暑をも忘れ給ひて、人々の艱難はしろしめさずあらんなど竊かに私語く者あるは皆柔弱なる者の口實にて、いと惡むべき事なり。實に鷹狩を好み給ふ事は尋常にこえ給へり。されども艱難を試み給ふことは、一つには御身を習はし、二つには近侍より始め柔弱の俗を矯め給はんとの御事なり。

いにし庚子の年の秋大雨いたく降りぬる日に、思召立ちて、水戸城より西北の方なる野口村に至り給ふ。旅路八里許りあるを未の刻許りに出給ひければ、日は暮れ、泥は深し、漸く其村に着き給ひて御旅館になりぬべきものを問はせ給ふに、大澤某といふ者古き家にて、西山の君の時より御旅館となりし例しあれども、今は貧しくなりて、家居も壊れ、目もあてられぬ様なれば、何某といへる富める民の家に御旅館仰せ給はんとそ宜しからめと、近侍の臣申上ぐるを聞こし召して、其貧しき家に宿らんと宣ひて、俄に入給ふに、案より壊れぬる上に拂ひ清むる間もなければ、其矮陋汚穢なること、近侍の人々すら堪へ難く覺えけるに、君は聊かも、御厭ひ給はざるのみならず、其日は御衣食の具も續かさりしかば、鮎魚を焼き飢を凌ぎ給ひ、御養召して夜を過させ給ふ。折柄雨頻りに降り續きければ、空しく徒然と日を送り給ふ中に、今日は郡奉行など田畠の經界正しぬることを初て試るよし。我も行き見て見るべき由、豫ていひ遣はせしなれば、いざ行きて見んと仰せあり。

さて此野口村は那珂川の北にありて郡奉行の繩打を試る所は、成澤村といひて那珂川の南にあり。然るに此頃の霖雨に水かさまさりて、流れの早きこと矢の如し、渡し守等今日は賤しき人だに渡し難し。いかでやんごとなき君を渡し奉るべきといなみける。近侍の人々、此のあたりに易く渡りぬべき所やあると尋ねしに、此のあたりは、地勢峻しければ波荒く、五六里許りも川下に

至りなば、地平かにして流れも遅く、波も静かなるべしといふ。されど川下の渡に往き給はんには遙に陸路を廻りて道も悪しければ、今日はこゝに宿り給ひ、水かさ落ちぬる時、渡り給はんこそよからめ、と申上げしに、君やがて御馬の鼻を陸に向けて乗出し給へば、御供の面々兎角の評議に及ばず、或は馬に乗り、或は歩立にて續き奉りし。四日許り大雨降りし後なれば、霞の泥いと深く、所々に水滿ちて歩み得ず、君いよ／＼御馬を早めて、中河内といふ渡に着給ふに、果して、流遅く波静なれば、易らかに渡り給ひて成澤村に至り給ふ。(此時野口村にて武田彦九郎を召し、汝は我より先に成澤村に至り、郡奉行等に告知らすべしとありしかば、長りて馬に鞭打出立けれども、君野口村を立給ふ時刻遅かりければ、いかに急ぎ給ふとも、さばかり早く越し給ふまじと思ひしに、君の御馬見えにしかば、問道より馬の足をかぎりに乗りたて、小船に掉さして辛ふじて君より少し御先に参りぬと吾に語りける。郡奉行、繩奉行より始め百人餘りも集り居たれども、水増さりぬれば、君はよも見え給ふまじと思ひの外に、君を拜み奉りければ、人皆勇み悦びて田畠に繩打ちをはえて是彼と議論などするさまを御覽じ給ひき。此日君のこし給ふ道程は七里許りもありしを、巳の時に出給ひて午の時の半に着かせ給ひければ、御供、僅々五六騎ならでは續かざりし。

又明る年彌生の頃、大能牧の舊跡を見給ひて小管村に宿らせ給ふ時、御歸るさに入四間と高鈴

の山(高鈴山は多賀山脈の一峯、標高六百メートル、助川驛の西北宮田の西方にある)を越えて海邊に至らんと仰せあり。高鈴は此あたりにて最も高き山なれば、是を越ゆる事いと易からねども、其山のあなたに川といふ所ありて山野邊兵庫頭の館あればそこに宿り給ふならむと推し量り奉りて御供せしに入四間(水戸領地理誌に、宿内より登る。高三十町餘、方一里餘、山中に胎内くゞり、護摩壇石、天狗の巖屋など、大岩ありとある)の山の麓に到り給へば、是より先は路最も峻し。我馬も供の馬も、山のかかひ廻りて海邊にやりぬべし。我も人も徒歩より往かんと仰せて、山に登り給ふ。此の入四間といふは、こよなき深山にて、路けはしく鐵の鎖など攀て登るほどなるを、君は飛ぶが如くに登り給ひて、其峰を越え高鈴山の頂に登り給ふ。御供の人々息切れ咽喉乾きて、いかゞはせんと思ふ所に、郡奉行桑原幾太郎、此あたりに檢地のわざしてありけるが、君俄かに山を越え給ふと聞きて大なる桶に冷水を漉えたるをあやしき男に荷はせて畏りぬ。

君其水きこしめして暫し休らひ給ふにぞ、人々も始めて蘇りぬる心地して、介川(助川とも書く。今會瀬と相合し高鈴村といふ。盤城海道の名驛。天保六年、水戸藩が海防に盡力した時、介川に塞を作り、家老山野邊氏を守將とした)の館には道の程いかばかりあらんと問ひしに、桑原答へて二里許りなるべしといふに力を得て御供せしに、介川の館に至り給ひても御草鞋を脱ぎ給はず。兵庫頭、其子包丸諸共に罷出で、御旅館仕り侍らん事を近侍の人もてねぎ奉りしに、君笑ふのみにて應へ給はず、

暫くありて其館を出給ひて海邊なる會瀬村に至り給ふ。日は既に高鈴山に入らんとするに、君は南の方を指して歩み給ひ、河原子、水木などの濱々を経て久慈の渡りに至り給ひぬる頃、はや日も暮るゝ許りになりければ、此所にて御館召され砂河原を一さんに走せ給ひ、其夜の戌の時許りに那珂(今湊町といふ。人口一萬三千、水戸の東三里、那珂川の河口左岸にある津市で、その形状は下總の鏡子に似て少し小さい。水戸藩では、この口を以て海岸の咽喉とし、船庫を置き、水軍の經營をも茲で爲した。天保以來は殊に防備を固め、砲臺を建造した)の湊なる資賓閣に着き給ふ。元より俄なる事なれば小納戸、御膳處などいへる職々も遙に後れ、此時も御衣食の具なかりければ、其夜は御腰なる糧きこしめして御旅裝のまゝ御褥の上に休み給ひき。

此時仰に村松あたりにて日もくれはてぬれば、所々の民思ひくく松明を焚き、御馬の前後を照しけるに、一人の童子僅に十歳許りなるが松明持ちて御馬の先に立ちしかば、其童子に宜ふやう、今往く路は人も多し。淋しき事もあるまじ。後に歸らん時いかゞはするとありしに、其童子此路は夜なく通ひぬれば獨行くとも物さみしきとは覺え待らずと答へ奉りし。されば人は習はしによれり。武士の子育つるは心得べき事と語り給へり。さて此日の道程十里餘り七八里にもこえぬべし。しかのみならず高き山を二つまでこえ、海邊の砂河原を過ぎければ、二十里餘りも歩みぬる許りに疲れたりき。其中にも目附にて御供せし村上源五郎は、常に物言ひ少きが、其日は

殊に物もえ言はず、あきれたるさまにて足もすゝます見えければ、君顧み給ひて、源五心地そこなへるかと問はせ給ひし事など、今思ひ出せばをかしけれども、其時は笑ふものさへなかりき。

この外炎天に御笠をも召し給はず、長き日に糧をきこしめさずして御身を習はし給ふ類ひ、鬼に角に柔弱なる習を矯めて昔の健き風俗に返し給はん御心と量り奉れり。(野口村に御供せしは近侍にて三浦資男、吉野英臣、名越小十郎、菊池善左衛門、醫師松延道圓、若年寄武田彦九郎、側用人彪、目附加治左馬助、郡奉行金子孫二郎等なり。其他猶多けれども忘れぬ。高鈴山越し給ふ時も、近侍は野口村の時に粗同じ、若年寄結城寅壽、側用人彪、目附村上源五郎、介川より兵庫頭父子御供せり。此外に御供して惱みぬる事屢々ありけれどもらしつ。近侍は福地政次郎、兩度とも御供す。)

諸書を著述して後に傳へ給ふ事

君天性敏捷にましまして、何事にも博く涉り給ひければ、人を使ひ給ふに至りては其器によりて其長ずる所を用ひ給へり。世の人學問とだにいへば漢土の事のみ心を用ひ、皇朝の事あるそかにする事を歎き給ひて、千早振神の御代より始めの宣命祝詞の類ひ、其外いはゆる和文といふものは残る所なく、集め給ひて、八洲文藻(天保七年、小山田與清、久米博高、間宮永好、鶴峯戊申、西宮

宣明、橋本長らに命じて編輯せしめ、完成刊行したのは同十四年であつた。全部一百十二卷、目錄三卷、尙ほ後編を出したがそれは八十七卷だつたと名づけ、朝廷に献じ給ふ。また義公述べ給へる大日本史、本紀列傳は舊くより出来て近頃その誤りなど正し、板にもちりばめぬるに、其志類、烈公のまきに事業大に進んだ。神祇志、職官志、國郡志、食貨志、禮樂志、刑法志、兵志、陰陽志、佛事志などであるといふもの備らず、代々の君これを志し給ひて、其時々の史臣に仰せぬれども、いと易からぬわざといひ、且は是彼障ある事などありて、徒に年月を過ぎにしを、君弘道館を開き給ふ後、史臣に仰せて、是れを撰ばしめ給ふに、其史臣も力を盡してものせしかば、三年許りが内に半に過ぎぬる許り出来ぬ。また皇國にあらゆる草木の花實枝葉杯を眞寫せしめ、悉く其品を記し、(八洲文藻は小山田外記といふものを江戸の邸にまねきて是を仰せらる。志類は豊田彦次郎(松岡又は晩翠と號し、字を天功と云つた。藤田圃谷の門下、安政三年彰考館總裁となつた。享年六十)を水戸の學校に擧げ給ひて専ら是を命ぜられ、本草學は佐藤平三郎に仰せ給ふ。其外衆醫に仰せて諸々くさくさの藥方を纂めさせ給ひ、又柳營の規式廟參の次第など、すべて三藩の君の携はらせ給ふことを委細に記したるを不忒雜纂(淑人(善良の徳ある人。詩經の曹風には、淑人君子。其の義一なりとある)君子其儀不忒てふ古語を取給ふ。)と名づけ給ひ、或はあらゆる事ども見聞給ひて、後の例にならん事は夫々類を分ちて記したるを潜龍閣雜錄(二十三卷から成る)と名け給ふ。凡そ是等の事皆其人の器により

て仰せられしかば、大なる事も遺る所なし。(我藩にて昔述べ給へる書に、神道集成と云ふ書あれども、其考正しからず。又もるゝ事も少なからざるを歎き給ひ、此書によりて殊に神道の大典を一部の書に述べ給はんとて、彪近侍にありし時仰せを蒙り、佐々木某、菊池某など諸共に其事をものせしが、彪元より聞見る事の淺ければ、いかばかりの功をもなさて過ぎぬるのみならず、程なく政府の吏となりて其事をはたさず、されども佐々木杯怠らず書を集めしよしなれば、其事(これは「神道明訓管窺」を題して出た。)は粗備りたらん。具眼の人 君の志を空しく奉らず、其書を述べ著して、神聖の大道を明になし度事也。)

御自らも常々筆を取り給ひて種々の事書き記し給ひしかば、いかばかり御机に滿ちぬらん。折によれ唐歌をも漢文をも見給ひけれども、最も大和歌を好み給ひ、御少き時より世を遁れ給ふまで、よみ給ふ所百千うたにもならん。御齡未だ五十にもなり給はねば、さざれ石(我が君は千世に八千世にさざれ石の、巖となりて苔のむすまで)(古今集、卷七、賀歌。讀人しらず)とある通り、君の萬歳を賀した意)の巖となりて苔の蒸すまでには著し給ふ書も、詠み給ふ歌も、いはゆる車にみちぬる例しになりぬべし。是は殊に集め傳ふべきわざにあれば此書には載せ侍らず。君また武技を好み給ふ中にも銃砲に勝れ給ひて、其事考へ明にし給へる御書數多ありと承れども、是は銃砲家の傳ふべき事なれば、是又精しき事を云はず。(騎射てふもの世に行はるれども馬に乗りて銃を放つ

こと習ふ者いと少し。弓矢の道は 神代より傳へ來りし業にて武士の専ら學ぶべき事なれば、君にも、射術を勵み給ひて御少き時よりいと強き弓をも引給ひけれども、其わざの猛烈に至りては銃砲に如くものなしと宣ひて、深く其術を究め給ひ、馬上にて銃を放つ事を試み給ひて其利害等盡く明にし、又銃術に携れる事、何くれと考へ定め給ひ、諸流の奥儀を抜き集めて是を神發流と名づけ給ふ。我藩の大小銃、君に至りて其道大に開けぬると承る。

書畫、音樂、猿樂(歌舞音曲を備へて演ずる一種の藝術、多く武家に賞讃された。後世の能樂はその餘流である)等のことに至るまで、それ／＼その道に達し給ふ。彪その道にくらければ其悉しき事を云ふこと能はざるのみならず、是等の事は、君の御身に取りては傳ふべきにも足らずとて書きもらしつ。(哀公ませし時、連枝の君などまねき給ひて猿樂催ふし給ひし折に、君熊坂を舞ひ給ひけるが、如何したりけん、御長刀の身ぬけて飛ければ、近習の人々こはいかゞすべきと汗を握つて、物影にさゝやきけるが、君すこしも驚き給はず、打物業にて叶ふまじと、高らかに謡出し給へば、さすが島内吉兵衛といへる役者、手取りせんと長刀なげすとと譚ふ聲、諸共に長刀すて給ひければ、其さま一としほゆかしく見えて、實に熊坂の勢ひ斯くや有んと思ふ許りに見え奉りしとぞ。藝道の役者拵かゝる過ちにあひたらんには、いかばかりか、あはてゝ見苦しき事なるべきに、名將の御振舞感じ奉るに餘りありと、吉兵衛屢吾に語りき。

田島の經界を正し穀祿を平にし給ふ事

民は國の本にしあれば是を安んずるを政事の第一とする事、古も今も人の云ふ所なれば、治れる世久しき時は民の籠日々衰へ、貢賦(みつきものさ租税)年々に少くなりて國の用度足らず、用度足らざればとて止む事を得ずまた之を民に取る。初め十人して捧げし金穀も、後には僅に五人三人して償ふ事となりぬれば、民愈々苦しみ、國愈々貧しくなり行く事、是亦古も今も同じ事なり。民の苦しめる故由は一筋ならざれども田島の經界正しからざるは最も其盛衰にあづかれり。水戸の封内寛永の末つかた、威公の仰せにて、田島の界改めしより以來二百年許りになりぬれば、其時、上田と名けしも今は下田となりぬれども、止むことを得ず上田の租を納め、或は畠に水せき入れて田となしたるを隠し置れて畠税を納むる類ひ、擧げて數ふべからず。しかのみならず貧しき民の田畠を富める民に賣らんとする時、富める者は米十石を得べきの實地を取りて、其名は三四石と定めて僅に其租税を出す。残れる六七石は名のみありて實の地はなけれども貧しき民より其租税を納む。土地の肥饒、町段(段は地積に關する名稱、今の一段は三百歩である。段の字は大抵、反さ書く寛永以後の一段は六尺四方一步で三百歩即ち廣十間五尺七寸餘、長二十七間二尺二寸餘である)の廣狭も是に同じく、いと淺間敷わざなれども、貧しき民の飢寒に迫れる者はまのあたりの苦しみに堪

へ難ければ後の憂を計るに暇あらず、實の土地を賣て空敷石高を残し、下田と名づけて上田を賣り、己は下田を耕して上田の租税を納むる類ひ多ければ、古人の所謂富める者は益、富み、貧しき者は益、貧き様にぞなりにける。

天明、寛政の頃、文公専ら民を恤み給ひ、文化の初め武公にも政事に心を盡し給ひしかば、其頃より田畠の界を改め正さずしては、貧しき民蘇息する事難かるべしと、其職に備れる識者、より議論ありけれども、是を行ふ時は、富める民は俄に利を失ふ事を歎きて上を怨むべし。貧しき民は喜ぶべき理なれども、多くは愚なれば富める者に欺れて上を疑ふべし。凡民は富めるも貧しきも上を疑ひ、やもすれば下を損し上を益せん事をのみ計ると思ふ事なれば、田畠の界を改めん事容易からずとて、其事行はれ難くて過ぎにしが、中納言の君には、公子にておはせし時より農政の書數多讀考へ給ひ、事情を明かにし給ふにぞ、御代の初、早くも經界改むべき事を郡奉行に計り給ふ。郡奉行も君の御心非常にまします事を感じ奉りけれ共、容易く行ふべき業にはあらざれば一同、會議して先輩の識者議論杯具に申上げさせ、君の仰の如く、いかにもして經界は改正すべき事に覺え侍りぬれども、君はいかばかり仁政を施し給ふ御心にて、民未だ御惠みを蒙らざれば、上を疑ふ心なしといふべからず。いざかく迄に思召のましますには先づ奢侈を抑へ、儉約を教へ、御怠りなく仁政を施し給ふべし。國中の民、君を仰ぎ奉る事父母の如く、我君

は露許りも疑ひ奉るべからずと人々懐き奉りし時に至りて經界を正うせん事、何の子細あるべきと申上げれば、君實にも同じ給ひて専ら政事を勵み給ふ。折しも小石川の屋形新に土木の事ありて儀式行ひ給ふべき殿は、合天井に營むべきに定りしを、彼の宮室を卑うして力を溝洫に盡す(子曰はく、禹は吾間然すること無し。飲食を非くして、孝を鬼神に致し衣服を惡くして、美を黻冕に致し、宮室を卑くして、力を溝洫に盡す。禹は吾間然すること無し。論語、泰伯第八)てふ古語や思召けん。俄其の事を止給ひ、昔唐土にて酒を川上にしたみ諸人に飲ましめぬる事を、御自ら筆を染給ひて合天井造るべき料の金子を添へて郡奉行に下し賜はりて、國中の鰥寡孤獨を賑はし給ふぞ有難き。其後癸巳の年より丙申、戊戌の年、三度の饑饉には日夜御心を苦め給ひ、或は簾中の宮諸共に粥をきこしめし、或は朝夕の御膳のみ、きこしめして晝の御膳は止め給ふ類ひ、深き御惠普ねかりければ、國中舉つて、明君と仰ぎ奉りける。

かくて己丑の年(文政十二年)、世を嗣給ひしより以來、戊戌(天保九年)の年に至りて十年になりぬれば、領中土地改正(漢さまにいふ時は經界均田(均出法)、又は丈量杯いふにより、國中にても色々に稱へたれども幕府に請ひ給ふ辭令には、土地方改正といひ、民間にては御繩入杯と稱へり。其あらましは封内東西南北(此名は昔よりの名にあらず。近頃改め名づけ給ふところなり、但し昔南北中と三郡に分ち給ひしとはあり。))とて郡奉行四人にて治む。其一郡を又かりに四つに分ちて

十六とし、兩番の士を始め、其わざに堪へぬべき者三十二人（成功まで五年を経ぬる内に、其人移り更りぬれば、前後にては五十人許りにもなりぬ。）を擇みて繩奉行を仰せられ、二人して其事を共にし、郡方勤むる役人二人三人づゝ是に副へ、村々の郷士、庄屋、組頭杯いへる者正直なるを擇び、其他竿取、繩取杯いふ者に至るまで、それ〴〵配り分ちて是を一組と稱ふ。

さて一組毎に田島に臨みて繩打渡して其廣狹長短を計りたるを帳に記し、土地の美悪などまで粗論じたるを郡奉行に出しぬれば、郡奉行、勘定奉行諸共に其下なる職々を引具し、田島上中下杯の位を定むるを、年寄、若年寄其事に携れる人々より見巡りて是を勵まし、衆議の決し難くてあるを、是を裁判などし、其職々心を合せ、力を盡す事凡五年を経て其功畢りぬれば、諸士の元より知行賜はりたるは村をかへ、是迄歳米賜りしも百石已上に當りぬるをば新に知行を賜はりし。今年甲辰（弘化元年）の年、彌生の初めつかた、其人々の祿村々の民の竈まで記さしめ、御朱印（朱印は武將が政務執行の文書に捺したる朱肉の印）付けて御手づから賜りぬ。いはゆる布衣以上の人には白書院、物頭以上は黒書院、其以下大廣間にて賜りしが、山野邊兵庫頭より初め、百石以上夥しき人なれば、盡く御手づから賜らんは倦み給ふべければ、小祿の人には年寄共渡し侍らんと申上げしに、君宣ふやうは、人の君として士に祿與ふるに勝れる業やあるべき、倦む許りに與へて見まはしけれとありて悉く御手づから賜り、中山備前守より初め、江戸に在る者は其世子に御自ら給

はりぬ。其の御朱印狀のさま左の如し。

一 祿何千何百石

一 農何百何十戸

右常陸國（或は下總國）何郡何村某郡某村にて知行せしめ兵馬油斷なく相嗜む可きもの也。

天保十五年甲辰三月

御朱印

何某實名江

斯くて其農民の名記せる書は別に郡奉行より人々に分ち配りぬ。抑右諸士に田島祿賜りし時は、千石は千石、百石は百石の貢賦、大方平かに均しかりしを、前にいへる如く土地の善惡、農民の盛衰により諸士の知行する所も均しからず。其名は千石にて、僅かに六七百石の貢賦を得、或は二百石、三百石の名にて四五百石の實を得る類ひなきにあらず。又大祿の知行はさもあらねども、小祿の知行所といふは一村の中にて此處彼處に離れ、一人の民、數多の地頭に年貢（田畝宅地等に賦課された特定の租税、時には小作料をも意味する）捧ぐるわざなれば、地頭と民の情も通はず、又地頭の代官など村々を巡り民を苦むる類ひ其患少からず。此度は改め給ひて何百石に農何戸と定め、其民は必一人の地頭を仰ぎ、年貢收納は盡く公けの役人は是を掌りぬる事になりたれば、地頭も穀祿の平かならざるを憂へずして、長く數多の民を懐くる事を得、農民も數多の地頭、代官杯に苦

めらるゝ事を免る。一わたりに限りては知行の本意に非ざるに似たれども、勢ひにより時を濟ふの良法といふべし。後の人、能く君の御志を繼ぎて是を修めなば、兵を強くする一助ともなりぬべし。さて此經界を正しくし給ふ事、御代の初より十年の間評議まぢくにして定め難くありけれども、實事にかゝりぬれば、其評議せしとは思ひの外に易らかなる事も亦難き事も出来ぬ。

其事擧げて數へ難けれども、其一つをいはんに、富める者十石と名づけし田より僅に米四石を納めてありしを、今改むれば百石となりて、米四十石を納むる事になりぬれば、年頃三十六石の米を潜かに掠め居ぬる幸をば言はずして、今年より貢米十倍せる事を歎く。さて富める民の貢米十倍せし如くに貧しき民の貢米を十分の一に減じたらんには、さこそ喜ぶべけれど、富める民は少く、貧しき民は、いと多ければ、一人の富めるものより増納むる三十六石もて貧民百人の租税を緩むる時は僅に米三斗六升許りの救なり。此に數へし米穀の數はすべて其大凡をいふのみ。又年頃荒にし畠に草木生茂りぬるも、猶畠の名にてありしを皆改めて、山野となしぬれば、封内の畠地大に減じけれども、斯の如き地は年久しく荒れてありければ、此度廢りぬるとも、一人の民に向つてはさばかりの恵にもあらず。されば富める民は歎き、貧しき民も大に喜びもせず、領中の石高は減じぬれば經界正しぬるわざは謂れなき擧と思ふ人もありつべし。そはいはゆる姑息を喜ぶ小人の言にて、聞くもいまはしき事なり。

孔子も寡きを患へずして均しからざるを患ふ（丘や聞く、國を有ち家を有つ者は、寡を患へずして、均しからざるを患ふ。貧を患へずして、安からざるを患ふ。蓋し均しければ貧なく、和すれば寡なく安ければ傾く事なし云々。）（論語、季氏第十六）と宣ひ、孟子は仁政は必ず經界より始る（畢戰をして井地を問はしむ。孟子曰はく、子の君將に仁政を行はんとし選擇して子を使ふ。子必ず之を勉めよ。夫れ仁政は必ず經界より始む。經界正しからざれば、井地均しからず。穀祿平かならず。是の故に暴君汚吏は、必ず其の經界を慢にす。經界既に正しければ、田を分ち祿を制する事、坐して定む可きなり。）孟子、卷三、滕文公章句上）と云ひ、其他識者の論皆是に同じ、然るを名のみありて其實なき土地より年貢を取り、草木の生茂りたる山野を指して畠といひ、一段に足らぬ畠を二段といひて其租税を責むる類ひ、民の父母たる者、いかで是を見るに忍びんや。かくなりたるを其儘に捨置けば後の世にはいかばかり亂れん事計るべからず。仁政といへる者はまのあたり其驗見えずとも、日を重ね、年を経るに隨ひて、其澤大なるを宗とせり。二百年已來紛はしく亂れたる田畠封内の隅々まで繩打渡し、土地の美惡を論じ、定めて民の産を均くし、士の祿を平かにし給ふ事、誠にこよなき仁政と申奉るべし。

其實地を踏すして其事業の跡をのみ見聞きなば、繩の打ち様、位の定めぶり、租税の納め方、杯かしては斯く當て、こゝは斯くなし度き者を杯といふべけれども、昔世の中の人兵亂を厭ひ、いかにもして田畠作らんと思ふさまなる時には、經界正しぬる事もなし易かるべし。（天祿、慶長の

檢地杯是なり。

今泰平の御代久しく上下ともく、利を取るといふにも似よりたる世の中に、土地を收むる事はいとなし難きわざなり。水戸の封内狹しと雖も、幾萬人の民草露許りも心を動かさずして大業を畢りぬる事、君の御仁徳、民の心に感じぬる事の深きを知るべし。されば何れの國にもあれ、今の世に當りて易らかに經界正しぬるよしだに聞かば、其手振の善しあしは兎もあれ、君こよなき仁徳ありと思ひやるべき事になん。

幕府の褒賞を蒙り給ふ事

天保十四年、癸卯の四月、大將軍の君、日光山なる神廟に詣で給ふにぞ、我が中納言の君にも、尾張、紀伊の君諸共に豫參(其の事に與るの意)し給ふ。同じ年の五月の中つかた、水戸に歸り給はんとするとき、殊更に御使もて登營し給ふべき旨仰せありしかば、君も臣もいかなる仰せ事やらんと思ひしに、大將軍の君、臺顔殊に怡ばしく君を御側近く進め給ひて君年つ頃政事務め給ふことを深く感じたまへる由、仰せありて、御手づから黄金造りの御佩刀を參らせ、しかのみならず金梨子地に群鶴を蒔繪したる御鞍籠に、黄金數多添へて參らせ、老中濱松の侍從(水野越前守忠邦朝臣)台慮の旨を手づから言して、君に捧ぐ、其御文に曰、

御意

一昨年来國政向格別行届かれ文武共絶えず研究在られるの趣一段の事に思召され候。尙此上御在呂中御領中末々迄、公儀御徳化相靡き御安心遊ばされ候様、御世話成さる可く候。依て傳來の御太刀遣はされ候、永々御秘藏成さる可く候。且御領中巡見等の節用ひられ候様御鞍籠遣はされ候。並に何角の爲御用度黄金遣され候、源義殿(徳川光圀のこゝ)の遺志繼ぎ爲され益誠忠勵まれ候様成さる可く候。(此御意書の初に一昨年とあるは辛丑の年にて、幕府にては此年より萬の事改正し給ひ、享保、寛政の政に回し給ふべき旨仰せ出でられ、我君世をつぎ給ひしは己丑の年にて、十年餘り、五年迄國政に力を盡し給ひしを一昨年辛丑の年已來とせしは、美を幕府に歸する所以にて流石濱松侍從の筆とこそ知らるれ。後の人疑を生ぜんことやあらんと聊其由を記しぬ。)

君退きて小石川の屋形に歸り給ひ、執政等に仰せありけるは、寡人不肖の身にして、圖らずも、かゝる恵に逢ひぬる事、是偏に家中の諸士能く文武の道を勵みて寡人が志を助けぬるによれり。是より後はいやまし心を固くし、力を一つにして、將軍家の厚き仰言にかなひぬる事を心得べし。家中の諸士にかくく、仰せを傳へよと宣ひければ、則ち年寄より左の如く申渡す。

昨日上使を以て仰せ進められたるの通り、今日、御登城遊ばされ候處、御座間にて御對顔爲さ

れ、別紙に在る御意の通り御直に仰せ含められ、御太刀並に御鞍籠等御拜受遊ばされ、御國政向の義、豫々御世話あらせられ候事に候得共、畢竟御家中末々迄御改正の御趣意相守り候故、右様出格の御褒賞あらせられ候義と思召候。依ては此上御國政向益御勉勵遊ばせられ候に付、追々仰せ出され候。文教武備御領民御撫育等の儀、其職々は勿論一統相勵み、別紙

上意の趣御相當遊ばされ候様仕る可き旨仰せ出さるゝもの也。

さて其佩刀等を拜見する事を許し給ひければ、家中の人々貴きも卑しきも眉を開きて悦び勇みぬる事、大方ならず、抑、義公には忠孝の義を明にし、文武の道を勵まし給ひ、時の御帝より備ばんをそなへよちかねたるせつだいのめいし文兼武絶代名士と勅褒ありしかども、いかなる故にや、幕府より褒賞し給はず、六十の御齡を過させ給ふ迄參議におはし、世を通れ給ひて明る日に黃門黄門は中納言の異稱、水戸藩主は代々中納言に任ぜらるゝに拜し給ふ杯、時に逢ひ給ふとはいふべからず。されども百年の後に至りて御志いよ／＼著しく、御名ます／＼輝きて、明君とだにいへば必ず西山公と申奉ることになりければ、過ぎし壬辰の年、大將軍京師の詔を傳へ給ひて亞相從二位の官位を賜り給ふにぞ、義公の徳義彌後世に顯れける。然るに今大將軍の君は萬の政邪なるを去り、正しきに就き、奢れるを惡み約なるを教へ、享保八代將軍吉宗時代の年號寛政十一代將軍家齊時代の年號の跡を慕ひ給ひて文武の道を振ひ起さん事を計り給ふにぞ、我が中納言の君まのあたりかゝる恵に逢ひ給ふのみなら

ず、義公の遺志繼ぎ給ふべき仰迄蒙り給ふは、いかにも嬉しき例しならずや。かしこくも義公の御靈此事を聞き給はゞ、一つには我が君のまのあたり時に逢ひ給ふ事を喜び給ひ、二つには御身其所には逢ひ給はねども、百年の後に遺志をつぎ給ふ事をや喜び給ふらん。常陸帶書こゝに書き果てつる事、心なきにあらず。見ん人心してがな。